

独立行政法人農畜産業振興機構年報

平成18年度



独立行政法人農畜産業振興機構

目 次

1	機構概況編	
I	機構	
	1. 役員、定員及び組織図	1
II	評価委員会等	
	1. 独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会	3
	2. 補助事業に関する第三者委員会	3
	3. 意見を聞く会	5
	(参考)農林水産省独立行政法人評価委員会	8
III	資本等	
	1. 資本金の状況	10
	2. 財務の状況	10
	(1)会計処理	
	(2)損益等	
IV	予算	
	1. 18年度年度計画届出の経緯	14
	2. 事業内容及び予算の概要	14
	3. 平成18年度の業務運営に関する計画(平成18年度計画)	15
V	平成18事業年度年表	41
2	畜産編	
I	畜産の概況	
	1. 畜産の動向	42
	2. 畜産物の安定価格等	47
II	畜産物の価格安定業務	
	1. 指定乳製品	50
	(1)概況	
	ア. 乳用牛の飼養戸数及び飼養頭数	
	イ. 生乳の需給	
	ウ. 指定乳製品の生産量	
	エ. 指定乳製品の価格動向	
	(2)指定乳製品等の輸入及び売渡し	
	2. 指定食肉	56
	(1)牛肉	
	(2)豚肉	
	3. 鶏卵	57
III	債務保証業務	59
IV	畜産の補助に関する業務	
	1. 学校給食用牛乳供給事業に対する補助	60
	2. 畜産業振興事業に対する補助	60
V	加工原料乳生産者補給交付金交付業務	
	1. 加工原料乳の価格と限度数量	64
	2. 加工原料乳の認定と生産者補給交付金の交付状況	64
VI	肉用子牛生産者補給交付金等交付業務	
	1. 肉用子牛価格の動向	67
	2. 生産者補給交付金等の交付	67
VII	畜産関係資料	
	食料・農業・農村政策審議会答申	72
	畜産業務関係年表	76
3	野菜編	
I	野菜の概況	
	1. 野菜の需給動向	79
	2. 野菜の価格動向	80
	3. 野菜の輸入動向	81
II	指定野菜価格安定対策事業に関する業務	
	1. 制度の改正	82

2. 交付予約及び資金の造成	82
3. 価格差補給交付金等の交付	88
4. 野菜生産出荷安定資金の収支	98
Ⅲ 契約指定野菜安定供給事業に関する業務	
1. 交付予約数量及び資金造成額	100
2. 生産者補給金交付金等の実施状況	100
Ⅳ 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に関する業務	
1. 特定野菜事業	103
2. 指定野菜事業	104
Ⅴ その他の業務	
1. 重要野菜等緊急需給調整事業	110
2. 野菜構造改革促進特別対策事業	111
Ⅵ 野菜業務関係年表	113
4 砂糖編	
Ⅰ 糖業の概況	
1. 海外の動向	114
2. 国内の動向	114
3. 国内産糖の生産動向	115
Ⅱ 価格の決定	
1. 指標価格	118
2. 輸入糖関係決定価格等	118
3. 異性化糖関係決定価格等	119
4. 国内産糖関係決定価格	120
Ⅲ 業務の概要	
1. 輸入指定糖に関する業務	124
2. 異性化糖に関する業務	127
3. 国内産糖に関する業務	130
4. 砂糖の補助に関する業務	135
Ⅳ 砂糖類業務関係年表	136
5 蚕糸編	
Ⅰ 蚕糸業の概況	
1. 養蚕業の動向	138
2. 製糸業の動向	138
3. 生糸の国内需給及び価格の動向	138
Ⅱ 取引指導繭価の設定等	
1. 平成18生糸年度における取引指導繭価の設定等と蚕糸政策	139
2. 平成19生糸年度における取引指導繭価の設定等について	141
Ⅲ 業務の概要	
1. 生糸の輸入調整に関する業務	142
2. 蚕糸業振興事業に対する補助業務	143
Ⅳ 蚕糸業務関係年表	149
資料1 蚕糸業経営安定対策要綱の制定について	150
資料2 平成18生糸年度における取引指導繭価等の設定について	153
6 共通事項編	
Ⅰ 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務	
1. 国内の情報収集	154
2. 海外の情報収集	154
3. 情報の提供	154
4. インターネット及び衛星放送を通じた情報提供の推進	154
5. 海外駐在員の業務	155
Ⅱ 野菜流通消費合理化推進事業に関する業務及びその他の業務	
1. 野菜消費者情報提供事業	156
2. 野菜情報利用高度化促進事業	156
3. 野菜情報総合把握システム	156

Ⅲ 砂糖類の情報関係業務及び砂糖に関する調査	
1. 砂糖の情報関係業務	157
2. 輸入粗糖に関する調査	159
3. 砂糖の流通調査	159
Ⅳ 蚕糸に関する情報業務	
1. 国内蚕糸絹業調査	161
2. 海外蚕糸絹業調査	161
3. 情報の提供	161
Ⅴ その他の情報収集提供業務	
1. 食に関するフォーラム等	162
2. 消費者代表との意見交換会	162
3. メディアとの意見交換会	163
4. 地産地消アンケートの実施と地産地消の推進についての意見交換会	163

概況編

I 機 構

1 役員、定員及び組織図

役 員

(平成19年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	分 担 業 務	任 期	
理 事 長	木下 寛之		平 18.9.26	平 19.9.30
副 理 事 長	菱沼 毅		平 15.10.1	平 19.9.30
総 括 理 事	関川 和孝	機構の業務（他の総括理事が担当する事項を除く）についての総括並びに総務部及び経理部の所掌する業務	平 17.10.1	平 19.9.30
総 括 理 事	和田 宗利	機構の業務のうち特に命ずる事項についての総括並びに企画調整部、調査情報部及び国際情報審査役の所掌する業務	平 17.10.1	平 19.9.30
理 事	成田 喜一	酪農乳業部及び食肉生産流通部の所掌する業務	平 18.8.1	平 19.9.30
理 事	塚田 幸雄	畜産振興部の所掌する業務	平 17.10.1	平 19.9.30
理 事	野川 保晶	野菜業務第一部及び野菜業務第二部の所掌する業務	平 17.10.1	平 19.9.30
理 事	津崎 勝宏	特産振興部及び特産流通部の所掌する業務	平 17.10.1	平 19.9.30
監 事	平野 実		平 17.10.1	平 19.9.30
監 事	堀 邦夫		平 18.10.1	平 19.9.30

平成18年度における異動

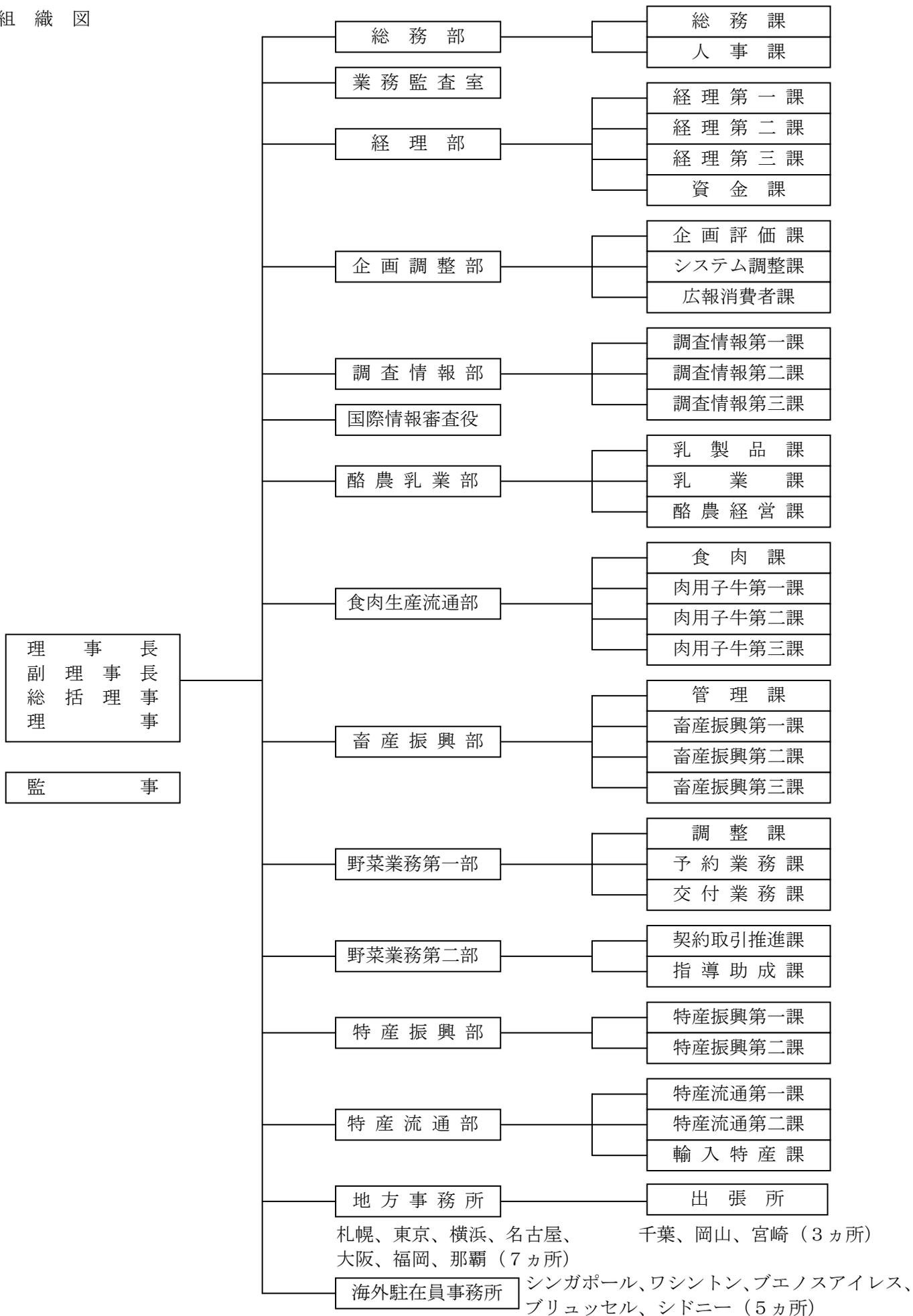
平 18. 7.31	理 事	門田 正昭	退任	平 18. 8. 1	理 事	成田 喜一	就任
平 18. 9.25	理 事 長	山本 徹	退任	平 18. 9.26	理 事 長	木下 寛之	就任
平 18. 9.30	監 事	小林 宏三	退任	平 18.10. 1	監 事	堀 邦夫	就任

定 員

(平成19年3月31日現在)

役 員	10名	常勤10名
職 員	220名	
計	230名	

組 織 図



II 評価委員会等

1 独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会

独立行政法人農畜産業振興機構は、中期計画及び年度計画に基づく独立行政法人農畜産業振興機構の業務の実績等について、自ら点検、評価等を行うことを目的に評価委員会を設置し、以下のとおり実施した。

開催年月日：平成18年5月16日（火）

- 議題：（1）第3回評価委員会におけるご意見等への対応状況
（2）平成17年度業務実績について
（3）機構をとりまく諸課題と機構の対応
（4）その他

評価委員名簿

（平成18年5月16日現在）

氏名	所属
大木 美智子	消費科学連合会 会長
野村 一正	株式会社農林中金総合研究所 顧問
伴 義聖	弁護士
東田 親司	大東文化大学 法学部教授
藤島 廣二	東京農業大学 国際食料情報学部教授
宮崎 昭	放送大学 京都学習センター所長
矢坂 雅充	東京大学 経済学部助教授
吉田 企世子	女子栄養大学 名誉教授

2 補助事業に関する第三者委員会

独立行政法人農畜産業振興機構は、「中期計画」に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構法第10条第1項第2号、4号、及び第2項並びに附則第6条第1項の規定により実施する補助事業を適正に実施するため、補助事業に関する第三者委員会を設置し、以下のとおり実施した。

開催日時：平成18年6月28日（水）

- 議題：（1）平成17年度補助事業の実績等について（達成状況等）
（2）平成18年度補助事業の実施状況について（審査状況等）
（3）その他

委員名簿

(平成18年6月28日現在)

氏名	所属
大木 美智子	消費科学連合会 会長
鈴木 宣弘	九州大学大学院 農学研究院教授
永木 正和	筑波大学大学院 生命環境科学研究科教授
野村 一正	株式会社農林中金総合研究所 顧問
宮崎 昭	放送大学 京都学習センター所長

開催日時：平成19年3月27日（火）

- 議題：（1）平成19年度の事業評価手法について
（2）補助事業の実施手続き等について
（3）施設整備事業に係る事後評価結果について（平成18年度事後評価分）
（4）平成19年度補助事業の概要について
（5）その他

委員名簿

(平成19年3月27日現在)

氏名	所属
大木 美智子	消費科学連合会 会長
河原 雄三	ジャーナリスト
鈴木 宣弘	東京大学大学院 農学生命科学研究科教授
永木 正和	筑波大学大学院 生命環境科学研究科教授
宮崎 昭	放送大学 京都学習センター所長

3 意見を聞く会

農畜産業振興機構は、各部門の業務関係者から意見を聴き、今後の業務運営の参考とするため、意見を聞く会を以下のとおり開催した。

畜産業務について意見を聞く会

開催年月日：平成18年11月21日

- 議題：（１）機構の業務と畜産をめぐる情勢について
（２）畜産振興の課題と機構の畜産業務に関する意見について
（３）その他

出席者名簿

氏名	所属
富士重夫	全国農業協同組合中央会常務理事
上野千里	全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
齋藤浩禧	日本養豚事業協同組合専務理事
早川久一	日本食肉輸出入協会副会長
寺内正光	社団法人日本食肉市場卸売協会会長理事
小林喜一	全国食肉事業協同組合連合会専務理事
大野晃	社団法人日本乳業協会会長
増田淳子	ジャーナリスト
矢坂雅充	東京大学大学院経営学研究科助教授
南波利昭	社団法人中央畜産会専務理事

野菜業務について意見を聞く会

開催年月日：平成19年3月13日

- 議題：（１）野菜をめぐる情勢と農畜産業振興機構の野菜関係業務の実施状況について
（２）野菜の生産・流通・消費に係る最近の情勢変化と機構の野菜関係業務について
（３）その他

出席者名簿

氏名	所属
牧口正則	全国農業協同組合連合会園芸販売部長
寺尾勲	ホクレン農業協同組合連合会種苗園芸部長
嶋崎秀樹	有限会社トップリバー代表取締役
原田篤	横浜丸中青果株式会社代表取締役副社長
立平満雄	東果大阪株式会社執行役員
宮本浩章	株式会社三祐代表取締役
寺島晋	イオン株式会社食品商品本部農産商品部長
佐渡純一	キューピー株式会社生産本部野菜原料購買担当部長
田中秀幸	株式会社ロックフィールド購買部マネジャー
吉田孝男	群馬県農業局蚕糸園芸課長
木立真直	中央大学商学部教授
木田滋樹	社団法人日本施設園芸協会会長

蚕糸業務について意見を聞く会

開催年月日：平成18年12月6日

- 議題：（1）蚕糸絹業再生プランについて
（2）再生プランについて意見交換
（3）その他

出席者名簿

氏名	所属
高木 賢	中央蚕糸協会会長・財団法人大日本蚕糸会会頭理事
安藤 俊幸	全国農業協同組合連合会農産部養蚕対策室長
岡野 俊彦	群馬県農業局蚕糸園芸課課長代理
樋口 泰三	社団法人日本生糸問屋協会会長・浜縮緬卸商懇話会会長
吉國 隆	社団法人日本絹業協会会長
池田 喜政	株式会社高島屋MD本部呉服DVディヴィジョン長
清水 とき	財団法人日本きもの文化協会会長
棚町 敦子	株式会社アセット婦人画報社美しいキモノ編集長
田村 照子	文化女子大学教授 (大学院生活環境学研究科科長、文化・服装学総合研究所長)
井上 泰一	株式会社野村総合研究所社会システムコンサルティング部
梅原 郁恵	〃
岩村 高治	〃

(参 考)

第1 1回農林水産省独立行政法人評価委員会

開催年月日：平成1 8年8月3 0日（水）

- 議事：（1）各分科会の審議の経過及び結果について（報告）
（2）中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について
① 農林水産省主管1 7法人について
② 独立行政法人北海道開発土木研究所(国土交通省主管)の評価に係る意見について
（3）中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて
① 独立行政法人農林漁業信用基金について
② 独立行政法人北方領土問題対策協会について
（4）その他

第1 2回農林水産省独立行政法人評価委員会

開催年月日：平成1 9年3月1日（木）

- 議事：（1）委員長の選任について
（2）委員長代理の指名について
（3）報告
・林野分科会の審議の経過と結果について
・独立行政法人農林漁業信用基金の中期目標期間終了時の見直しについて
（4）その他

第2 1回農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会

開催年月日：平成1 8年6月2 7日（火）

議事：第1部

- （1）役員給与規程等の一部改正について
（2）平成1 7年度業務実績の概要及び中期目標期間を終了した法人の中期目標期間の業務実績の概要等について
（3）平成1 7年度の財務諸表について
（4）繰越積立金の処分について

第2部

- （1）役員給与規程等の一部改正について
（2）独立行政法人評価基準等の見直しについて
（3）平成1 7年度業務実績の概要について
（4）水資源機構の平成1 7年度評価基準及び業務実績の概要について
（5）短期借入金の借換の報告について
① 農畜産業振興機構
② 農林漁業信用基金
（6）農林漁業信用基金の長期借入金の入札結果の報告について
（7）中期目標期間終了時の見直しについて

第22回農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会

開催年月日：平成18年8月10日（木）

議事：第1部

- (1) 役員給与規程の一部改正について
- (2) 平成17年度及び中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について
- (3) その他

第2部

- (1) 平成17年度に係る業務の実績に関する評価について
- (2) 平成17年度財務諸表について
- (3) 独立行政法人水資源機構の平成17事業年度業務実績に係る意見の報告について
- (4) 独立行政法人農林漁業信用基金の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて
- (5) その他

第23回農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会

開催年月日：平成19年3月1日（木）

議事：(1) 分科会長の互選及び会長代理の指名

- (2) 17事業年度退職役員の業務勘案率(案)について
- (3) 農業者年金基金の役員に対する報酬の支給の基準について
- (4) 農林漁業信用基金の中期目標期間終了時における事務・事業の見直しについて
- (5) 家畜改良センターの重要な財産の処分について
- (6) 農畜産業振興機構の中期目標等の変更について
- (7) 農畜産業振興機構及び農林漁業信用基金の短期借入金の借換について
- (8) 農林漁業信用基金の長期借入金及び償還計画の認可申請並びに長期借入金の入札結果の報告について
- (9) 農林水産消費技術センター等検査検定3法人の統合に伴う中期目標等の変更について
- (10) その他(今後の農業分科会等のスケジュール(案)について)

第6回農林水産省独立行政法人評価委員会農業分科会農畜産業振興機構チーム検討会

開催年月日：平成18年7月11日（火）

議事：(1) 独立行政法人農畜産業振興機構平成17年度業務実績について

- (2) 財務諸表等について
- (3) 業務実績評価シート（案）について
- (4) その他

Ⅲ 資 本 等

1 資本金の状況

機構の資本金の状況は、次のとおりである。

区 分	18 年度期首	増減額	18 年度期末
畜産勘定	29,966,262,336 円	—	29,966,262,336 円
野菜勘定	293,139,653 円	—	293,139,653 円
生糸勘定	5,030,300,000 円	—	5,030,300,000 円
肉用子牛勘定	328,562,593 円	—	328,562,593 円
債務保証勘定	371,650,899 円	—	371,650,899 円
合 計	35,989,915,481 円	—	35,989,915,481 円

2 財務の状況

(1) 会計処理

機構は、法人の財政状態及び運営状況を明らかにするため、独立行政法人会計基準に沿った会計処理を行っており、決算に係る財務諸表は、監事及び会計監査人による監査を受け、農林水産大臣から承認された後、官報に公告し、かつ、各事務所において一般の閲覧に供している。

機構の会計は、業務ごとに経理を区分し、畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定、生糸勘定、補給金等勘定、肉用子牛勘定及び債務保証勘定を設けて整理している。

機構の各種業務を執行した結果、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、当該勘定において積立金として整理することになっている。一方、損益計算において損失が生じたときは、積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理することになっている。

また、補給金等勘定においては、損益計算において利益が生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、農林水産大臣の承認を受けて残余の額の100分の80以内の額を畜産勘定の畜産業振興資金に繰り入れることができることになっている。

(2) 損益等

ア 畜産勘定

当勘定においては、指定食肉の売買保管等業務、指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の調整保管事業に対する補助業務、学校給食用牛乳供給事業に対する補助業務及び畜産業振興事業に対する補助業務、畜産物に関する情報収集提供業務、畜産関係団体に対する出資に係る株式又は持分の管理業務の経理を行っている。

当勘定の損益は、収益が、調整資金戻入益410億2,524万3千円、畜産業振興資金戻入益71億6,809万6千円、運営費交付金収益4億5,726万8千円、過年度補助事業費返還金102億3,113万2千円、運用利息、雑益等16億5,806万1千円を加えた605億3,979万9千円で、費用が、学校給食用牛乳供給事業費17億7,761万1千円、畜産業振興事業費526億5,921万6千円、畜産物に関する情報収集提供事業費3億3,429万7千円、これらに補助業務に係る業務費及び業務委託費、並びに当勘定の一般管理費、関係会社株式評価損等58億1,848万6千円を加えた605億8,961万円となったことから、4,981万1千

円の当期損失を計上した。

この結果、当期損失は積立金の取崩しにより処理し、次期繰越積立金は41億4,381万円となった。なお、畜産業振興事業は、環境対策やBSE対策等34項目の事業に対して補助金が交付された。

また、調整資金の収支は、収入は、政府からの交付金717億1,401万1千円、支出は、畜産業振興事業費に365億615万8千円、肉用子牛補給金等事業費に41億4,053万円、畜産物の価格安定等の事業費に2億5,890万円、一般管理費に1億1,965万5千円であった。

一方、畜産業振興資金の収支は、収入は、政府からの交付金81億7,471万5千円、運用利息、雑益、過年度補助事業費返還金、調整資金運用利息等の受入が114億3,269万7千円、支出は、学校給食用牛乳供給事業費に17億7,761万1千円、畜産業振興事業費に162億4,771万9千円の補助を行ったほか、これらに係る業務費、業務委託費、一般管理費、関係会社評価損等が5億7,546万3千円であった。

イ 野菜勘定

当勘定においては、指定野菜価格安定対策事業、契約指定野菜安定供給事業、特定野菜等供給産地育成価格差補給助成事業、重要野菜等緊急需給調整事業、野菜構造改革促進特別対策事業、野菜流通消費合理化推進事業等に係る経理を行っている。

これらの費用のうち、指定野菜価格安定対策事業等の交付金及び助成金は、造成した資金から受け入れた収益で賄うこと等とし、それ以外の業務費、一般管理費等の費用については、資金の運用利息等の収益で賄っている。

当勘定の損益は、収益が運用利息等収入16億3,453万4千円で、費用が業務費、一般管理費等16億3,453万4千円であったため、当期損益は0円となった。

当期損益が発生しなかったのは、野菜生産出荷安定資金又は野菜農業振興資金の運用によって生じた利子その他の当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入については、人件費、事務費その他の業務費に充てるほか、当該資金に充てることができることとなっており、野菜勘定で生じた受取利息等の収益のうち、業務費、一般管理費等必要な経費を控除した差額6億8,979万6千円を野菜生産出荷安定資金及び野菜農業振興資金に繰り入れたためである。

ウ 砂糖勘定

当勘定においては、価格調整措置の実施に必要な輸入指定糖の買入・売戻業務、異性化糖等の買入・売戻業務及び国内産糖の交付金交付業務と砂糖生産振興等事業の業務の経理を行っている。

当勘定の損益は、収益については、糖価調整事業収入501億4,619万1千円、その内訳は、指定糖調整金収入447億1,756万1千円（対象数量1,363千トン）、異性化糖等調整金収入54億2,862万9千円（対象数量793千トン）であり、国内産糖調整交付金戻入益88億3,087万4千円、運営費交付金収益13億4,118万2千円、砂糖生産振興資金戻入益518億8,579万2千円、過年度補助事業費返還金等5,350万2千円、受取利息等1億7,856万円、雑益520万9千円を加えた1,124億4,130万9千円であった。

費用については、糖価調整事業費720億6,529万5千円、その内訳は、てん菜糖434億1,445万1千

円（交付対象数量654千トン）、甘しや糖・鹿児島127億6,842万5千円（交付対象数量68千トン）及び甘しや糖・沖縄154億344万8千円（交付対象数量83千トン）、国内産糖検査委託費1億3,605万5千円、業務管理費等3億4,291万6千円であり、砂糖生産振興等事業費52億9,870万2千円、一般管理費等7億6,322万8千円、支払利息等1億9,243万2千円を加えた783億1,965万7千円となったことから、341億2,165万2千円の当期利益を計上した。

この結果、前期繰越欠損金841億9,492万3千円に当期利益を充当し、次期繰越欠損金は500億7,327万1千円となった。

また、砂糖生産振興資金は、17年度末残高518億8,579万2千円に当期の砂糖生産振興資金受取利息等2億2,549万6千円を加え、砂糖生産振興事業費等49億2,779万1千円及び情報提供収集事業費7,080万円を合わせた49億9,859万円を取崩し、その残余金471億1,269万7千円を短期借入金に充当した結果、当期末残高は0円となった。

エ 生糸勘定

当勘定においては、需給調整措置の実施に必要な生糸売買事業と、繭糸生産流通合理化等事業の業務の経理を行っている。

当勘定の損益は、収益については、輸入生糸売買収入1億7,799万円（対象数量15,582俵）、運営費交付金収益3,329万8千円、補助金等収益48億4,128万円、蚕糸業振興資金戻入益2億112万5千円、受取利息4,880万9千円、雑益163万2千円を加えた53億413万4千円であった。

費用については、生糸売買事業費1,741万4千円、繭糸生産流通合理化等事業費8億7,319万5千円、その他業務経費1,771万6千円、一般管理費3,132万5千円、支払利息3,294万7千円を加えた9億7,259万8千円となったことから、43億3,153万6千円の当期利益を計上した。

この結果、前期繰越欠損金101億3,921万1千円に当期利益を充当し、次期繰越欠損金は58億767万5千円となった。

また、蚕糸業振興資金は、17年度末残高6億4,688万9千円に輸入生糸売買収入1億7,799万円、蚕糸業経営安定対策資金戻入益4億7,680万8千円及び蚕糸業振興資金受取利息65万円を合わせた6億5,544万8千円を加え、繭糸生産流通合理化等事業費8億5,616万9千円及び輸入事務費戻入40万4千円で8億5,657万3千円を取り崩した結果、当期末残高は4億4,576万4千円となった。

オ 補給金等勘定

当勘定においては、加工原料乳についての生産者補給交付金交付業務及び輸入乳製品の売買業務に係る経理を行っている。

生産者補給交付金交付業務については、政府から生産者補給交付金の財源202億5,966万3千円を受け入れ、交付対象数量203万トンについて211億1,200万円の生産者補給交付金を交付した。

次に、輸入乳製品の売買業務については、脱脂粉乳3,289トン、バター3,675トン、ホエイSBS 4,279トン、デリースプレッドSBS1,776トン及びTE分として349トンの買入れを行い、バター247トンを期末在庫としたほかは、年度内に全量の売渡しを行った。

これらの結果、当勘定の損益は、収益が、指定生乳生産者団体補給交付金戻入益202億5,966万3千円、輸入乳製品売渡収入62億8,633万6千円に運用利息、雑益等1億604万8千円を加えた266億5,204万8千円で、費用が、加工原料乳生産者補給交付金交付事業費211億4,828万6千円(事務費を含む)、輸入乳製品売買事業費52億8,618万1千円に一般管理費等2億9,261万7千円を加えた267億2,708万3千円となったことから、7,503万5千円の当期損失となった。

この結果、当期損失は積立金の取崩しにより処理し、次期繰越積立金は252億8,049万3千円となった。

カ 肉用子牛勘定

当勘定においては、肉用子牛についての生産者補給交付金交付業務に係る経理を行っている。

当勘定の損益は、収益が、畜産勘定から受け入れた業務財源41億7,188万8千円、運営費交付金収益1億8,442万5千円、過年度補助事業費返還金223万5千円、運用利息及び雑益398万2千円を加えた43億6,252万9千円で、費用が、生産者補給交付金6億8,348万円、生産者積立助成金44億107万8千円、業務費及び業務委託費、一般管理費等15億9,988万9千円を加えた66億8,444万7千円となったことから、23億2,191万8千円の当期損失となった。

この結果、次期繰越積立金は、なくなることとなった。

キ 債務保証勘定

当勘定においては、乳業者等に対する求償権の管理業務に係る経理を行っている。

求償権の期首残高は、2者に対する2億7,761万7千円であったが、254万8千円を回収したことから、期末残高は2者に対する2億7,506万8千円となった。

当勘定の損益は、収益が、運用利息、貸倒引当金戻入益、雑益等を加えた597万5千円で、費用が、求償権回収業務費及び一般管理費等141万3千円となったことから、456万2千円の当期利益となった。

この結果、次期繰越積立金は、積立金794万5千円と合わせて1,250万7千円となった。

IV 予 算

1 18年度年度計画届出の経緯

独立行政法人通則法に基づき、18年度に係る機構の年度計画を、平成18年3月31日付けで農林水産大臣に届け出た。

その後、野菜勘定において野菜価格の低迷に伴う特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費の支出増が見込まれたことから、平成19年2月16日付けで年度計画の変更を農林水産大臣に届け出た。(最終的な18年度に係る機構の年度計画は「3 平成18年度の業務運営に関する計画(平成18年度)」を参照)

2 事業内容及び予算の概要

平成18事業年度の業務運営の前提となった事業内容及び予算の概要は、次のとおりである。

- ① 畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行う。
 - ア 指定食肉(輸入に係る指定食肉を除く。)の買入れ、交換及び売渡し
 - イ アの業務に伴う指定食肉の保管
 - ウ 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に関する法律第6条第2項、第3項又は第4項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費の補助
- ② 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業に係る経費の補助及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産物の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。
- ③ 旧農畜産業振興事業団法により行われる出資に係る株式又は持分の管理及び処分に関する業務を行う。
- ④ 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)の規定により次の業務を行う。
 - ア 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付
 - イ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付
 - ウ 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人が行う業務でア又はイの業務に準ずるものに係る経費の補助
- ⑤ 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものに係る経費を補助する業務を行う。
- ⑥ 砂糖の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)の規定により次の業務を行う。
 - ア 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し
 - イ 異性化糖等の買入れ及び売戻し
 - ウ 国内産糖についての交付金の交付
- ⑦ 砂糖又はてん菜若しくはさとうきびの生産又は流通の合理化を図るための事業その他の砂糖及びその原料作物の生産の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。

- ⑧ 生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和26年法律第310号）の規定による生糸の輸入に係る調整に関する措置の実施に必要な次の業務を行う。
 - ア 生糸の輸入、輸入によって保有する生糸の売渡し又は買換え並びに輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻し
 - イ アの業務に伴う生糸の保管
- ⑨ 繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。
- ⑩ 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生糸の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供する。
- ⑪ 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）の規定による次の業務を行う。
 - ア 加工原料乳についての生産者補給交付金の交付
 - イ 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品（以下「指定乳製品等」という。）の輸入
 - ウ イの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し
 - エ ウの業務に伴う指定乳製品等の保管
 - オ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し
- ⑫ 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）の規定による次の業務を行う。
 - ア 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付
 - イ 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付
- ⑬ 旧農畜産業振興事業団が締結した債務保証契約に係る乳業者等に対する債務の保証に関する業務を行う。
- ⑭ ①～⑬の業務に附帯する業務を行う。

3 平成18年度の業務運営に関する計画（平成18年度計画）

○独立行政法人農畜産業振興機構平成18年度計画

第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 事業費の削減・効率化

事業費については、抑制目標（中期目標期間中に、平成14年度（BSE関連の補助事業を除く。）の9割以下の水準に抑制）を達成するため、補助事業の効率化等を行う。この場合、経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請により影響を受けることについて配慮する。

2 業務運営の効率化による経費の抑制

- (1) 一般管理費（退職手当を除く。）について業務運営の効率化による経費の抑制目標（中期目標期間中に平成14年度比で13%抑制）を達成するため、平成15年度に策定した効率化推進方針に基づき、業務運営の効率化に努め、平成14年度比で11%抑制する。
- (2) 「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告を踏まえた給与

改定部分を除く。)について、少なくとも1%を削減する。

また、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、平成17年12月1日から人件費改革として取り組んでいる「東京に勤務する国家公務員の給与水準を下回る水準を目標とした給与構造の見直し」を着実に推進する。

3 業務執行の改善

(1) 業務全体の点検・評価

- ① 業務の進行状況を四半期毎に点検・分析し、業務運営の的確な進行管理を図る。
- ② 各四半期終了後を目途に、業務の進行状況についての自己評価を行う。また、年度計画終了後の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による業務の点検・評価を実施できるよう進行管理を的確に行う。
- ③ 17年度の業務実績について、自己評価をもとに第三者機関による点検・評価を実施する。
- ④ 第三者機関による16年度の業務実績に係る点検・評価結果を必要に応じて業務運営に反映させる。

(2) 補助事業の審査・評価

- ① 18年度事業について、事業年度終了後速やかに自己評価及び第三者機関による審査・評価を実施できるよう進行管理を的確に行う。
- ② 17年度事業の達成状況等について、自己評価を行うとともに、15年度に設置した第三者機関による事業の審査・評価を行い、必要に応じ業務の見直しを行う。

(3) 内部監査体制の充実・強化

平成18年度の内部監査年度計画に基づく対象業務について、平成15年度に作成した内部監査マニュアルに基づき、内部監査を実施する。

4 業務運営能力等の向上

(1) 職員の事務処理能力の向上を図るため、15年度に策定した「業務運営能力開発向上基本計画」に基づき、同計画に即して研修等を実施する。

- ① 機構の適正な業務運営の確保に必要な中堅若手職員の意識改革を進めるための研修を行うとともに、生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修を合計3回行う。
- ② 流通・小売段階での研修を行うとともに、消費者等に機構の業務を分かりやすく情報提供するための広報専門家による講習会やインストラクターによる研修を合計4回行う。
- ③ オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）等を通じた専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を円滑に行うための研修を合計4回行うとともに、自己研鑽をしやすい環境を整備する。
- ④ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修を合計3回行う。

(2) 国民の信頼を確保し、役職員の倫理、規範意識の啓発を図るため、以下の措置を講じる。

- ① 役職員に対する行動憲章の浸透、規範意識の維持・確保に向けた取組みとして、規範意識研修会を開催する。
- ② 機構の業務運営に必要な役職員の意識改革を進め、資質・能力の向上を図るため、有識者による講演会、有識者との意見交換会等（改革フォーラム）を18年度

中に4回以上開催する。

- ③ トップの意識改革と役職員間の意思疎通を図るため、役員・職員間、部門間の意思疎通を推進するとともに、職員から業務改善策の提案を募る。

5 機能的で柔軟な組織体制の整備

社会経済情勢や農畜産業をめぐる情勢の変化に的確に対応しつつ、効率的かつ機動的に業務を推進できるよう、以下の措置を講じる。

- (1) プロジェクトチーム（PT）の設置・活用等業務の質及び量に応じて効率的・機動的に実施する。
- (2) 機動的で柔軟な組織体制を整備するため、職員の部門間の交流を図るとともに、緊急事態が発生した場合は、機動的に人員配置を見直す。
- (3) 効率的な業務運営及び機動的な組織運営を確保するため、幹部会等を開催する。

6 補助事業の効率化等

- (1) 平成17年度に開発した評価手法について導入を図るとともに、新規等の事業について、評価手法の導入を検討する。

- (2) 補助事業の適正、効率的な実施を確保するため、業務執行規程等に基づき、以下の措置を講じる。

- ① 明確な審査基準に基づき事業を実施する。
- ② 新規事業を中心に、事業説明会、巡回指導等を実施し、事業実施主体に対する指導を徹底する。
- ③ 15年度に構築した進行管理システムに基づき進行管理を的確に行う。
- ④ 事業の透明性の確保を図るため、ホームページ等で、事業内容、補助対象者、採択要件、申請様式、申請窓口等を公表するとともに、事業採択後、速やかに補助先を公表する。また、各事業の終了時期を補助事業実施要綱等に明記し、公表する。
- ⑤ 事務処理手続の迅速化、進行管理の徹底等を通じ、事業実施主体から要領及び事業実施計画を受理してから承認の通知を行うまでの期間並びに補助金の交付申請を受理してから交付決定の通知を行うまでの期間が10業務日以内である件数の全件数に占める割合を90%以上とする。ただし、地方の複数の事業実施主体に係る件数については、対象件数から除く。

- (3) 施設整備事業については、以下の措置を講じる。

- ① 事業実施計画承認申請の前に事業実施主体と協議（書面によるものを含む。）を行う。
- ② 評価分析手法が開発されている事業については、効用が費用を上回ることが見込まれるもの又はコスト分析等の評価基準を満たしているものを採択する。
- ③ 食肉流通合理化総合対策事業等で設置する施設等（事業費5千万円未満のものは除く。）については、必要に応じて現地調査を行う。
- ④ 費用対効果分析を実施している事業で設置した施設については、施設設置後3年目までのものの利用状況の調査を行う。

また、設置後3年を経過した施設については、事後評価を実施する。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 畜産関係業務

(1) 指定食肉の売買

指定食肉の買入れ・売渡しを決定した場合は、決定した日から30業務日以内に業務を実施するために、指定食肉の需給動向を毎月（価格動向については毎日）把握する。

(2) 生産者団体等が行う畜産物の調整保管事業に対する補助

国が保管計画の認定を行った場合は、認定された日から14業務日以内に調整保管を開始するために、畜産物の需給動向を毎月（指定食肉及び鶏卵の価格動向については毎日）把握する。

(3) 畜産に係る補助

畜産に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、以下のとおり事業の重点化を図るとともに、機動的・弾力的に実施する。

① 学校給食用牛乳供給事業

ア 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）に基づき定められている学校給食供給目標について、供給日数に係る達成率を向上させるため、事業実施主体を通じて児童及び生徒等に対して、牛乳に関する副読本の配布等の普及啓発等を推進する。

同法に基づき定められている学校給食供給目標について、供給日数に係る達成率を90%以上とする。

イ 学校給食用牛乳の衛生管理の強化については、国等の行う事業・施策と相まって、HACCP承認工場の割合を中期目標の期間の終了時まで50%以上に引き上げることを目標に、事業実施主体による品質管理技術、衛生管理基準等に関する研修会の開催、相談員による指導等を行う。

② 主要な畜産物の流通の合理化のための処理、保管等の事業

ア 乳業の国際競争力を強化し、衛生的かつ生産効率の高い乳業施設の整備を図るため、衛生的・効率的乳業施設の整備計画を採択する。

イ 食肉処理施設の整備等については、BSE問題から派生したせき柱・汚泥の処理等衛生・環境関連の施設整備計画を優先的に採択する。

ウ 国産食肉及び国産生乳・乳製品等に対する理解の促進のため、イベントの開催等により栄養的価値等のPR、正しい知識の普及啓発を行うとともに、各地で開催されるミートフェア等の催事等において消費者等を対象に畜産物に係る知識等の普及度を測定する基準とするためのアンケート調査を行う。

③ 畜産の経営又は技術の指導等の事業

ア 肉用牛肥育経営安定対策事業に係る補てん金を迅速・的確に交付するため、補てん金の交付状況に応じて所要の基金造成を適切に行う。

イ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）の管理基準について、簡易な措置により対応した農家等に対して、本事業により機械施設を整備するための所要額を早期に把握して基金造成を適切に行うとともに、民間団体等による指導の推進を図る。

ウ 飼料自給率の向上及び飼料生産コストの低減を図るため、土壌の分析・改良等による草地の改善、飼料利用の拡大のためのコンクール等を実施することにより、環境との調和を図った生産性の高い草地への転換を推進する。

エ ゆとりある畜産経営を実現するため、飼料収穫作業、堆肥散布作業、耕起等作業等の各作業毎に補助を行うとともに、ヘルパー制度の利用拡大を推進するための研修制度の充実、優良事業経営発表会での表彰等を行う。

オ 家畜衛生互助制度の新業務対象年間（平成18年度～20年度）の発足に当たり、事業実施主体の実施するブロック会議に積極的に参加し、制度の普及に努める。

カ 負債の償還が困難な生産者及び後継者の経営承継の円滑化を図るため、長期低利の借換資金の融通等を行うとともに、生産者、県団体等に対する現地指導を行う。

④ 肉用牛の生産の合理化のための事業

肉用牛の生産基盤の安定を図るため、肉用牛の改良増殖を強化するための情報の収集・提供、分娩間隔・肥育期間の短縮等の生産性向上のための実証調査等を補助するとともに畜産新技術の実用化への支援等を行う。

⑤ その他畜産の振興に資するための事業

ア 畜産物に係る知識の普及、安全性のPRを行うためのシンポジウムの開催等を行う。

イ 既の実施している大家畜経営改善償還推進資金等の円滑な償還を推進するため、生産者等、県団体等に対する現地指導を行うとともに、BSE発生農家等への支援を行う。

ウ 畜産副産物のレンダリング処理及び肉骨粉の適正な処分を推進するための現地指導を行う。

エ 口蹄疫等悪性伝染病発生時等に、国と連携して、畜産農家及び畜産関係者への影響緩和対策等を速やかに行う。

(4) 加工原料乳生産者補給交付金の交付

① 指定生乳生産者団体からの交付申請を受理した日から18業務日以内に生産者補給交付金を交付するため、指定生乳生産者団体に対する円滑な事務処理体制についての指導等を行う。ただし、指定生乳生産者団体から18業務日を超えた支払希望がある場合を除く。

② ホームページ等において、指定生乳生産者団体別の受託数量、加工原料乳認定数量等に係る情報を、全都道府県からの報告が終了した日から10業務日以内に公表するため、都道府県及び指定生乳生産者団体との連携を行う。

(5) 指定乳製品等の輸入・売買

① 指定乳製品等の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に指定乳製品等の輸入を行うときには、農林水産大臣が輸入を承認した日から50日以内（大洋州産以外のものについては80日以内）に指定乳製品等の輸入及び売渡しを行うため、以下のとおり輸入業務関係者に対する指導強化等を行う。

ア 輸入業務の委託先となる指定商社に対し、迅速な輸入手続き等に係る説明・指導を行う。

イ 輸入指定乳製品等の寄託先となる指定倉庫に対し、万全な荷扱い等に係る説明・指導を行う。

② 国家貿易機関として、平成18年度に国から通知を受けた指定乳製品等の輸入数量を輸入手当とする。

③ 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の

消費の安定に資することを旨として国が指示する方針により、指定乳製品等を的確に売り渡す。

また、指定乳製品等の売渡しに当たっては、指定乳製品等の輸入・売渡し業務の透明性を図るため、需要者との意見交換を通じ、外国産指定乳製品等の品質・規格、用途等を紹介するほか、外国産指定乳製品等の品質等に対する需要者の要望・意向を把握する。

- ④ ホームページ等において、指定乳製品等の買入れ・売戻しの月ごとの売買実績を翌月の20日までに公表する。

(6) 肉用子牛生産者補給交付金の交付

① 交付業務の迅速化

指定協会からの交付申請を受理した日から28業務日以内に生産者補給交付金等を交付するため、必要に応じて会議を開催し、早期の交付申請等について指定協会に対する指導を行う。

また、個体登録申込等手続きの円滑化を図るため、平成15年度に開発した国の家畜個体識別システムとの連携システムを対応可能な指定協会に導入する。

② 交付状況に係る情報の公表

ア ホームページ等において、生産者補給交付金の交付状況に係る情報を、全指定協会に対し交付を終了した日から10業務日以内に公表するとともに、指定協会を対象とした事務処理の適正実施のための会議を開催する。

イ 肉用子牛生産の安定に資する目的で生産者に提供する情報の質の向上を図るため、生産者補給金交付通知書（葉書）の活用を行う。

2 野菜関係業務

- (1) 指定野菜価格安定対策事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から12業務日以内に交付する。

また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。

- (2) 契約指定野菜安定供給事業に係る生産者補給交付金等については、登録出荷団体等からの交付申請を受理した日から40業務日以内に交付する。

また、登録出荷団体からの早期の交付申請及び登録出荷団体から生産者への迅速な交付が行われるよう、登録出荷団体を指導する。

併せて、加工・業務用需要への対応を促進する観点から、生産者と実需者などの連携を進めるため、農林水産省及び関係機関と協力し、全国、農政局単位及び都道府県単位で協議会等を開催する。

さらに、マニュアル等の作成・配布、登録出荷団体等の研修会等を通じて制度の普及を図る。

- (3) 野菜価格安定制度の対象となっている各品目及び出荷時期ごとの交付予約数量については、登録出荷団体等からの申込期限到来後速やかに（指定野菜価格安定対策事業にあっては、4月、6月、7月及び9月。契約指定野菜安定供給事業にあっては、4月から7月まで及び9月から翌年1月までの毎月。）、交付実績については、毎月、ホームページ及び広報誌により公表する。

3 砂糖関係業務

- (1) 砂糖の価格調整

- ① 国内産糖交付金については、国内産糖製造事業者からの交付申請を受理した日から18業務日以内に交付する。
- ② ホームページ等において、輸入指定糖・異性化糖等の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実績及び国内産糖交付金の月ごとの交付決定数量を翌月の20日までに公表する。

(2) 砂糖に係る補助

砂糖に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。

① 甘味資源作物の生産・流通の合理化のための指導の事業

てん菜・さとうきびの生産・流通コストの低減を促進するため、以下の措置を講じる。

ア てん菜

(ア) 育苗費、ハウス経費及び労働力の削減を図るため、直播栽培の普及割合が大きい北海道南部の集荷区域を中心として、現地説明会を開催すること等により、直播栽培の促進に資する農業機械の導入等について支援する。

(イ) 直播栽培の生産の安定化を図るため、現地説明会を開催すること等により、湿害対策に資する簡易な作業機械の導入等について支援する。

イ さとうきび

(ア) さとうきびの生産拡大を図るため、現地説明会を開催すること等により、規模拡大志向者等への農地集積の支援及び規模拡大に対応した機械化一貫体系の確立に資するための農業機械の導入等について支援する。

(イ) さとうきびの生産コスト削減を図るため、現地説明会を開催すること等により、収穫機械等の整備・導入等を行うとともに、施肥体系を含めた栽培技術の検討及びその普及について支援する。

(ウ) さとうきびの単収・品質の向上を図るため、現地説明会を開催すること等により、病害虫の防除及び優良種苗の供給等について支援する。

② 砂糖に対する理解の促進のための事業

消費者に対し、砂糖についての誤解の払拭や砂糖が持つ機能・効用のPR等砂糖に対する正しい情報の提供を図るため、以下の措置について支援する。

ア 新聞雑誌等の媒体を活用した情報の提供を行うとともに、オピニオンリーダーの育成等による砂糖に対する理解の促進のための普及・啓発を行う。

イ 消費者を対象に「砂糖の効用」及び「砂糖の誤解」等をテーマとしたシンポジウム等を全国の主要都市において、2回以上開催する。

ウ 消費者等を対象に砂糖の効用等に対する理解度を測定するためのアンケート調査を行う。

4 蚕糸関係業務

(1) 生糸の輸入調整

① 国産生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合に輸入によって保有する生糸の売渡しを行うときには、入札の公告を行った日から13業務日以内に売買契約を締結するため、市場価格の動向と需給状況を日々把握する。

② ホームページ等において、輸入生糸の買入れ・売戻しにおける月ごとの売買実

績を翌月の20日までに公表する。

(2) 蚕糸に係る補助

蚕糸に係る補助事業は、国等の行う事業・施策との整合性を確保しつつ、国、事業実施主体等との明確な役割分担と連携の下に、機動的・弾力的に実施する。

繭糸の生産・流通の合理化のための事業

高品質繭の生産誘導を図るため、平成18年産の繭代について、繭の品質（解じょ率・選除繭歩合）に応じた補給金を全国の養蚕農家に交付する。

また、群馬、福島県等の養蚕文化継承地域における養蚕作業の省力化・効率化を図るため、養蚕農家へ1～3令まで共同飼育した稚蚕の配蚕について支援する。

5 情報収集提供業務

(1) 情報検討委員会の設置と積極的な情報の収集・提供

- ① 農畜産業の動向及び関係者、情報利用者等のニーズを的確に把握するため、専門家、情報利用者、消費者等の参画を得た分野別の情報検討委員会を年1回開催し、18年度の情報収集提供業務の実施状況及び19年度の計画等について検討する。
- ② 農畜産業経営の安定、食品のリスクコミュニケーションの充実に資する観点から、A W T O 交渉及び F T A 交渉の進展に即した海外駐在事務所等を活用した畜産、野菜、砂糖及び蚕糸についての海外情報、イ基本計画の実施に資するコスト低減等に係る情報、ウ食品安全に係る情報、エ食育等、農畜産業を巡る情勢の変化に応じた内外の重要情報を提供する。

(2) 情報精度、利便性の向上

情報の収集に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、以下の措置を講じる。

- ① 畜産物の需給関連数値情報、砂糖類の流通調査、野菜の生産・流通・消費の動向に関する調査及び絹織物、絹製品等の流通調査の実施に当たっては、情報精度・利便性の向上を図るため、情報検討委員会において、18年度の実施状況及び19年度の計画について検討する。
- ② 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物、繭並びに生糸の生産に貢献する国内の調査、生産・流通・消費の動向及びこれらに関する学術的調査、海外における先進的な取り組み事例に関する情報収集に当たっては、専門家を活用した、幅広い分野からの情報収集を行う。

また、情報検討委員会において、専門家を活用した調査等の18年度の実施状況及び19年度の計画について検討する。

(3) 情報提供の効果測定等

- ① 提供した情報やその提供方法について、その効果を測定するためのアンケート調査を実施する。

また、情報検討委員会におけるアンケート調査結果等の議論を踏まえ、紙面については編集会議で検討し、必要なものについて改善を行う。

(ホームページについては、(6)を参照)

- ② (1)、(2)、(4)及び(5)の措置の着実な実施を通じ、情報利用者の満足度が5段階評価で3.7以上となるようにする。

(4) 情報の迅速かつ機動的な提供

情報の提供は、進行管理システムに基づき迅速に行うこととし、情報の種類に応

じ以下に掲げる期間内に公表を行う。

また、国から事業・施策の推進に必要な緊急の問い合わせや調査依頼があった場合は、機動的に情報提供を行うとともに、必要に応じ組織体制を検討する。

ア 畜産関係

a 需給関連数値情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

(a) 週報：情報収集の翌週

(b) 月報：情報収集の翌月

(c) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週

b 国内調査等

国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。

c 海外の主要国の畜産関係政策変更等

海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内。

イ 野菜関係

a 需給関連数値情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

(a) 月報：情報収集の翌月

(b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週

(c) 卸売市場の市況情報（日別・旬別）：情報の収集日の翌日

(d) 気象情報：情報収集の翌日

(e) 貿易情報：情報収集の翌日

(f) 消費情報：情報収集の翌日

b 国内・海外調査等

国内、海外調査等：情報収集の翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内

ウ 砂糖関係

a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

(a) 月報：情報収集の翌月

(b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週

b 国内調査等

国内調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。

c 海外調査等

海外主要国の調査結果等に分析・解説等を加え、3ヶ月以内。

エ 蚕糸関係

a 統計情報及び需給に影響を及ぼす事象情報

(a) 月報：情報収集の翌月

(b) ホームページ：月報と同時又は情報収集の翌週

b 国内・海外調査等

国内・海外調査結果等に分析・解説等を加え、翌々月までに提供。ただし、専門家の分析が必要な場合は3ヶ月以内。

(5) 消費者への情報提供

消費者への情報の提供については、消費者の視点に立ってその要望に応えた分か

りやすい情報とするため、以下の措置を講じる。

- ① 17年度のアンケート調査結果を踏まえ、関心度の強い項目について消費者ニーズの把握に努める。
- ② 食品のリスクコミュニケーション、食育、牛肉等のトレーサビリティ、食品の健康に果たす役割、食品表示、バイオテクノロジー、環境問題、食の安全・安心等消費者の関心の高い情報について、消費者・有識者等の参加を得た各分野の情報検討委員会を活用して、消費者の情報ニーズや分かりやすさの向上方策等について検討を行う。
- ③ ホームページの「消費者コーナー」の充実を図る。
- ④ メディアと関係者の意見交換会、消費者代表と関係者の意見交換会（4回以上）を通じた双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図る。
- ⑤ 消費者等を対象に、食と農をめぐる諸課題、食育、食の安全・安心等をテーマとしたフォーラムの開催を通じた双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図る。
- ⑥ フォーラムや消費者代表と関係者の意見交換会等の結果をホームページに掲載し、ホームページのご意見・ご要望コーナーの活用を通じた双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図る。
- ⑦ 関係機関が開催する農産物フェア等に機構も参加し、一般消費者に直接食育情報等を提供する。

また、展示用パネル等は貸し出しすることで、関係機関の普及啓発活動を支援する。

（6）ホームページの活用等

- ① ホームページの18年度のアクセス件数が、140万件以上となるようにする。
- ② 上記の目的を達成するため、以下の措置を講じる。
 - ア 15年度に導入したホームページの活用状況を把握するシステムを活用し、ホームページの活用状況の集計・分析を行い、ホームページ活用の向上に反映させる。
 - イ 業務紹介等広報の質の向上を図るため、ホームページ、業務紹介のパンフレットについてアンケート調査を実施するとともに、情報検討委員会等を活用して、これらについての意見を聴取する。
 - ウ 17年度アンケート調査結果及び情報検討委員会の意見等を基に広報推進委員会で検討し、必要に応じてその結果をホームページに反映させる。
 - エ 広報推進委員会を開催し、機構業務の紹介、消費者の要望する情報（特に、「消費者コーナー」）について、月2回以上ホームページの掲載情報の更新を確実にを行う。

（7）照会事項に対する対応等

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく情報の開示を行うほか、情報提供した事項に関する照会に対しては、15年度に作成したマニュアルに基づき、原則として翌業務日以内に対応する。

第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

平成18年度予算

(1) 総計

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	2,120
国庫補助金	9,531
その他の政府交付金	115,394
業務収入	80,139
負担金	5,451
納付金	5,451
資金より受入	13,474
借入金	91,090
諸収入	9,888
計	332,538
支出	
業務経費	240,503
借入金償還	77,982
人件費	3,031
一般管理費	690
その他支出	782
計	322,988

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	401
その他の政府交付金	80,009
畜産業振興資金より受入	8,281
諸収入	8,121
計	96,813
支出	
業務経費	73,990
畜産振興事業費	73,546
情報収集提供事業費	390
その他業務経費	54
肉用子牛勘定へ繰入	12,890
人件費	878
一般管理費	158
計	87,916

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
国庫補助金	9,531
野菜事業負担金	5,451
野菜事業納付金	5,451
諸収入	1,457
計	21,890
支出	
業務経費	25,070
指定野菜価格安定対策事業費	22,037
契約指定野菜安定供給事業費	396
特定野菜等供給産地育成価格差補給事業費	1,440
契約特定野菜等安定供給促進事業費	45
重要野菜等緊急需給調整事業費	701
野菜構造改革促進特別対策事業費	361
野菜流通消費合理化推進事業費等	90
指定野菜価格安定対策資金へ繰入	373
人件費	624
一般管理費	145
その他支出	232
計	26,445

(4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	1,429
その他の政府交付金	10,275
業務収入	64,445
砂糖生産振興資金より受入	5,034
借入金	85,182
諸収入	243
計	166,608
支出	
業務経費	93,250
糖価調整事業費	87,933
砂糖生産振興等事業費	5,034
その他業務経費	282
借入金償還	67,740
人件費	955
一般管理費	271
計	162,215

(5) 生糸勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	95
その他の政府交付金	4,845
業務収入	342
蚕糸業振興資金より受入	159
借入金	5,908
諸収入	47
計	11,396
支出	
業務経費	1,027
生糸売買事業費	41
繭糸生産流通合理化等事業費	670
その他業務経費	15
借入金償還	10,243
人件費	106
一般管理費	33
計	11,409

(6) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
その他の政府交付金	20,264
業務収入	15,352
諸収入	12
計	35,628
支出	
業務経費	32,635
加工原料乳補給金事業費	21,164
輸入乳製品売買事業費	11,471
人件費	261
一般管理費	46
その他支出	177
計	33,119

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
運営費交付金	195
畜産勘定より受入	12,890
諸収入	3
計	13,088
支出	
業務経費	14,531
肉用子牛補給金等事業費	14,531
人件費	205
一般管理費	36
計	14,771

(8) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
諸収入	4
計	4
支出	
業務経費	1
保証業務費	1
人件費	1
一般管理費	0
計	2

2 収支計画

平成18年度収支計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	252,506
経常費用	252,506
業務経費	240,469
資金繰入	8,121
人件費	3,031
一般管理費	677
その他支出	177
減価償却費	32
収益の部	244,496
経常収益	236,773
運営費交付金収益	2,430
補助金等収益	122,309
業務収入	80,139
資金戻入	29,726
資産見返補助金戻入	10
諸収入	2,160
特別利益	
前期損益修正益	7,723
純損失	△ 8,010

(注記) 勘定間の内部取引を除く。

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	95,634
經常費用	95,634
業務経費	73,956
畜産振興事業費	73,546
情報収集提供事業費	390
その他業務経費	20
肉用子牛勘定へ繰入	12,890
畜産業振興資金繰入	7,748
人件費	878
一般管理費	153
減価償却費	10
収益の部	95,668
經常収益	87,945
運営費交付金収益	624
補助金等収益	86,925
諸収入	397
特別利益	7,723
前期損益修正益	7,723
純利益	34

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	26,224
經常費用	26,224
業務経費	25,070
野菜生産出荷安定等事業費	25,070
指定野菜価格安定対策資金へ繰入	373
人件費	624
一般管理費	145
その他支出	0
減価償却費	12
収益の部	26,224
經常収益	26,224
野菜事業資金受入	24,771
資産見返補助金戻入	5
諸収入	1,449
純利益	0

(4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	94,478
經常費用	94,478
業務経費	93,250
糖価調整事業費	87,933
砂糖生産振興等事業費	5,034
その他業務経費	282
人件費	955
一般管理費	264
減価償却費	10
収益の部	81,265
經常収益	81,265
運営費交付金収益	1,497
補助金等収益	10,275
業務収入	64,445
砂糖生産振興資金戻入	4,796
資産見返補助金戻入	5
諸収入	247
純損失	△ 13,213

(5) 生糸勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	1,166
經常費用	1,166
業務経費	1,027
生糸売買事業費	41
繭糸生産流通合理化等事業費	970
その他業務経費	15
人件費	106
一般管理費	33
収益の部	5,501
經常収益	5,501
運営費交付金収益	107
補助金等収益	4,845
業務収入	342
蚕糸業振興資金戻入	159
諸収入	48
純利益	4,335

(6) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	33,119
經常費用	33,119
業務経費	32,635
加工原料乳補給金事業費	21,164
輸入乳製品売買事業費	11,471
人件費	261
一般管理費	46
その他支出	177
収益の部	35,628
經常収益	35,628
補助金等収益	20,264
業務収入	15,352
諸収入	12
純利益	2,509

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	14,771
經常費用	14,771
業務経費	14,531
肉用子牛補給金等事業費	14,531
人件費	205
一般管理費	36
収益の部	13,095
經常収益	13,095
運営費交付金収益	202
畜産勘定より受入	12,890
諸収入	3
純損失	△ 1,676

(8) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	2
経常費用	2
業務経費	1
保証業務費	1
人件費	1
一般管理費	0
収益の部	4
経常収益	4
諸収入	4
純損失	2

3 資金計画

平成18年度資金計画

(1) 総計

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	978,537
業務活動による支出	250,940
投資活動による支出	641,577
財務活動による支出	77,989
次年度への繰越金	8,031
計	978,537
資金収入	978,537
業務活動による収入	228,054
投資活動による収入	649,680
財務活動による収入	91,090
前年度繰越金	9,712
計	978,537

(2) 畜産勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	605,000
業務活動による支出	89,778
投資活動による支出	513,511
財務活動による支出	1
次年度への繰越金	1,710
計	605,000
資金収入	605,000
業務活動による収入	88,536
投資活動による収入	514,756
前年度繰越金	1,708
計	605,000

(3) 野菜勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	43,480
業務活動による支出	26,029
投資活動による支出	13,600
財務活動による支出	0
次年度への繰越金	3,851
計	43,480
資金収入	43,480
業務活動による収入	21,896
投資活動による収入	17,612
前年度繰越金	3,971
計	43,480

(4) 砂糖勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	204,363
業務活動による支出	98,688
投資活動による支出	36,301
財務活動による支出	67,746
次年度への繰越金	1,629
計	204,363
資金収入	204,363
業務活動による収入	76,464
投資活動による収入	39,502
財務活動による収入	85,182
前年度繰越金	3,216
計	204,363

(5) 生糸勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	12,850
業務活動による支出	1,165
投資活動による支出	1,200
財務活動による支出	10,243
次年度への繰越金	242
計	12,850
資金収入	12,850
業務活動による収入	5,328
投資活動による収入	1,401
財務活動による収入	5,908
前年度繰越金	213
計	12,850

(6) 補給金等勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	110,163
業務活動による支出	33,142
投資活動による支出	76,505
次年度への繰越金	516
計	110,163
資金収入	110,163
業務活動による収入	35,628
投資活動による収入	74,020
前年度繰越金	515
計	101,163

(7) 肉用子牛勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	14,863
業務活動による支出	14,802
次年度への繰越金	61
計	14,863
資金収入	14,863
業務活動による収入	12,865
投資活動による収入	1,930
前年度繰越金	68
計	14,863

(8) 債務保証勘定

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	485
業務活動による支出	2
投資活動による支出	460
次年度への繰越金	23
計	485
資金収入	485
業務活動による収入	4
投資活動による収入	460
前年度繰越金	21
計	485

第4 短期借入金の限度額

- 1 運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の限度額は、4億円とする。
- 2 国内産糖価格調整事業の国内産糖交付金の支払資金の一時不足となる場合における短期借入金の限度額は、900億円とする。
- 3 生糸売買事業において、短期借入金の借入をすることができる限度額は151億円とする。
- 4 生糸売買事業において、短期借入金を年度内に償還することができないうで、短期借入金の借換えをすることとなったときは、3にかかわらず当該借換えにかかる金額を限度として当該借入金の金額を増額することができる。

第5 剰余金の使途

人材育成のための研修、職場環境等の充実など業務運営に必要なものに充てる。

第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

予定なし

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1 施設及び設備に関する計画

予定なし

2 職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）

（1）方針

業務運営の効率化に努め、業務の質・量に対応した職員の適正な配置を進めるとともに、職員の業務運営能力等の育成を図る。

また、職員の部門間の交流等により、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備する。

（2）人事に関する指標

期末の常勤職員数を期初の99.1%とする。

（参考1）

期初の常勤職員 222人

期末の常勤職員の見込み 220人

（参考2）

人件費総額見込み 2,321百万円

（3）業務運営能力等の向上

① 職員の事務処理能力の向上を図るため、15年度に策定した「業務運営能力開発向上基本計画」に基づき、同計画に即して研修等を実施する。

② 機構の適正な業務運営の確保に必要な中堅若手職員の意識改革を進めるための研修を行うとともに、生産現場等での実体験を通じた専門知識・技術及び企業会計、情報ネットワーク化等の高度事務処理技術の習得を図るための研修を合計3回行う。

③ 流通・小売段階での研修を行うとともに、消費者等に機構の業務を分かりやすく情報提供するための広報専門家による講習会やインストラクターによる研修を合計4回行う。

④ オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）等を通じ、専門知識、高度事務処理技術等の伝達・実習を円滑に行うための研修を合計4回行うとともに、自己研

鑽をしやすい環境を整備する。

- ⑤ 会計事務職員の専門的資質の向上を図るための研修を合計3回行う。
- ⑥ 機構の業務運営に必要な役職員の意識改革を進め、資質・能力の向上を図るため、有識者による講演会、有識者との意見交換会等（改革フォーラム）を18年度中に4回以上開催する。

V 平成18事業年度年表

年月日	事 項
18.3.31	平成18年度の業務運営に関する計画制定
18.5.16	独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会
18.9.29	平成17事業年度決算に係る農林水産大臣承認
19.2.16	平成18年度の業務運営に関する計画変更
19.3.29	独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営に関する目標変更
19.3.30	独立行政法人農畜産業振興機構の中期目標を達成するための計画変更認可

(注)：畜産、野菜、蚕糸及び砂糖関係業務の各事項については、それぞれの編に掲載した年表を参照。

畜 産 編

I 畜産の概況

1 畜産の動向

18年度の畜産物の消費量は、輸入量の減少の影響から豚肉がやや減少

牛肉の需要量は、米国産牛肉の輸入一時停止措置の影響を受けて17年度は前年度を0.3%、18年度は同0.5%それぞれ下回った。豚肉の需要量は、17年度に前年度比0.1%増となったが、18年度は輸入量の減少から同4.5%減少した。鶏肉の需要量は高病原性鳥インフルエンザの影響から回復し、17年度は前年度を6.3%、18年度は同1.6%それぞれ上回った。

「食料・農業・農村基本計画」（17年3月閣議決定）においては、27年度における望ましい食料消費の姿として牛乳・乳製品95キログラム（うち飲用39キログラム、乳製品55キログラム）、牛肉7.7キログラム、豚肉8.8キログラム、鶏肉9.1キログラム、鶏卵16キログラムとしており、牛乳・乳製品の増加を見込んでいる（図1、2）。

畜産物の家計消費量（全国1人当たり）についてみると、牛肉は15年度以降北米におけるBSE発生の影響により前年度を下回って推移しており、17年度も引き続き前年度を下回った（▲0.2%）。18年度は、米国からの輸入が再開されたものの、輸入条件などからその輸入量は限定的であったこともあり引き続き前年度を2.3%下回った。

豚肉は、16年度に牛肉、鶏肉の代替需要から増加に転じ、17年度もその伸び率は鈍化したものの、前年度を上回った（1.6%）。18年度は輸入量の減少などからその伸び率は減少したものの、前年度を0.3%上回った。鶏肉は高病原性鳥インフルエンザによる一時的な需要減少はあったものの、16年度以降回復傾向で推移し、17年度は前年度を上回った（3.6%）。18年度も国内生産量の増加などから、前年度を4.1%上回った。また、鶏卵も17年度は高病原性鳥インフルエンザの影響から順調に回復し、前年度上回った（3.1%）。18年度は前年度を0.4%上回った（図3）。

牛乳およびバターの家計消費（全国1人当たり）についてみると、牛乳は他の飲料との競合などから減少し、17年度は前年比2.8%減、18年度同3.4%減となり4年連続で減少した。バターもおおむね減少傾向で推移しているが、17年度に前年度を2.5%下回ったものの、18年度は同7.2%上回った（図4）。

畜産物の生産量についてみると、17年度は、鶏肉が国産志向を受けて前年度を4.1%、18年度は同3.6%それぞれ上回った。豚肉は17年度に前年度を1.7%下回ったものの、18年度は同0.6%上回った。一方、牛肉は前年度をそれぞれ2.2%、0.4%下回った。

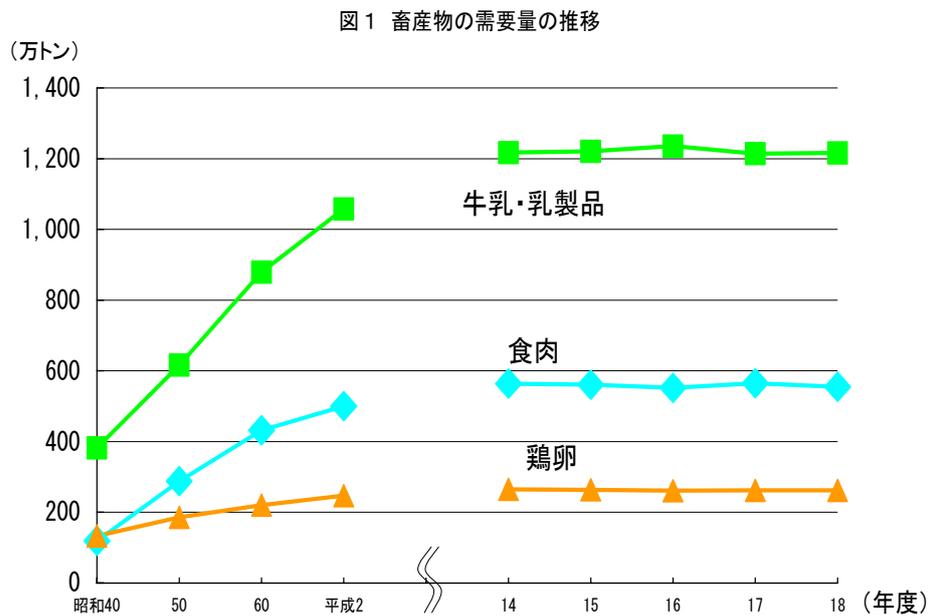
鶏卵の生産量は、17年度に前年度を0.2%下回ったものの、18年度も同1.1%上回った。

牛乳・乳製品の生産量は17年度に前年度を0.1%上回ったものの、生乳の減産型計画生

産により18年度は前年度を2.5%下回った（図5）。

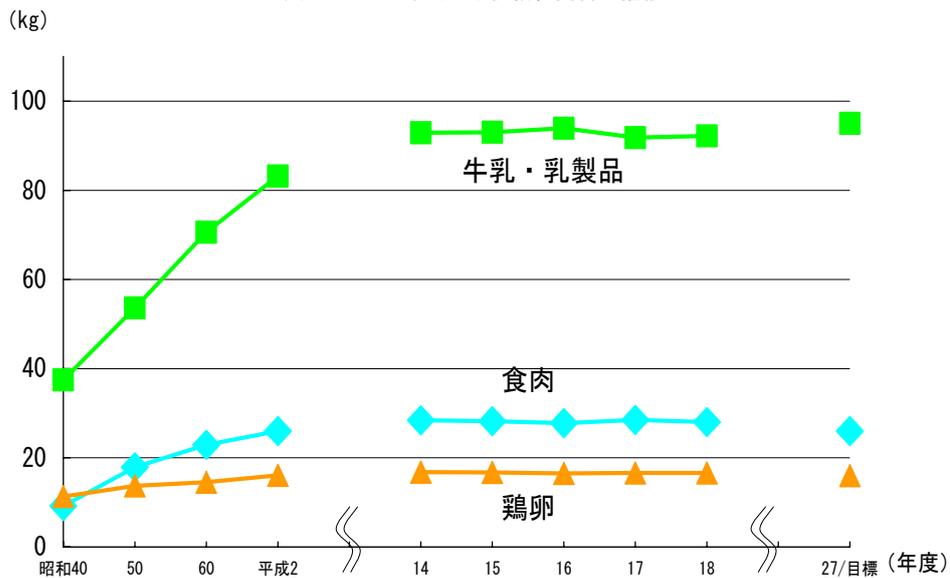
食肉の自給率は、微減傾向で推移しているが、18年度（速報）で55%となり、前年度を1ポイント上回った。豚肉、鶏肉はともに前年度を2ポイント上回る52%、69%となった。また、鶏卵も同1ポイント上回る95%に回復した。

一方、牛肉は前年度同の43%、牛乳・乳製品は前年度を2ポイント下回る66%となった（図6）。



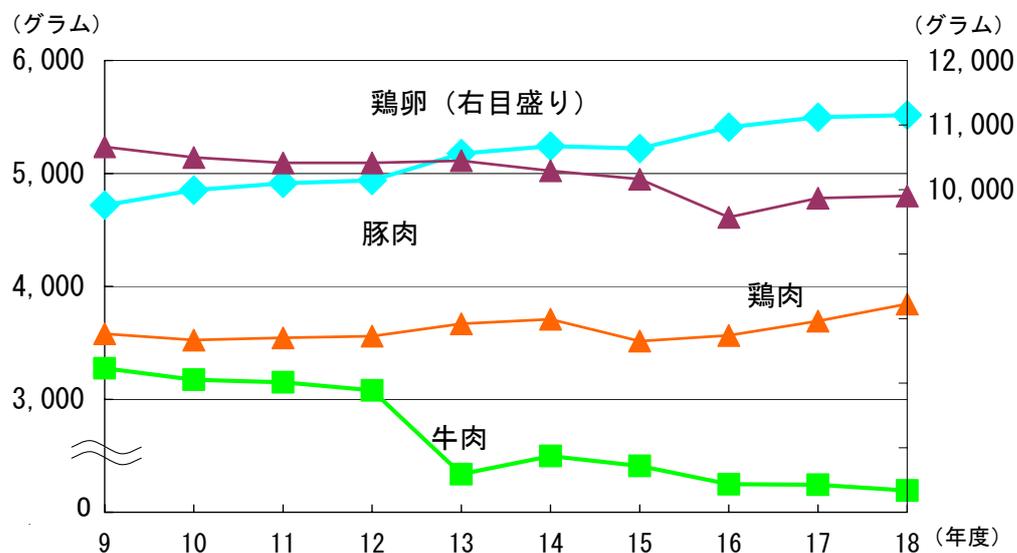
資料：農林水産省「食料需給表」

図2 1人1年当たり供給純食料の推移



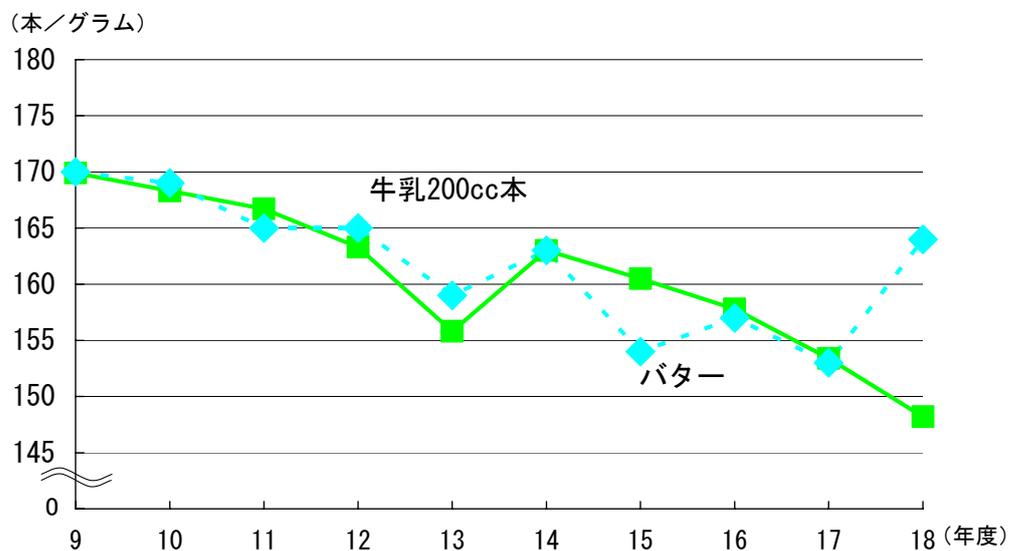
資料：農林水産省「食料需給表」、「食料・農業・農村基本計画」

図3 家計消費量の推移(食肉、鶏卵)



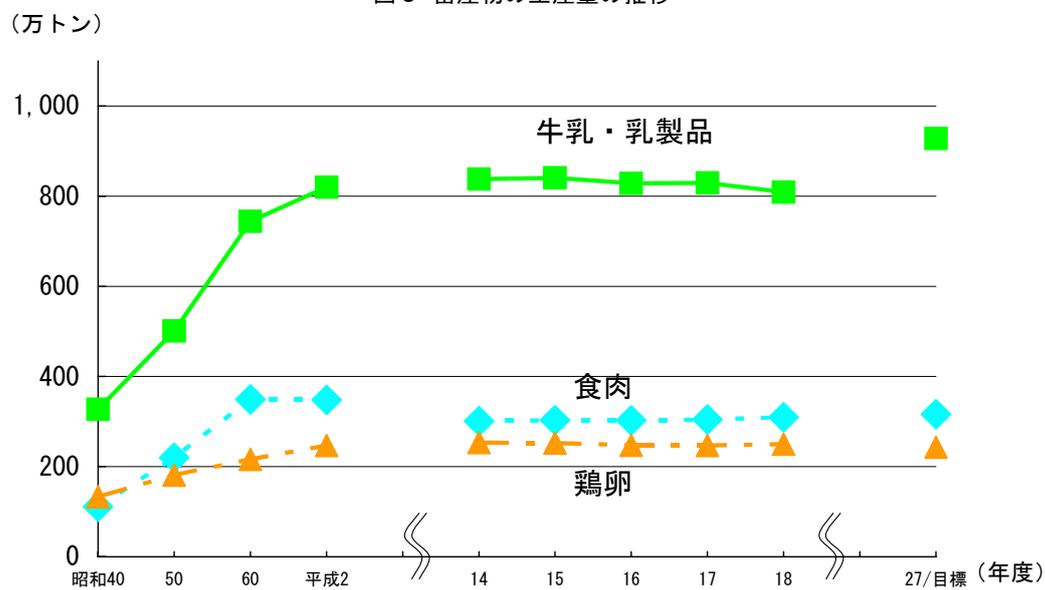
資料：総務省「家計調査報告」

図4 家計消費量の推移（牛乳、バター）



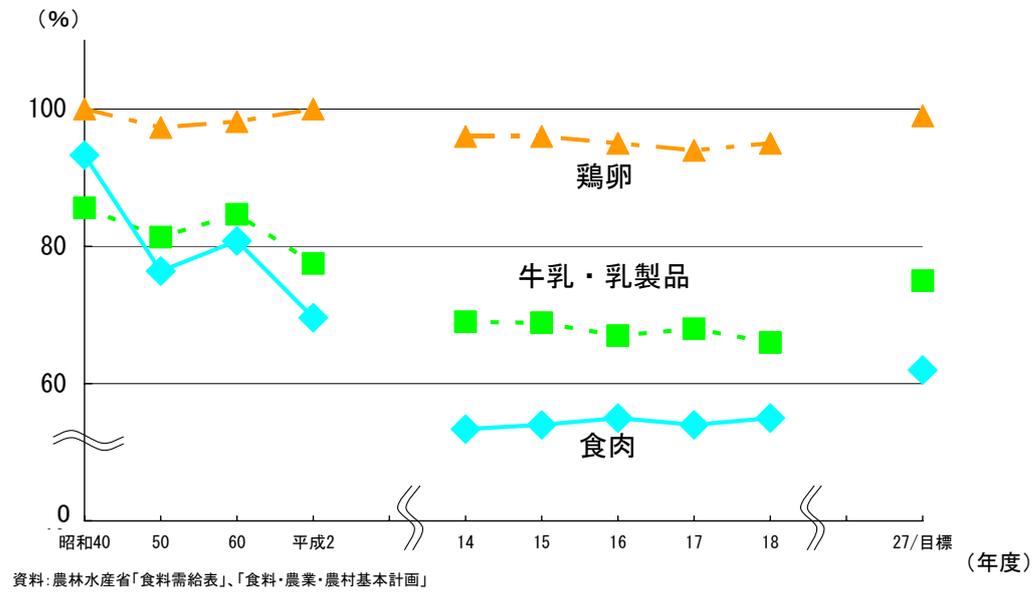
資料：総務省「家計調査報告」

図5 畜産物の生産量の推移



資料：農林水産省「食料需給表」、「食料・農業・農村基本計画」

図6 畜産物の自給率の推移



2 畜産物の安定価格等

畜安法、暫定措置法並びに特別措置法の規定により、農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会(13年度の政策価格等諮問時までは畜産振興審議会)に諮問の上、毎年、当該年度の開始前に畜産物の安定価格等を定めて告示することになっている。第1～第4表は農林水産省告示による畜産物の安定価格等の年度別推移を示したものである。

18年度における加工原料乳の補給金単価等は第1表のとおりであり、補給金単価は10.40円/kgと前年度と同価格となったが、加工原料乳の限度数量は203万トンと前年度から2万トン減少した。

19年度においては、補給金単価が10.55円/kgと前年度を15銭上回ったが、加工原料乳の限度数量は198万トンと前年度から5万トン減少した。

第1表 加工原料乳の補給金単価及び生産者補給交付金に係る
加工原料乳の数量の最高限度の推移

区 分 年 度	加工原料乳補給金単価		生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度	
	価格	前年比	数量	前年比
	円/kg	%	千トン	%
15	10.74	97.6	2,100	95.5
16	10.52	98.0	2,100	100.0
17	10.40	98.9	2,050	97.6
18	10.40	100.0	2,030	99.0
19	10.55	101.4	1,980	97.5

注： 消費税込みの価格である。

18年度における指定食肉の安定価格について、豚肉については第2表のとおりで、安定基準価格は、皮はぎ法により整形したもの365円、湯はぎ法により整形したもの340円と前年度と同価格となり、安定上位価格については、皮はぎ法により整形したもの480円、湯はぎ法により整形したもの445円とともに前年度と同価格となった。牛肉については、第3表のとおりで安定基準価格780円、安定上位価格1,010円といずれも前年度と同価格となった。

19年度においては、豚肉については安定基準価格及び安定上位価格は、いずれも前年度と同価格となった。牛肉についても同様に安定基準価格及び安定上位価格はともに前年度と同価格となった。

第2表 指定食肉（豚肉）の安定基準価格及び安定上位価格の推移

区分 年度	皮はぎ法により整形したもの				湯はぎ法により整形したもの			
	安定基準価格		安定上位価格		安定基準価格		安定上位価格	
	価格	前年比	価格	前年比	価格	前年比	価格	前年比
	円/kg	%	円/kg	%	円/kg	%	円/kg	%
15	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0
16	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0
17	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0
18	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0
19	365	100.0	480	100.0	340	100.0	445	100.0

注：1 指定食肉（豚肉）の安定基準価格及び安定上位価格は、畜安法施行規則（昭和36年農林省令第58号）第3条第1項第1号の豚半丸枝肉である。

2 価格は、消費税込みの価格である。

第3表 指定食肉（牛肉）の安定基準価格及び安定上位価格の推移

	去勢牛肉（省令規格「B-2」及び「B-3」）			
	安定基準価格		安定上位価格	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比
	円/kg	%	円/kg	%
15	780	100.0	1,010	100.0
16	780	100.0	1,010	100.0
17	780	100.0	1,010	100.0
18	780	100.0	1,010	100.0
19	780	100.0	1,010	100.0

注：1 指定食肉（牛肉）の安定基準価格及び安定上位価格は、畜安法施行規則（昭和36年農林省令第58号）第3条第2項第1号の牛半丸枝肉である。

2 価格は、消費税込みの価格である。

18年度における指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格は第4表のとおりであり、黒毛和種、褐毛和種、その他の肉専用種、乳用種、及び肉専用種と乳用種の交雑の品種の5区分の保証基準価格及び合理化目標価格は、いずれも前年度と同額に据え置かれた。

19年度においては、すべての品種である5区分の保証基準価格及び合理化目標価格は、いずれも前年度と同価格となった。

第4表 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格

(単位：円／頭)

区分 年度	黒毛和種		褐毛和種		その他の肉専用種	
	保証基準 価格	合理化目 標価格	保証基準 価格	合理化目 標価格	保証基準 価格	合理化目 標価格
15	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000
16	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000
17	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000
18	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000
19	304,000	267,000	280,000	246,000	200,000	141,000

区分 年度	乳用種の品種		肉専用種と乳用種の 交雑の品種	
	保証基準 価格	合理化目 標価格	保証基準 価格	合理化目 標価格
15	131,000	80,000	175,000	135,000
16	129,000	80,000	175,000	135,000
17	110,000	80,000	175,000	135,000
18	110,000	80,000	175,000	135,000
19	110,000	80,000	175,000	135,000

注：価格は、消費税込みの価格である。

II 畜産物の価格安定業務

1 指定乳製品

(1) 概況

ア 乳用牛の飼養戸数及び飼養頭数

飼養戸数は、昭和38年の41万7,600戸をピークに、その後毎年減少し、平成19年2月1日現在では前年に比べて4.5%減の25.4千戸となっている。近年における戸数の減少は、経営者の高齢化、後継者不足等に加え、酪農情勢における厳しさが増す中で、小規模層を中心に、離農するケースが増えたことが主因と考えられる。

次に、飼養頭数についてみると、飼養戸数の減少を反映して、前年に比べて2.7%減の159万2千頭となった。なお、飼養戸数の減少と規模拡大傾向を反映して、1戸当たりの飼養頭数は、前年の61.5頭から62.7頭へと拡大した（第5表参照）。

第5表 乳用牛の飼養戸数・飼養頭数

区分 調査年月日	飼養戸数		飼養頭数		1戸当たりの飼養頭数	
	戸数 (千戸)	前年比 (%)	頭数 (千頭)	前年比 (%)	頭数 (頭)	前年比 (%)
18. 2. 1	26.6	96.0	1,636	98.8	61.5	103.0
19. 2. 1	25.4	95.5	1,592	97.3	62.7	102.0

資料：農林水産省「畜産統計」

イ 生乳の需給

18年度の生乳生産は、指定生乳生産者団体による減産型の計画生産の下、北海道、都府県ともに前年をやや下回ったことから、前年度比97.5%となった。

次に、牛乳等向け生乳処理量についてみると、大部分を占める牛乳の需要が年度を通じて不調であったことから、同97.5%と前年度をやや下回った（第6表参照）。

第6表 生乳生産と用途別処理量

(単位：千ト、%)

区分 年度	生乳生産量		処 理 内 訳					
			牛乳等向け		乳製品向け		その他向け	
	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比
14	8,380	100.8	5,046	102.9	3,245	97.9	89	96.2
15	8,405	100.3	5,018	99.4	3,302	101.7	85	96.4
16	8,285	98.6	4,902	97.7	3,301	100.0	81	95.3
17	8,293	100.1	4,738	96.7	3,472	105.2	82	100.6
18	8,088	97.5	4,619	97.5	3,389	97.6	80	97.7

資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

ウ 指定乳製品の生産量

生乳生産量の減少に伴い、18年度のバターの生産量は、前年度比91.3%とかなりの程度減少し、脱脂粉乳の生産量も同93.3%とかなりの程度減少した。一方、全脂加糖れん乳は同111.8%とかなり大きく増加したが、脱脂加糖れん乳は同90.0%とかなりの程度減少した（第7表参照）。

第7表 指定乳製品の生産量 (単位：トン、%)

区分 年度	バター		脱脂粉乳		全脂加糖れん乳		脱脂加糖れん乳	
	数量	対前年度比	数量	対前年度比	数量	対前年度比	数量	対前年度比
14	79,598	95.7	178,905	100.6	31,911	100.0	5,395	92.9
15	81,566	102.5	184,372	103.1	33,106	103.7	6,047	112.1
16	80,555	98.8	182,656	99.1	35,253	106.5	5,933	98.1
17	85,467	106.1	189,737	103.9	32,282	91.6	6,723	113.3
18	78,001	91.3	177,034	93.3	36,095	111.8	6,053	90.0

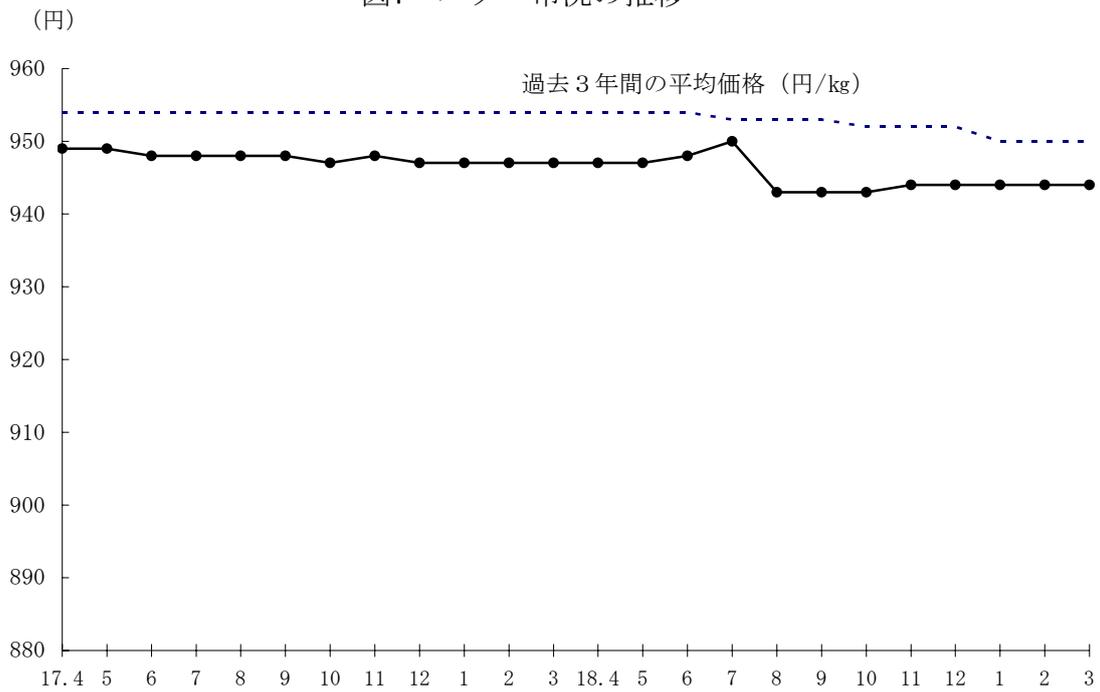
資料：農林水産省「牛乳乳製品統計」

エ 指定乳製品の価格動向

バターの市況（大口需要者向け価格：農林水産省牛乳乳製品課調べ、以下同じ）は、生産量が減少する中で需要量の増加に対しては在庫の取り崩しが行われたこと等から、年度を通じて前年をわずかに下回って推移し、年度末においては944円/kg（前年度比99.7%）となった。

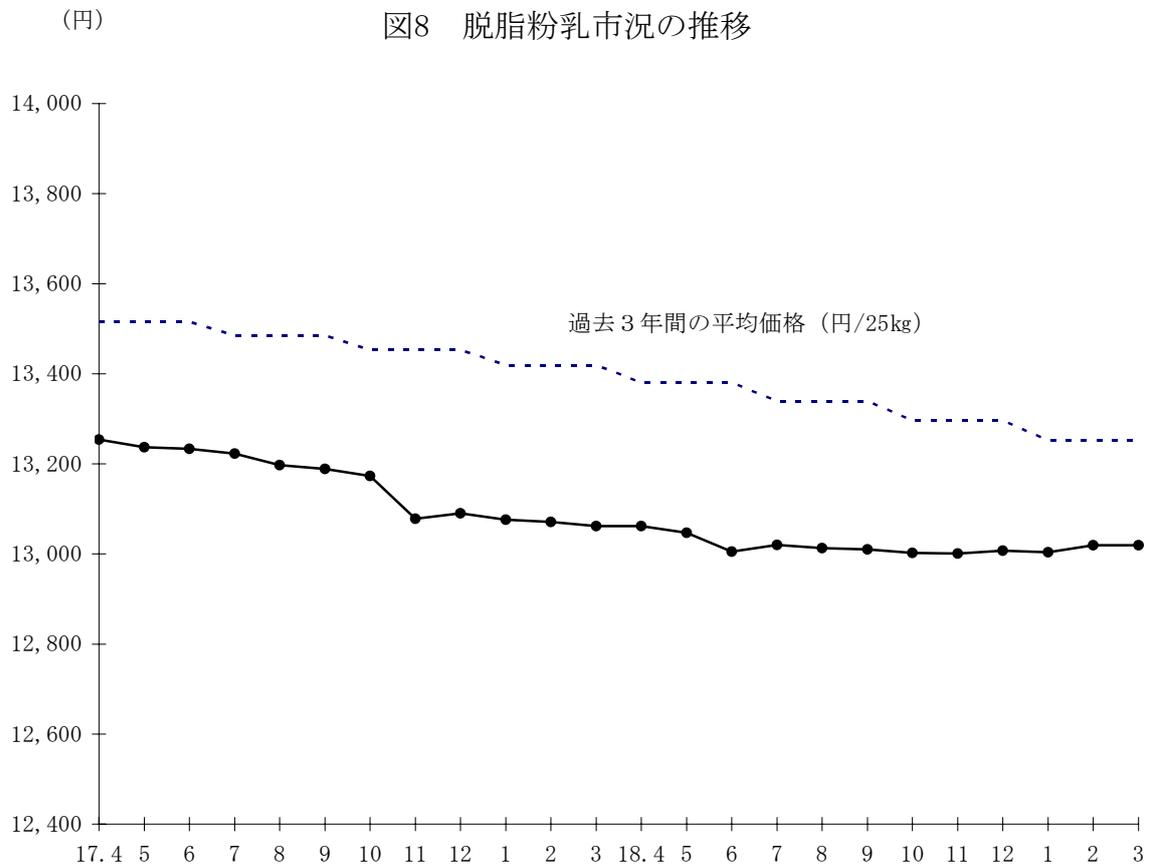
脱脂粉乳の市況も、需給の緩和状況を背景に、年度を通じて前年をわずかに下回って推移し、年度末においては13,019円/25kg（同99.7%）となった（図7、図8参照）。

図7 バター市況の推移



注：価格は、消費税込みの価格である。以下同じ。

図8 脱脂粉乳市況の推移



(2) 指定乳製品等の輸入及び売渡し

バターについては、17年度のカレントアクセス分として18年2月及び3月に輸入入札した現品について、同年5月から12月にかけて売り渡すとともに、18年度のカレントアクセス分として18年11月に輸入入札した現品について、18年12月から19年3月にかけて売り渡した。

なお、18年11月の輸入入札の一部と19年2月、3月に輸入入札した現品については、売渡しが19年度にずれ込んだ。(第8表～第10表参照)

一方、脱脂粉乳については、17年度のカレントアクセス分として18年2月及び3月に輸入入札した現品について、同年5月から10月にかけて売り渡した。

バター・脱脂粉乳以外のカレントアクセス分については、同時契約による輸入業務委託・売渡入札方式(SBS)によりホエイ及び調製ホエイ4,399トン、デイリースプレッド2,001トンの輸入業務委託・売渡契約を締結したが、このうち、ホエイ及び調製ホエイ2,271トンとデイリースプレッド1,982トンの売買が19年度にずれ込んだ。(第11表、第12表参照)

また、機構以外の者に係る指定乳製品等の輸入(TEによる輸入)については、買入れ・売戻し件数は485件で、その数量は349トンとなった。

第 8 表 指定乳製品等の輸入入札状況

入札年月日	品目	輸入入札数量	落札数量	検収数量	備 考
18.02.22	バター	3,500 トン	2,371 トン	2,333 トン	17 年度カレントアクセス分
18.02.23	脱脂粉乳	3,000 トン	3,000 トン	2,990 トン	同上
18.03.16	バター	500 トン	400 トン	397 トン	同上
18.03.16	脱脂粉乳	1,000 トン	1,000 トン	299 トン	同上
18.11.08	バター	2,000 トン	1,569 トン	945 トン	18 年度カレントアクセス分
19.02.07	バター	5,546 トン	4,529 トン	—	同上
19.03.13	バター	581 トン	581 トン	—	同上

注：18.03.16 の脱脂粉乳のうち 700 トンについては、不適格品により契約を解除した。

第 9 表 指定乳製品等の売渡入札状況

入札年月日	品目	売渡入札数量	落札数量	備 考
18.05.16	バター	190 トン	190 トン	17 年度カレントアクセス分
18.05.16	脱脂粉乳	498 トン	48 トン	同上
18.05.23	脱脂粉乳	450 トン	0 トン	同上
18.05.30	脱脂粉乳	450 トン	366 トン	同上
18.06.06	バター	42 トン	42 トン	同上
18.06.06	脱脂粉乳	637 トン	577 トン	同上
18.07.12	バター	16 トン	16 トン	同上
18.07.12	脱脂粉乳	807 トン	400 トン	同上
18.08.09	バター	223 トン	223 トン	同上
18.08.09	脱脂粉乳	1,091 トン	661 トン	同上
18.09.13	バター	597 トン	597 トン	同上
18.09.13	脱脂粉乳	729 トン	0 トン	同上
18.10.19	バター	194 トン	194 トン	同上
18.10.19	脱脂粉乳	1,237 トン	1,237 トン	同上
18.11.09	バター	74 トン	74 トン	同上
18.12.12	バター	818 トン	818 トン	17 年度, 18 年度カレントアクセス分
19.01.11	バター	601 トン	515 トン	17 年度カレントアクセス分
19.02.14	バター	299 トン	299 トン	17 年度, 18 年度カレントアクセス分
19.03.15	バター	460 トン	460 トン	18 年度カレントアクセス分

第 10 表 バター・脱脂粉乳の売買状況

品目	期首在庫	買入数量	売渡数量	期末在庫
バター	0 トン	3,675 トン	3,428 トン	247 トン
脱脂粉乳	0 トン	3,289 トン	3,289 トン	0 トン

第 11 表 ホエイ及び調製ホエイ（S B S 方式）の売買状況

入札年月日	入札数量	落札数量	売買数量	備考
18.03.23	2,622 トン	2,185 トン	2,167 トン	17 年度カレントアクセス分
18.08.30	2,000 トン	1,205 トン	1,196 トン	18 年度カレントアクセス分
18.10.25	3,295 トン	2,408 トン	916 トン	同上
19.03.01	887 トン	786 トン	—	同上
計	8,804 トン	6,584 トン	4,279 トン	

第 12 表 デイリースプレッド（S B S 方式）の売買状況

入札年月日	入札数量	落札数量	売買数量	備考
18.03.16	2,000 トン	1,520 トン	1,516 トン	17 年度カレントアクセス分
18.03.30	243 トン	243 トン	242 トン	17 年度, 18 年度カレントアクセス分
18.12.13	2,000 トン	2,000 トン	18 トン	18 年度カレントアクセス分
計	4,243 トン	3,763 トン	1,776 トン	

2 指定食肉

(1) 牛肉

東京及び大阪の中央卸売市場における牛枝肉省令規格(去勢牛「B-2」及び「B-3」)の加重平均卸売価格は、16年度は、年間を通じた米国産牛肉の輸入停止の影響もあり、前年度より15.5%上昇した。

17年度は引き続き堅調に推移し、前年度より6.4%上昇し、1,336円となった。

18年度は、前年度が高水準であったこと等から、前年度より3.3%低下したが、年度を通じて安定基準価格を上回って推移したことから機構による買入れ等の措置には至らなかった。

第13表 牛枝肉卸売価格の推移

区分 年度・月	省令価格(去勢牛肉「B-3」及び「B-2」)	
	東京・大阪加重平均	
	価格 (円/kg)	対前年比 (%)
平成14年度	975	128.6
15	1,087	111.5
16	1,256	115.5
17	1,336	106.4
18	1,292	96.7
18年4月	1,393	102.6
5月	1,305	99.0
6月	1,246	99.9
7月	1,238	95.3
8月	1,236	95.8
9月	1,285	95.0
10月	1,279	96.5
11月	1,340	99.8
12月	1,365	95.2
19年1月	1,256	93.2
2月	1,262	96.6
3月	1,239	90.2

資料：農林水産省「食肉流通統計」

注：消費税込みの価格である。

(2) 豚肉

東京及び大阪の中央卸売市場における豚枝肉省令規格(「上」以上)の加重平均卸売価格は、16年度は、米国産牛肉の輸入停止措置の影響等により堅調に推移し、前年度より7.2%上昇した。

17年度は、前年度より0.2%低下し473円となった。

18年度は、前年度より1.3%上昇し479円となり、年度を通じて安定基準価格を上回って推移したことから、機構による買入れ等の措置には至らなかった。

第 14 表 豚枝肉卸売価格の推移

区分 年度・月	省令規格	
	東京・大阪加重平均	
	価 格 (円/k g)	対前年比 (%)
平成14年度	469	94.0
15	442	94.2
16	474	107.2
17	473	99.8
18	479	101.3
18年4月	457	105.3
5月	478	91.0
6月	571	107.9
7月	552	103.8
8月	516	103.6
9月	496	97.1
10月	408	97.4
11月	446	110.1
12月	488	97.8
19年1月	416	93.1
2月	449	98.9
3月	478	110.4

資料：農林水産省「食肉流通統計」

注：消費税込みの価格である。

3 鶏卵

鶏卵の平均卸売価格（東京、M規格）は、16年度は、前年度の卸売価格が記録的に低水準で推移したこと等から生産抑制が進み、前年度より46.4%値上がりした。

17年度は、国内生産量及び輸入量が増加傾向にあったことから、前年度より9.3%値下がりした。

18年度は、前年度より1.2%値下がりしたが、機構による調整保管等の措置には至らなかった。

なお、(社)全国鶏卵価格安定基金及び(社)全日本卵価安定基金による価格差補てん事業では、18年度は7月、19年1月に標準取引価格が補てん基準価格を下回り、両基金から総額21億5,785万円の補てん金が事業参加生産者に交付された。

第15表 鶏卵価格の推移（東京、M規格）

区分 月	卸売価格				鶏卵価格安定制度の発動状況			
	17年度		18年度		17年度		18年度	
	東京「M」 (円/kg)	対前年比 (%)	東京「M」 (円/kg)	対前年比 (%)	標準取引価格 (円/kg)	補てん単価 (円/kg)	標準取引価格 (円/kg)	補てん単価 (円/kg)
4月	239	166.0	184	77.0	223.77	0	174.22	0
5月	222	129.8	184	82.9	212.67	0	173.39	0
6月	193	108.4	171	88.6	188.22	0	161.69	0
7月	156	106.1	154	98.7	160.33	2	152.22	8
8月	145	97.3	158	109.0	157.39	5	163.75	0
9月	175	89.3	187	106.9	181.78	0	188.21	0
10月	190	93.1	204	107.4	186.81	0	195.25	0
11月	189	73.8	208	110.1	181.61	0	196.06	0
12月	199	73.2	226	113.6	190.07	0	214.86	0
1月	155	75.2	157	101.3	142.03	18	150.61	10
2月	190	69.9	193	101.6	181.34	0	191.07	0
3月	181	67.8	183	101.1	169.85	0	179.24	0
平均	186	90.7	184	98.9	163	—	162	—

資料：全農「畜産販売部情報」

注1：卸売価格は消費税を含まない。

注2：鶏卵価格安定制度の平均欄は補てん基準価格

Ⅲ 債務保証等業務

求償権管理等業務

期首（4月1日）の求償権残高は、2億7,762万円であったが、期中に255万円の回収をした結果、期末（3月31日）の求償権残高は、2億7,507万円となった。

IV 畜産の補助に関する業務

1 学校給食用牛乳供給事業に対する補助

(1) 学校給食用牛乳供給事業

学校給食用牛乳供給事業では、安全で品質の高い国内産の牛乳を学校給食用に年間を通じて計画的かつ効率的に供給することを推進するため、その供給の合理化、消費量の拡大等に係る経費を補助している。当該事業は、平成 12 年度には都道府県知事による供給価格等の決定について入札の導入等競争条件を整備するとともに、供給日数に応じて一律に単価助成する従来方式に代え、地域の特性・自立性を重んじた取り組みを促進するためのメニュー方式の事業を実施し、現在に至っている。また、平成 17 年度以降は、当該年度の都道府県平均供給計画日数が、平成 14 年度の当該都道府県平均供給日数の 95% 以上である都道府県を対象として、その供給の合理化、消費量の拡大等に係る経費に対して補助を行っている。

(メニュー事業方式の実施状況)

メニュー事業方式の内容は、次のとおりであり、平成 18 年度は 16 億 4,783 万円の補助金を交付した。

ア 学校給食用牛乳の供給の合理化

供給経費の低減のため、設備機器の整備、衛生管理強化の推進等に要する経費の補助

イ 学校給食用牛乳の安定的需要の確保

供給条件の不利な地域における輸送費等の掛増し経費の負担を軽減するための補助

ウ 学校給食用牛乳の消費拡大

消費の拡大等を図るための大型容器での飲用、新規飲用に対する奨励金の交付及び学校給食用牛乳に係る安全・安心の確保、食育等地域の実情に応じた取組に要する経費や児童・生徒及び保護者に対する啓発資料等の作成に要する経費の補助

(2) 学校給食用牛乳消費定着促進事業

学校給食における牛乳飲用を通じて、牛乳飲用習慣の定着を図ることを目的とし、牛乳に関する正しい知識の普及を図るため、学校給食用牛乳供給事業を実施している中学校へ壁掛けタイプのポスターを作成・配布する等の事業に対し 1 億 2,978 万円の補助金を交付した。

2 畜産業振興事業に対する補助

平成 18 年度に実施した畜産業振興事業は、39 事業 52,659 百万円（17 年度からの予算繰越分 2 事業 268 百万円を含む。）であり、対策別のその主な事業内容等は次のとおりである。

(1) 生乳、乳製品の需給安定対策

① 液状乳製品対策、チーズ対策等の継続

液状乳製品向け生乳の供給拡大、生産者団体によるチーズ向け原料乳の安定的拡大、生乳の用途別計画生産並びに用途別取引の拡大及び広域需給調整の実施による余乳の効

率的な処理の推進等生乳の総合的な需給調整対策に加え、加工原料乳価格の低落の一定部分を補填するなどの酪農経営対策、国産生乳の需要拡大対策など、生乳需要構造改革事業等7事業（8,617百万円）を実施した。

② 需要期の生乳生産シフトへの支援

生乳の不需要期における出荷を計画的に抑制することにより需要期への生産シフトを推進するため、計画生産を遵守する生産者を対象に不需要期における出荷を計画的に抑制した場合に奨励金の交付等を行う需要期対応生乳生産事業（482百万円）を実施した。

（2）肉用牛経営対策

① 地域の創意工夫を生かした肉用牛生産の取組を支援

肉用牛生産基盤の安定化を図るため、新規参入、改良対策、技術指導等の支援と併せ、各地域の自主性と創意工夫を活かした多様な活動を行うため地域肉用牛振興対策事業（4,096百万円）を実施した。

② 肉用牛肥育農家の経営安定対策

肉用牛肥育経営の安定を図るため、生産者の抛出と国の補助により基金を造成し、収益性が悪化したときに家族労働費を補てんする肉用牛肥育経営安定対策事業等3事業（4,837百万円）を実施した。

（3）自給飼料生産対策

① 飼料基盤に立脚した環境調和型酪農への支援

飼料基盤に立脚した環境調和型の酪農経営を支援するため、飼料作物作付面積に応じた奨励金を交付する酪農飼料基盤拡大推進事業（4,626百万円）を実施した。

② コントラクター（飼料生産受託組織）への支援

飼料生産に係る作業の効率化・低コスト化及び労働負担の軽減を促進するため、コントラクター（飼料生産受託組織）の育成強化を図ることにより、効率的な飼料生産作業の受託システムを確立するために飼料増産受託システム確立対策事業（540百万円）を実施した。

③ 草地生産性向上対策の拡充

環境に対する負荷を軽減し、生産コストの太宗を占める飼料費の低減を図るため、環境に配慮した高位生産草地への転換等に要する経費を補助する草地畜産生産性向上対策事業（407百万円）を実施した。

（4）畜産環境対策

畜産環境対策については、簡易な措置により家畜排せつ物法管理基準に対応した農家等に対する家畜排せつ物処理施設の整備、たい肥の利活用・流通の促進等の事業を緊急かつ総合的に実施し、環境負荷の低減と資源循環の促進を図り、環境と調和した畜産業を確立するための畜産環境緊急特別対策事業（11,926百万円）を実施した。

(5) 乳用牛対策

優良種畜の積極的活用による優良後継牛の確保を推進するため、優良な種雄牛と雌牛の交配等に補助を行う酪農生産基盤改善支援対策事業（526 百万円）を実施した。

(6) 養豚経営対策

輸入豚肉に対抗し得る生産性の向上と高品質化を図るため、各地域における豚肉の生産振興・生産性向上のための多様な活動に対する支援を行うとともに、消費者ニーズに即した安全で高品質な豚肉の低コスト生産等の取組を促進するなど、地域養豚振興特別対策事業等 2 事業（939 百万円）を継続して実施した。

(7) 食肉流通対策

①産地食肉センター等の整備及び経営体質強化

産地食肉センター、食鳥処理施設及び家畜市場における機能向上のための整備を行う他、ピッシングの廃止や豚副産物の分別等 BSE 関連規制に対応した施設整備、牛せき柱の適正管理の推進、食肉処理・加工の効率化のための技術開発、生産情報の管理体制の整備、枝肉・部分肉の規格取引の円滑化等を総合的に実施するための食肉等流通合理化総合対策事業（1,787 百万円）を実施した。

②その他

その他、子牛等に装着する耳標の作成・配布や個体識別情報等の入力を行う家畜個体識別システム定着化事業、消費者等に対し国産食肉等についての PR 活動や正しい知識の普及を行うための国産食肉等消費拡大総合対策事業、鳥インフルエンザに対する防疫体制の強化を図るための高病原性鳥インフルエンザ防疫強化緊急対策事業等 1 1 事業（3,078 百万円）を実施した。

(8) B S E 対策

牛及び牛が混入している畜産残さのレンダリング処理及びこれにより製造された肉骨粉を焼却処分する肉骨粉適正処分緊急対策事業等 2 事業（8,522 百万円）を実施した。

(9) その他

①負債対策

負債の償還が困難な酪農及び肉用牛経営等に対し、既貸付金の条件緩和等の措置と併せて、長期・低利の借換資金の融通を行い、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業等 2 事業（41 百万円）を実施した。

②その他

性判別技術を活用した家畜の生産・利用体制の確立を図るため、性判別体外受精卵及び分別精子の効率的な生産・供給体制を確立するとともに、これらの利用について実証展示を行う畜産新技術開発活用促進事業等 2 事業（1,967 百万円）を実施した。

(10) 予算繰越分

上記の他、前年度からの予算繰越分(食肉流通合理化総合対策事業等2事業(268百万円))を実施した。

V 加工原料乳生産者補給交付金交付業務

1 加工原料乳の価格と限度数量

平成 18 年度の加工原料乳の生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び加工原料乳の補給金単価は、平成 18 年 3 月 31 日付けをもって、次のとおり告示された。

限度数量	203 万トン
補給金単価	1Kg 当たり 10.40 円

この告示に基づき、18 年度の事業計画については、限度数量の 203 万トンを生産者補給交付金交付対象見込数量とし、交付予定金額を 211 億 1,200 万円として事業を開始した。

2 加工原料乳の認定と生産者補給交付金の交付状況

(1) 受託販売数量及び認定数量

Ⅱの畜産物の価格安定業務の 1 指定乳製品の頁で述べたような生乳の生産状況等から、18 年度において指定生乳生産者団体（以下「指定団体」という。）が取扱った生乳の受託販売数量は、777 万 710 トン（対前年度比 97.5%）と前年をわずかに下回った。このうち、加工原料乳として農林水産大臣及び道県知事が認定した数量は 203 万 3,308 トン（同 93.2%）であり、平成 18 年度は限度数量を上回った。（超過数量は 3,308 トン）

(2) 指定団体別の限度数量

指定団体別の限度数量については、当初、全体の限度数量 203 万トンの一部（10%）を留保して 182 万 7,000 トンの配分が行われ、その後、残量の 20 万 3,000 トンについて追加配分された。

(3) 生産者補給交付金の交付等

(1) 及び (2) の結果、生産者補給交付金の交付については、交付対象数量 203 万トンについて 211 億 1,200 万円を交付した（第 17 表）。

加工原料乳の指定団体別認定状況及び生産者補給交付金の指定団体別交付状況は、第 18 表及び第 19 表のとおりであり、生産者補給交付金交付方法別指定団体数は、第 20 表のとおりである。

なお、本事業の実施に当たり、本年度において機構が国から受け入れた交付金の額は、202 億 5,966 万円（生産者補給交付金 202 億 3,702 万円、業務委託費等 2,264 万円）であった。

第16表 加工原料乳生産者補給交付金交付状況

	受託販売生乳数量		加工原料乳認定数量		生産者補給交付金 交付対象数量		生産者補給交付金額	
	実数	対前年度比	実数	対前年度比	実数	対前年度比	実数	対前年度比
	ト	%	ト	%	ト	%	千円	%
第1四半期	2,029,057	99.2	570,105	100.8	570,105	100.8	5,929,088	100.8
第2四半期	1,924,499	96.6	436,467	89.7	436,421	95.8	4,538,781	95.8
第3四半期	1,890,877	96.2	455,294	88.0	455,294	94.2	4,735,063	94.2
第4四半期	1,926,277	98.0	571,441	93.4	568,180	104.2	5,909,068	104.2
年度計	7,770,710	97.5	2,033,308	93.2	2,030,000	99.0	21,112,000	99.0

第17表 指定団体別加工原料乳認定状況

	受託販売生乳数量		加工原料乳認定数量		加工原料乳発生率	
	実数①	対前年度比	実数②	対前年度比	②/①	前年度
	ト	%	ト	%	%	%
全国	7,770,710	97.5	2,033,308	93.2	26.2	27.4
北海道	3,657,447	97.2	1,671,672	92.8	45.7	47.9
都府県	4,113,263	97.7	361,636	95.1	8.8	9.0
東北	695,200	97.6	94,284	96.3	13.6	13.7
関東	1,319,234	98.3	99,240	95.4	7.5	7.7
北陸	131,355	97.8	3,715	97.8	2.8	2.8
東海	476,966	99.1	35,827	100.6	7.5	7.4
近畿	231,948	98.3	1,798	53.4	0.8	1.4
中国	327,609	98.8	14,166	98.7	4.3	4.3
四国	159,789	95.4	12,339	92.3	7.7	8.0
九州	740,901	96.1	99,184	93.6	13.4	13.7
沖縄	30,261	94.4	1,084	53.2	3.6	6.4

第18表 指定団体別生産者補給交付金交付状況

	生産者補給交付金 交付対象数量		交付対象となら なかった加工原 料乳数量	生産者補給交付金額		
	実数	対前年 度比		実数	構成比	対前年 度比
	ト	%	ト	千円	%	%
全 国	2,030,000	99.0	3,308	21,112,000	100.0	99.0
北 海 道	1,671,672	97.6	0	17,385,387	82.3	97.6
都 府 県	358,328	106.1	3,308	3,726,613	17.7	106.1
東 北	94,248	111.3	35	980,182	4.6	111.3
関 東	98,274	104.5	965	1,022,054	4.8	104.5
北 陸	3,715	111.4	0	38,637	0.2	111.4
東 海	33,831	103.7	1,995	351,846	1.7	103.7
近 畿	1,798	56.9	0	18,701	0.1	56.9
中 国	13,907	112.5	258	144,638	0.7	112.5
四 国	12,330	134.0	9	128,233	0.6	134.0
九 州	99,140	103.1	44	1,031,051	4.9	103.1
沖 縄	1,084	53.2	0	11,272	0.1	53.2

第19表 生産者補給交付金交付方法別指定団体数

区 分	内 訳
概算払した指定団体（7）	北海道、東北、関東、東海、中国、四国、九州
年間一括払した指定団体（3）	北陸、近畿、沖縄

VI 肉用子牛生産者補給交付金等交付業務

1 肉用子牛価格の動向

「黒毛和種」の価格は、我が国でのBSE発生に伴う需要の急激な落ち込みの影響を受け14年1-3月期に保証基準価格（304,000円）を下回ったが、その後価格は回復し、18年度は10-12月期及び19年1-3月期に50万円を超えた。

「褐毛和種」の価格は、14年8月以降、保証基準価格（280,000円）を上回り、18年度は37万円を超える水準で推移した。

「その他の肉専用種」の価格は、16年度以降、ほぼ保証基準価格（200,000円）を上回り、18年度は10-12月期及び19年1-3月期に25万円を超えた。

「乳用種」の価格は、13年度以降保証基準価格（110,000円）を下回って推移し、15年2月以降は合理化目標価格（80,000円）も下回ったが、米国でのBSE発生による牛肉の輸入停止措置等の影響を受け、15年10-12月期から回復に向い、17年4-6月期から合理化目標価格、17年10-12月期には保証基準価格を上回った。18年度は7-9月期を除いて保証基準価格を上回った。

「交雑種」の価格は、14年8月以降保証基準価格（175,000円）を上回って推移し、17年度は年間を通じて24万円を超える価格で堅調に推移した。

2 生産者補給交付金等の交付

(1) 生産者補給交付金

「乳用種」は18年7-9月期に保証基準価格を下回ったため翌期に生産者補給金が交付された。

「その他肉専用種」については、18年1-3月期及び同年7-9月期に保証基準価格を下回ったため、それぞれ翌期に生産者補給金が交付された。

この結果、指定協会に対し683,480千円の生産者補給交付金を交付した。

(2) 生産者積立助成金

18年1-3月期から同年10-12月期までの間、いずれの品種も平均売買価格が合理化目標価格を上回ったため、18年度は生産者積立助成金の交付が行われなかった。

〈参考〉 指定肉用子牛の平均売買価格

(単位：円／頭)

品種区分 価格	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種 (日本短角種等)	肉専用種以外 の品種
平成7年度				
保証基準価格	304,000	280,000	204,000	157,000
合理化目標価格	267,000	246,000	153,000	114,000
生産者積立金	9,900	20,000	40,000	24,000
(うち、生産者負担金)	2,475	5,000	10,000	6,000
平均売買価格				
第1四半期	328,300	258,300	97,800	97,300
第2四半期	357,700	284,100	124,300	98,300
第3四半期	382,700	290,400	147,000	124,500
第4四半期	387,100	287,600	147,800	134,400
平成8年度				
保証基準価格	304,000	280,000	203,000	156,000
合理化目標価格	267,000	246,000	150,000	111,000
生産者積立金	9,900	20,000	40,000	24,000
(うち、生産者負担金)	2,475	5,000	10,000	6,000
平均売買価格				
第1四半期	369,400	298,400	131,100	138,600
第2四半期	363,900	322,700	57,200	145,300
第3四半期	381,700	325,000	168,900	158,800
第4四半期	386,400	305,300	163,700	163,700
平成9年度				
保証基準価格	304,000	280,000	203,000	156,000
合理化目標価格	267,000	246,000	150,000	111,000
生産者積立金	9,900	20,000	40,000	24,000
(うち、生産者負担金)	2,475	5,000	10,000	6,000
平均売買価格				
第1四半期	362,300	314,800	156,100	154,500
第2四半期	365,600	320,600	122,900	144,200
第3四半期	379,000	309,200	132,500	145,300
第4四半期	385,300	293,300	139,700	141,800
平成10年度				
保証基準価格	304,000	280,000	202,000	156,000
合理化目標価格	267,000	246,000	147,000	111,000
生産者積立金	9,900	20,000	40,000	24,000
(うち、生産者負担金)	2,475	5,000	10,000	6,000
平均売買価格				
第1四半期	358,800	291,300	14,400	119,500
第2四半期	369,400	286,100	109,500	108,500
第3四半期	383,600	279,100	73,500	103,400
第4四半期	388,500	262,600	64,100	101,500
平成11年度				
保証基準価格	304,000	280,000	200,000	156,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	111,000
生産者積立金	9,900	20,000	40,000	24,000
(うち、生産者負担金)	2,475	5,000	10,000	6,000
平均売買価格				
第1四半期	365,800	249,000	42,100	95,900
第2四半期	372,200	242,800	60,800	91,800
第3四半期	389,000	241,400	66,600	104,100
第4四半期	396,500	251,900	72,600	115,500

注：平成7年度の生産者積立金については、7月個体登録分から適用

指定肉用子牛の平均売買価格（その２）

（単位：円／頭）

品種区分 価格	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉 専用種（日本 短角種等）	乳用種	交雑種・乳
平成12年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金	9,900	11,900	62,300	12,700	6,200
（うち、生産者負担金）	2,475	2,975	15,575	3,175	1,550
平均売買価格					
第1四半期	372,900	237,500	94,900	78,700	168,000
第2四半期	375,500	236,200	96,400	74,800	166,800
第3四半期	396,700	267,800	142,800	93,900	197,500
第4四半期	401,800	287,300	144,700	106,000	217,300
平成13年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金	9,900	11,900	62,300	12,700	6,200
（うち、生産者負担金）	2,475	2,975	15,575	3,175	1,550
平均売買価格					
第1四半期	375,800	297,000	155,400	97,900	215,700
第2四半期	371,300	294,200	150,200	81,000	211,000
第3四半期	313,300	223,400	119,400	30,400	114,000
第4四半期	290,900	181,200	56,200	17,100	86,700
平成14年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金	9,900	11,900	62,300	12,700	6,200
（うち、生産者負担金）	2,475	2,975	15,575	3,175	1,550
平均売買価格					
14年4月期	332,800	256,100	43,100	29,200	133,000
14年5月期	346,600	278,400	92,500	49,200	174,000
14年6月期	337,800	273,300	84,100	60,500	165,900
14年7月期	352,400	266,500	111,800	64,200	169,800
14年8月期	371,700	301,400	107,700	62,800	192,800
14年9月期	394,000	323,100	128,300	77,800	205,700
14年10月期	399,500	330,300	199,200	81,300	216,000
14年11月期	428,900	335,000	218,600	102,400	237,700
14年12月期	437,000	356,900	196,400	109,100	227,000
15年1月期	413,100	340,900	142,300	92,100	203,400
15年2月期	427,300	310,600	138,100	62,900	213,000
15年3月期	420,600	327,000	187,800	54,000	213,400

注：平成12年度の生産者積立金については、7月個体登録分から適用

指定肉用子牛の平均売買価格（その3）

（単位：円／頭）

品種区分 価格	黒毛和種	褐毛和種	その他の肉 専用種（日本 短角種等）	乳用種	交雑種・乳
平成15年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	131,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金 （うち、生産者負担金）	9,900 2,475	11,900 2,975	62,300 15,575	12,700 3,175	6,200 1,550
平均売買価格	397,800	326,700	167,000	42,100	198,300
第1四半期	413,000	326,000	172,700	38,400	203,400
第2四半期	429,300	335,700	174,400	47,600	215,200
第3四半期	438,000	333,000	204,300	65,100	228,600
平成16年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	129,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金 （うち、生産者負担金）	9,900 2,475	11,900 2,975	62,300 15,575	12,700 3,175	6,200 1,550
平均売買価格	440,100	354,400	183,800	65,400	225,300
第1四半期	461,600	367,600	208,300	60,100	223,900
第2四半期	475,200	370,000	232,600	67,300	229,900
第3四半期	480,900	368,200	215,400	74,000	236,100
平成17年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	110,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金 （うち、生産者負担金）	9,900 2,475	11,900 2,975	27,100 6,775	12,700 3,175	5,000 1,250
平均売買価格	466,800	375,600	201,300	84,500	248,700
第1四半期	482,400	371,200	200,900	94,600	249,600
第2四半期	507,400	392,200	240,100	113,200	260,000
第3四半期	513,300	383,900	196,900	121,600	270,700
平成18年度 保証基準価格	304,000	280,000	200,000	110,000	175,000
合理化目標価格	267,000	246,000	141,000	80,000	135,000
生産者積立金 （うち、生産者負担金）	9,900 2,475	11,900 2,975	27,100 6,775	12,700 3,175	5,000 1,250
平均売買価格	497,600	389,500	211,300	112,200	270,500
第1四半期	495,400	371,700	195,900	99,700	245,300
第2四半期	530,200	386,900	254,400	115,100	258,700
第3四半期	517,200	391,200	260,700	119,900	255,100

注：平成17年度の生産者積立金については、7月個体登録分から適用

表20 平成18年度の肉用子牛生産者補給金の交付実績

交付対象期間	品種区分	交付対象者数	交付対象頭数	生産者補給金額		
				生産者補給交付金部分	生産者積立金部分	補給金合計
H18/1～3月期	黒毛和種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	褐毛和種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	その他の肉専用種	256	841	(3,100円) 2,607,100	(0円)	(3,100円) 2,607,100
	乳用種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	交雑種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	計	256	841	2,607,100	0	2,607,100
H18/4～6月期	黒毛和種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	褐毛和種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	その他の肉専用種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	乳用種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	交雑種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	計	0	0	0	0	0
H18/7～9月期	黒毛和種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	褐毛和種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	その他の肉専用種	88	621	(4,100円) 2,546,100	(0円)	(0円) 2,546,100
	乳用種	958	65,857	(10,300円) 678,327,100	(0円)	(0円) 678,327,100
	交雑種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	計	1,030	66,478	680,873,200	0	680,873,200
H18/10～12月期	黒毛和種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	褐毛和種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	その他の肉専用種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	乳用種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	交雑種	0	0	(0円)	(0円)	(0円)
	計	0	0	0	0	0
平成18年度 H18/1～ H18/12 合計	黒毛和種	0	0	0	0	0
	褐毛和種	0	0	0	0	0
	その他の肉専用種	298	1,462	5,153,200	0	5,153,200
	乳用種	958	65,857	678,327,100	0	678,327,100
	交雑種	0	0	0	0	0
	計	0	67,319	683,480,300	0	683,480,300

注:()内は交付単価である。

交付対象者数合計は、実交付者数
年度合計は各期の交付者数を積み上げたものではない(ダブリを除いたもの)

農林水産大臣 殿

食料・農業・農村政策審議会会長

答 申

平成18年3月9日付け17生畜第2924号で諮問があった平成18年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量（以下「限度数量」という。）及び加工原料乳の補給金単価を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項、平成18年3月9日付け17生畜第2917号で諮問があった平成18年度の指定食肉の安定価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項並びに平成18年3月9日付け17生畜第2918号で諮問があった平成18年度の肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格を試算に示した考え方で定めるに当たり留意すべき事項については、下記のとおり答申する。

なお、併せて別紙のとおり建議する。

記

- 1 生産者補給交付金に係る加工原料乳の限度数量及び補給金単価については、生産条件、需給事情及び物価その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 2 豚肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
牛肉の安定価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
- 3 肉用子牛の保証基準価格については、生産条件及び需給事情その他の経済事情を総合的に考慮すると、試算に示された考え方で定めることは、妥当である。
肉用子牛の合理化目標価格については、平成18年度につき試算に示された考え方で定めることは、妥当である。

建 議

I 酪農・食肉共通

- 1 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」を踏まえて、より競争力の高い畜産生産構造の確立を図るため、畜産経営安定対策の対象者に係る方針の下で、地域の実態に即した認定農業者の増加等を図るとともに、新規就農の促進、女性の活躍の場のさらなる充実など担い手の育成・確保に努めること。
- 2 今後とも自給飼料基盤に立脚した畜産経営を育成するため、飼料増産運動の下、耕畜連携による稲発酵粗飼料等の生産拡大、国産稲わらの飼料利用の拡大、地域の土地条件等に対応した放牧の普及、自給飼料の生産性向上、コントラクターの活用等の推進により、自給飼料の増産及び資源の有効利用を図ること。
- 3 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく管理基準に対応するため、個別経営や地域の実情に応じ、施設整備を推進するとともに、耕畜連携の推進等によりたい肥の利活用の一層の推進を図ること。
- 4 生産・加工・流通の各段階における衛生・品質管理対策を通じて、安全・安心な畜産物の生産・供給を確保すること。また、人畜共通感染症を含む家畜の伝染病について、海外からの侵入防止、国内におけるまん延防止、清浄化のための対策を推進すること。
- 5 WTO農業交渉においては、我が国の主張を反映した、柔軟性があり、輸出国と輸入国のバランスのとれた貿易ルールが確立されるよう取り組むこと。
- 6 関連対策については、その政策目的や達成度を踏まえ、適切に見直すとともに、実施にあたっては、透明性の確立や適切な執行に努めること。

II 酪農・乳業関係

- 1 飲用牛乳および脱脂粉乳、バター等の需要低迷により脱脂粉乳の在庫に加えバターの在庫も増加しているという需給状況を踏まえ、生乳・乳製品の需給の改善を図るため、需給情報の的確な提供に努めるとともに、生クリーム、チーズ等の需要の伸びが見込まれる品目に仕向けられる生乳の供給拡大の推進を図ること。
- 2 牛乳・乳製品の栄養素バランスや多様な機能性、食生活における役割について、科学的知見に基づく正確な情報を伝え、関係者の消費拡大活動に資するとともに、国産の牛乳・乳製品の輸出の促進方策についても検討すること。
- 3 国際化の進展を踏まえ、乳業の経営基盤の強化と製造コストの低減を図るとともに、チーズ等輸入品との競争力を有する国産乳製品の生産拡大を促進するため、乳製品工場の再編・合理化を推進すること。

III 食肉関係

- 1 食肉の表示については、消費者の商品選択に資する情報提供と適正な表示の徹底に努めること。また、乳用種については、販路の開拓と定着のための総合的な生産・流通・販売対策が実施されているが、消費者の情報ニーズに的確に対応した効果的な情報発信を行うことにより、その認知度の向上を図ること。
- 2 科学的見地に基づき、今後とも肉骨粉等の飼料・肥料への有効利用を促進するとともに、肉骨粉の処分経費の縮減を図ること。
また、牛せき柱の適正管理に万全を期すこと。
- 3 肉用牛生産基盤の安定化及び養豚経営の体質強化を図るため、繁殖基盤の強化、生産コストの低減、地域銘柄化等の推進に努めるとともに、肉用牛については、新技術や乳用牛資源を活用した生産性向上、放牧の推進等の支援を図ること。

○平成18年度畜産物価格等（加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量、指定食肉、指定肉用子牛）

1 加工原料乳生産者補給金単価及び限度数量

	17年度	18年度
補給金単価	10.40円/kg	10.40円/kg
限度数量	205万トン	203万トン

2 指定食肉の安定価格

（単位：円/kg）

		17年度	18年度
牛肉	安定上位価格	1,010	1,010
	安定基準価格	780	780
豚肉	安定上位価格	480	480
	安定基準価格	365	365

3 指定肉用子牛の保証基準価格及び合理化目標価格

（単位：円/頭）

		17年度	18年度
保証基準価格	黒毛和種	304,000	304,000
	褐毛和種	280,000	280,000
	その他の肉専用種	200,000	200,000
	乳用種	110,000	110,000
	交雑種	175,000	175,000
合理化目標価格	黒毛和種	267,000	267,000
	褐毛和種	246,000	246,000
	その他の肉専用種	141,000	141,000
	乳用種	80,000	80,000
	交雑種	135,000	135,000

合理化目標価格の適用期間

今回の合理化目標価格の適用期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

畜産業務関係年表

年月日	業務関係	年月日	関係法令通達等
		H18.3.20	平成18年度畜産業振興事業の実施について(17生畜第3062号生産局長通知)
H18.3.30	学校給食用牛乳供給事業実施要綱の一部改正について (17農畜機第4847号)		
H18.4.1	「畜産業振興事業により造成された基金等の管理運用等について」の制定等について (18農畜機第23号)		
H18.4.1	「畜産業振興事業の実施について」の一部改正について (18農畜機第1113号)		
H18.4.1	BSE発生農家経営再建支援等事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第12号)		
H18.4.1	家畜個体識別システム定着化事業実施要綱の一部改正について(17農畜機第4938号)		
H18.4.1	家畜流通活性化対策事業実施要綱の一部改正等について(17農畜機第4974号)		
H18.4.1	国産牛肉市場開拓緊急対策事業実施要綱の一部改正等について(17農畜機第4975号)		
H18.4.1	食肉卸売市場経営改善対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第132号)		
H18.4.1	食肉等流通合理化総合対策事業実施要綱の制定について (18農畜機第287号)		
H18.4.1	地域養豚振興特別対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第14号)		
H18.4.1	国産鶏肉競争力強化総合対策事業実施要綱の制定について (18農畜機第119号)		
H18.4.4	学校給食用牛乳消費定着促進事業実施要綱の一部改正について (17農畜機第4978号)		
H18.4.14	飼料増産受託システム確立対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第189号)		
H18.4.18	家畜防疫互助基金造成等支援事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第85号)		
H18.4.19	鶏卵消費安定特別対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第221号)		
H18.4.25	大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱及び養豚経営改善支援資金特別融通補助事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第414号)		
H18.4.28	国産生乳需要基盤確保対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第498号)		

H18.4.28	畜産副産物需給安定体制整備事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第499号)		
H18.4.28	飼料増産受託システム確立対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第479号)		
H18.4.28	肉用牛肥育経営安定対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第475号)		
H18.5.12	食肉小売機能高度化推進事業実施要綱の制定について (18農畜機第645)		
H18.5.12	地域肉用牛振興対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第664号)		
H18.5.16	バター及び脱脂粉乳の一般競争入札による売渡し(バター190トン全量落札、脱脂粉乳498トン中48トン落札)		
H18.5.16	食肉卸売経営体質強化促進事業実施要綱の制定について (18農畜機第670)		
H18.5.23	脱脂粉乳の一般競争入札による売渡し (450トン全量不落札)		
H18.5.24	国産食肉等消費拡大総合対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第848号)		
H18.5.30	広域生乳需給調整支援対策事業実施要綱の一部改正等について (18農畜機第968号)		
H18.5.30	脱脂粉乳の一般競争入札による売渡し (450トン中366トン落札)		
H18.6.6	バター及び脱脂粉乳の一般競争入札による売渡し(バター42トン全量落札、脱脂粉乳637トン中577トン落札)		
H18.6.23	酪農生産基盤改善支援対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第1278号)		
H18.6.29	生乳需要構造改革事業実施要綱の制定等について (18農畜機第1420号)		
H18.7.4	乳業再編整備等対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第1510号)		
H18.7.12	加工原料乳生産者経営安定対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第1609号)		
H18.7.12	バター及び脱脂粉乳の一般競争入札による売渡し(バター16トン全量落札、脱脂粉乳807トン中400トン落札)		
H18.7.24	国産食肉等消費拡大総合対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第1702号)		
H18.7.27	広域生乳需給調整支援対策事業実施要綱の一部改正等について (18農畜機第1810号)		
H18.8.1	「畜産業振興事業の実施について」の一部改正について (18農畜機第1834号)		

H18.8.9	バター及び脱脂粉乳の一般競争入札による売渡し(バター223トン全量落札、脱脂粉乳1,091トン中661トン落札)		
H18.8.30	ホエイ及び調製ホエイの同時契約による輸入業務委託・売渡し(2,000トンのうち1,205トン落札)		
H18.9.13	バター及び脱脂粉乳の一般競争入札による売渡し(バター597トン全量落札、脱脂粉乳729トン全量不落札)		
H18.10.19	バター及び脱脂粉乳の一般競争入札による売渡し(バター194トン全量落札、脱脂粉乳1,237トン全量落札)		
H18.10.25	ホエイ及び調製ホエイの同時契約による輸入業務委託・売渡し(3,295トンのうち2,408トン落札)		
H18.11.7	地域肉用牛振興対策事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第2922号)		
H18.11.8	バターの輸入業務委託入札による買入れ(2,000トンのうち1,569トン落札)		
H18.11.9	バターの一般競争入札による売渡し(74トン全量落札)		
H18.11.20	大家畜経営改善資金特別融通補助事業実施要綱及び養豚経営改善資金特別融通補助事業実施要綱の一部改正について (18農畜機第3126号)		
H18.12.12	バターの一般競争入札による売渡し(818トン全量落札)		
H18.12.13	デリースプレッドの同時契約による輸入業務委託・売渡し(2,000トン全量落札)		
H19.1.11	バターの一般競争入札による売渡し(601トン中515トン落札)		
H19.2.7	バターの輸入業務委託入札による買入れ(5,546トンのうち4,529トン落札)		
H19.2.14	バターの一般競争入札による売渡し(299トン全量落札)		
H19.3.1	ホエイ及び調製ホエイの同時契約による輸入業務委託・売渡し(887トン中、786トン落札)		
H19.3.13	バターの輸入業務委託入札による買入れ(581トン全量落札)		
H19.3.15	バターの一般競争入札による売渡し(460トン全量落札)		
H19.3.19	高病原性鳥インフルエンザ防疫強化緊急対策事業実施要綱の制定について (18農畜機第4414号)		
H19.3.28	畜産業振興事業の実施のために独立行政法人農畜産業振興機構からの補助金の交付により造成した基金の管理に関する基準の制定について (18農畜機第4545号)		

野菜編

I 野菜の概況

1 野菜の需給動向

野菜の1人1年当たりの消費量（供給純食料）は近年減少傾向で推移し、平成17年度は96.3kgであったが、平成18年度（概算）は94.8kgと、1.5kg減少した。

これに対し、野菜の生産量は産地の高齢化等により、減少傾向で推移し、平成17年度は1,249万トンであったが、平成18年度（概算）は1,236万トンと、13万トン減少した。

また、野菜の輸入量は、平成18年度は325万トン（生鮮換算ベース）で、前年比96.4%であった。

以上により、平成18年度（概算）の野菜の自給率は、前年度と同じく79%となった。

表1 野菜の需給動向

(1) 平成18年度（概算値）

人口 127,770千人（平成18年10月1日現在）

（単位：断りなき限り1,000トン）

類別・品目別	国内		外国貿易		在庫の増減量	国内消費仕向量	国内消費仕向量の内訳				
	生産量	輸入量	輸出量	飼料用加工用種子用			減耗量	粗食料		純食料	供給数量
								総数	1人1年当たり		
野菜	12,363	3,246	9	0	15,600	0	1,589	14,011	109.7	12,118	94.8
a. 緑黄色野菜	2,660	1,438	2	0	4,096	0	391	3,705	29.0	3,420	26.8
b. その他の野菜	9,703	1,808	7	0	11,504	0	1,198	10,306	80.7	8,698	68.1
野菜	12,363	3,246	9	0	15,600	0	1,589	14,011	109.7	12,118	94.8
1. 果菜類	3,405	1,492	2	0	4,897	0	483	4,414	34.5	3,660	28.6
うち果実的野菜	827	69	0	0	896	0	108	788	6.2	535	4.2
2. 葉茎菜類	5,899	1,006	0	0	6,905	0	864	6,041	47.3	5,277	41.3
3. 根菜類	3,059	746	7	0	3,798	0	242	3,556	27.8	3,181	24.9

資料：農林水産省「食料需給表」

(2) 平成17年度（確定値）

人口 127,768千人（平成17年10月1日現在）

（単位：断りなき限り1,000トン）

類別・品目別	国内		外国貿易		在庫の増減量	国内消費仕向量	国内消費仕向量の内訳				
	生産量	輸入量	輸出量	飼料用加工用種子用			減耗量	粗食料		純食料	供給数量
								総数	1人1年当たり		
野菜	12,492	3,367	10	0	15,849	0	1,609	14,240	111.5	12,302	96.3
a. 緑黄色野菜	2,692	1,446	2	0	4,136	0	395	3,741	29.3	3,454	27.0
b. その他の野菜	9,800	1,921	8	0	11,713	0	1,214	10,499	82.2	8,848	69.3
野菜	12,492	3,367	10	0	15,849	0	1,609	14,240	111.5	12,302	96.3
1. 果菜類	3,624	1,548	2	0	5,170	0	503	4,667	36.5	3,865	30.3
うち果実的野菜	888	75	0	0	963	0	114	849	6.6	572	4.5
2. 葉茎菜類	5,805	1,122	2	0	6,925	0	865	6,060	47.4	5,298	41.5
3. 根菜類	3,063	697	6	0	3,754	0	241	3,513	27.5	3,139	24.6

資料：農林水産省「食料需給表」

(3) 食料自給率

（単位：%）

	昭和40年度	50	60	平成7年度	12	13	14	15	16	17	18（概算）
供給熱量ベースの総合食料	73	54	53	43	40	40	40	40	40	40	39
野菜	100	99	95	85	82	82	83	82	80	79	79

資料：農林水産省「食料需給表」

2 野菜の価格動向

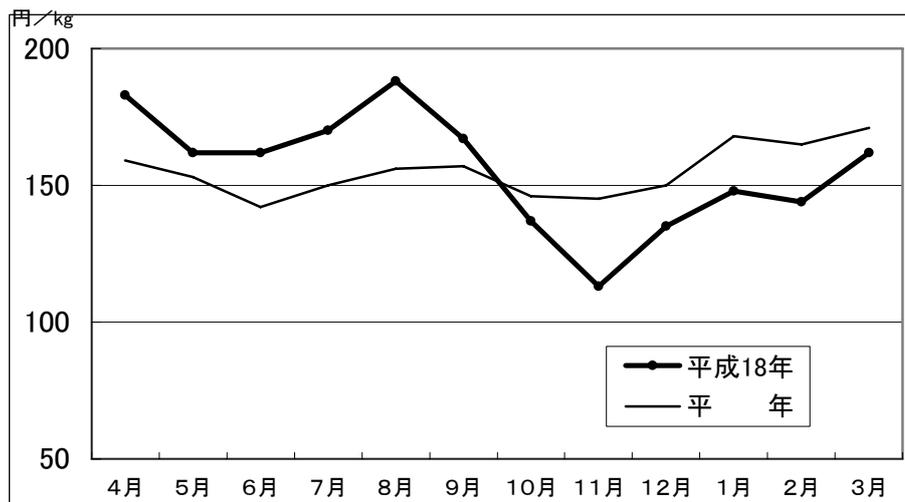
平成18年産の春野菜は、春先から低温・天候不良の影響を受け、特に果菜類・葉菜類を中心に生育不良で入荷量が平年を下回り、価格は堅調に推移した。

夏野菜は、全国的に天候不良・梅雨明けも遅く、大雨、日照不足等から生育不良となり、7月下旬から8月上旬に入荷量が大幅に減少した。このため、レタス等の葉菜類、きゅうり等の果菜類を中心に価格高となった。

しかし、秋以降は、記録的な高温・好天により秋冬野菜の生育が大幅に前進化したことから、はくさい、キャベツ、だいこん、はくさい等の重要野菜を中心に全面安の価格となり、11月、12月には、キャベツ、だいこん及びはくさいで緊急需給調整（産地廃棄）が実施された。

年明け以降も全国的に気温が高かったことから、引き続き市場価格は軟調に推移した。

図1 指定野菜(14品目)の卸売価格の動向(東京都中央卸売市場)

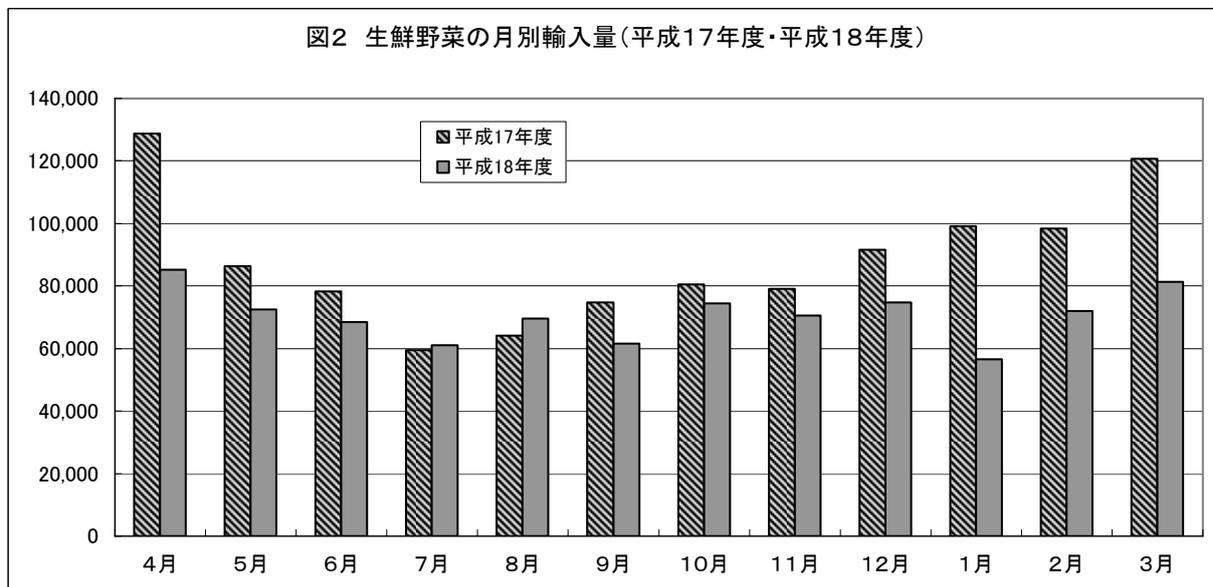


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成18年	183	162	162	170	188	167	137	113	135	148	144	162
平年	159	153	142	150	156	157	146	145	150	168	165	171

資料：東京青果物情報センター「東京都中央卸売市場における野菜の市場別入荷数量及
注：平年とは、過去5カ年（平成13年度～17年度）の月別価格の平均値である。

3 野菜の輸入動向

平成18年度の野菜の輸入量は325万トン（生鮮換算ベース）と前年比96.4%で減少し、うち、生鮮野菜は、85万トンと前年比79.9%の大幅な減少となった。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成17年度	128,675	86,366	78,317	59,494	64,176	74,720	80,591	79,050	91,574	99,095	98,292	120,759	1,061,109
平成18年度	85,132	72,459	68,537	61,039	69,669	61,489	74,405	70,571	74,720	56,502	72,060	81,370	847,953
対前年比													79.9%

資料：財務省「貿易統計」

II 指定野菜価格安定対策事業に関する業務

1 制度の改正

業務対象年間の短縮

全ての業務区分について業務対象年間を短縮し、平成 18 年度を初年度とする新たな業務対象年間を設定し、改めて価格差補給交付金等の交付に関する予約申込みを受けて事業を実施した。

2 交付予約及び資金の造成

(1) 交付予約数量

ア 交付予約数量

18 年度事業に係る交付予約数量は、業務区分別に前年度と比較すると、増加した数量が 4 万トン、減少した数量が 4 万 2 千トン、差し引き 2 千トン減少して 274 万 5 千トンとなった。

イ 種別（対象出荷期間）別の交付予約数量

種別別の交付予約数量の多いものをみると、たまねぎ（即売）（8～4 月）、夏秋キャベツ（7～10 月）、冬キャベツ（1～3 月）等の順となっている（図 3）。

また、前年度と比較して増加した主な種別は、冬にんじん（1～3 月）（増加率 7.3%）、冬にんじん（11～12 月）（同 8.0%）、夏秋キャベツ（7～10 月）（同 1.9%）、たまねぎ（即売）（5～6 月）（同 1.9%）、冬春なす（5～6 月）（同 6.5%）等で、減少した種別は、ばれいしょ（即売）（4～6 月）（減少率 6.7%）、たまねぎ（7～10 月）（同 3.0%）、たまねぎ（即売）（4 月）（同 7.5%）、秋冬はくさい（11～12 月）（同 3.9%）、秋にんじん（8～10 月）（同 2.9%）等が主なものである。

ウ 登録出荷団体等別の交付予約数量

18 年度事業に係る登録出荷団体別の交付予約数量をみると、数量の多い団体は①たまねぎ等の主産地であるホクレンの 522 千トン、②夏秋レタス、夏はくさい、夏秋キャベツの主産地である全農長野県本部の 244 千トン、③冬にんじん、冬キャベツ、春キャベツ等の主産地である全農千葉県本部の 207 千トン、④冬キャベツ等の主産地である愛知県経済連の 148 千トン、⑤たまねぎ、秋冬はくさい等の主産地である全農兵庫県本部の 144 千トンの順となっており、この 5 団体で全体の 46.1%を占めている（図 4）。

また、丸朝園芸農協が加入し交付予約数量が増加した。

なお、前年度に対する伸び率をみると、全農宮城県本部が 90.4%と最も大きく、次いで全農広島県本部の 11.7%、全農庄内本部 4.2%、全農新潟県本部 2.5%と続き、登録生産者でみると、北栄農場の 29.5%、東串良町園芸組合の 4.9%が高い伸び率となっている。

(2) 資金造成額

ア 資金造成額

(ア) 18 年度事業に係る資金造成総額は 1,075 億円で、前年度に比べ 2 億円、0.2%減少した。

(イ) 資金造成について、昭和 54 年度から平成 13 年度までの国から機構への直接補助は、同補助の 2 分の 1 を限度とした国庫債務負担行為を含む資金造成が行われていたが、平成 14 年度には国の直接補助の 3 分の 2 を限度とした国庫債務負担行為を含む資金造成が行われた。さらに、平成 15 年度からは、国から道府県への間接補助はやめて全て直接補助とし、同補助の 2 分の 1 を限度とした国庫債務負担行為を含む資金造成を行うこととなった。

また、昭和 55 年度からは道府県の補助（国の間接補助分を除く）の 4 分の 1 を限度とした道府県債務負担行為を含む資金造成が導入された。なお、平成 18 年度の資金造成額を現金分と債務負担行為分とに区分してみると、現金による造成が 730 億 9,989 万円で、全体の 68.0%を占めており、残りは国庫債務負担行為（331 億 7,779 万円、30.9%）、道府県債務負担行為（北海道、青森県、福島県、長野県及び熊本県）11 億 8,615 万円で 1.1%）となっている（表 2）。

表 2 造成区分の資金造成額 (単位：千円、%)

内 訳		年度	17 年 度		18年度	
			金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
資 金 造 成 額			107,693,127	100.0	107,463,831	100.0
内 訳	現金	73,271,302	73,271,302	68.1	73,099,893	68.0
	国債	33,287,081	33,287,081	30.9	33,177,791	30.9
	県債	1,134,744	1,134,744	1.0	1,186,147	1.1

イ 種別（対象出荷期間）別の資金造成額

種別別に資金造成額の大きいものをみると、最も大きいものはたまねぎ（即売）（8～翌 4 月）58 億円、冬レタス（12～翌 2 月）53 億円、夏秋トマト（7～9 月）47 億円となっており、次いで冬春きゅうり（11/21～2 月）41 億円、夏秋キャベツ（7～10）40 億円の順となっている（図 5）。

また、前年度に比べ伸び率の大きいものは、ばれいしょ（即売）（1～3 月）（同 18.9%）、冬春トマト（ミニ）（5～6 月）（同 12.3%）、夏ねぎ（青）（7～9 月）（同 9.7%）、冬にんじん（1～3 月）（同 9.2%）、冬春なす（5～6 月）（同 8.5%）となっている。

ウ 登録出荷団体等別の資金造成額

登録出荷団体別の資金造成額の大きい主な団体は、①たまねぎ等の主産地であるホクレンの 91 億円、②春キャベツ、冬キャベツ、冬にんじん等の主産地である全農千葉県本部が 83 億円、③夏秋キャベツ、夏はくさい及び夏秋レタスの主産地である全農長野県本部が 73 億円、④夏秋トマト、冬春トマト等の主産地熊本県経済連が 63 億円、⑤たまねぎ、冬レタス等の主産地である全農兵庫県本部が 59 億円となっている（図 6）。

図3 種別（対象出荷期間）別の交付予約数量

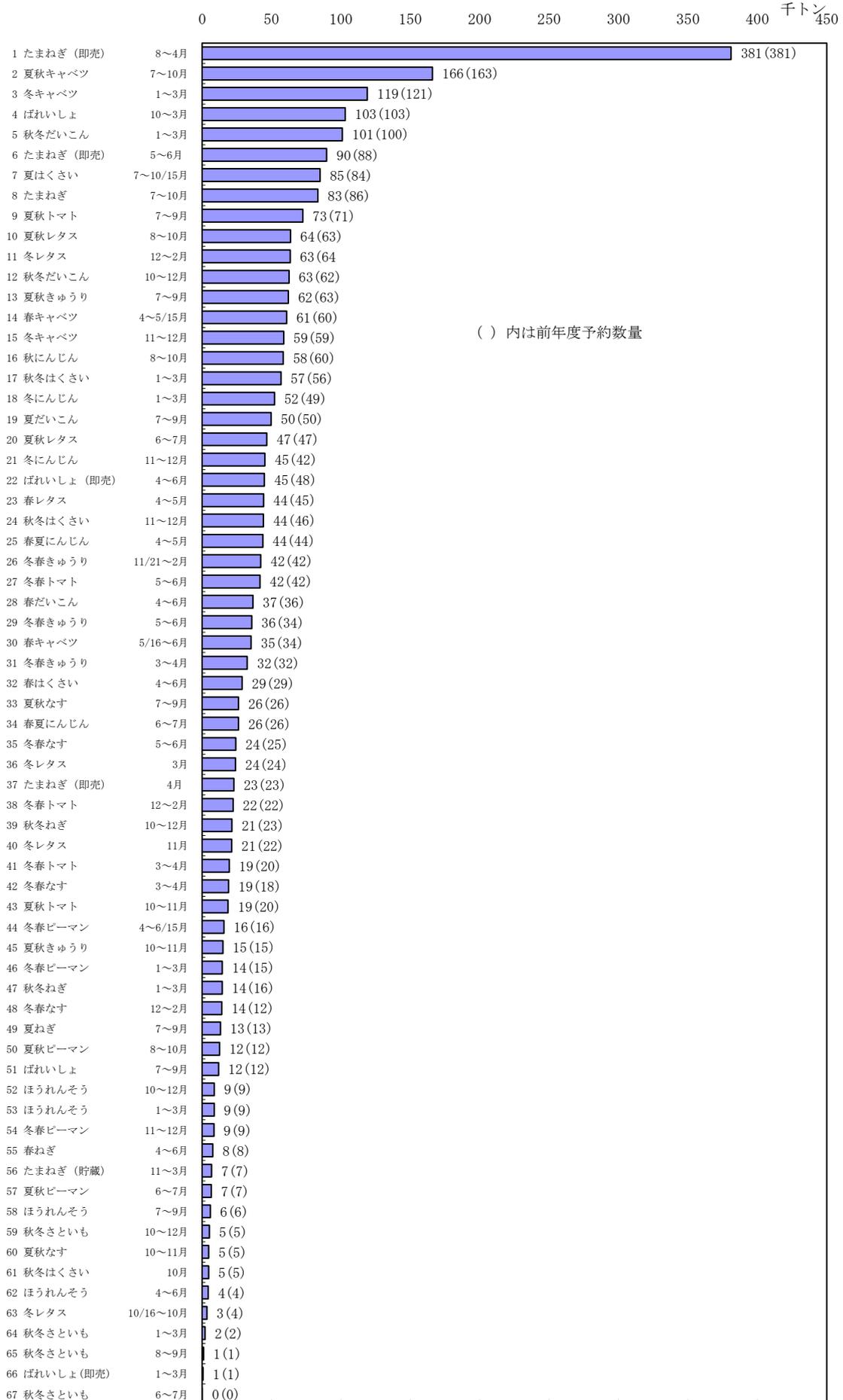


図4 登録出荷団体別の交付予約数量

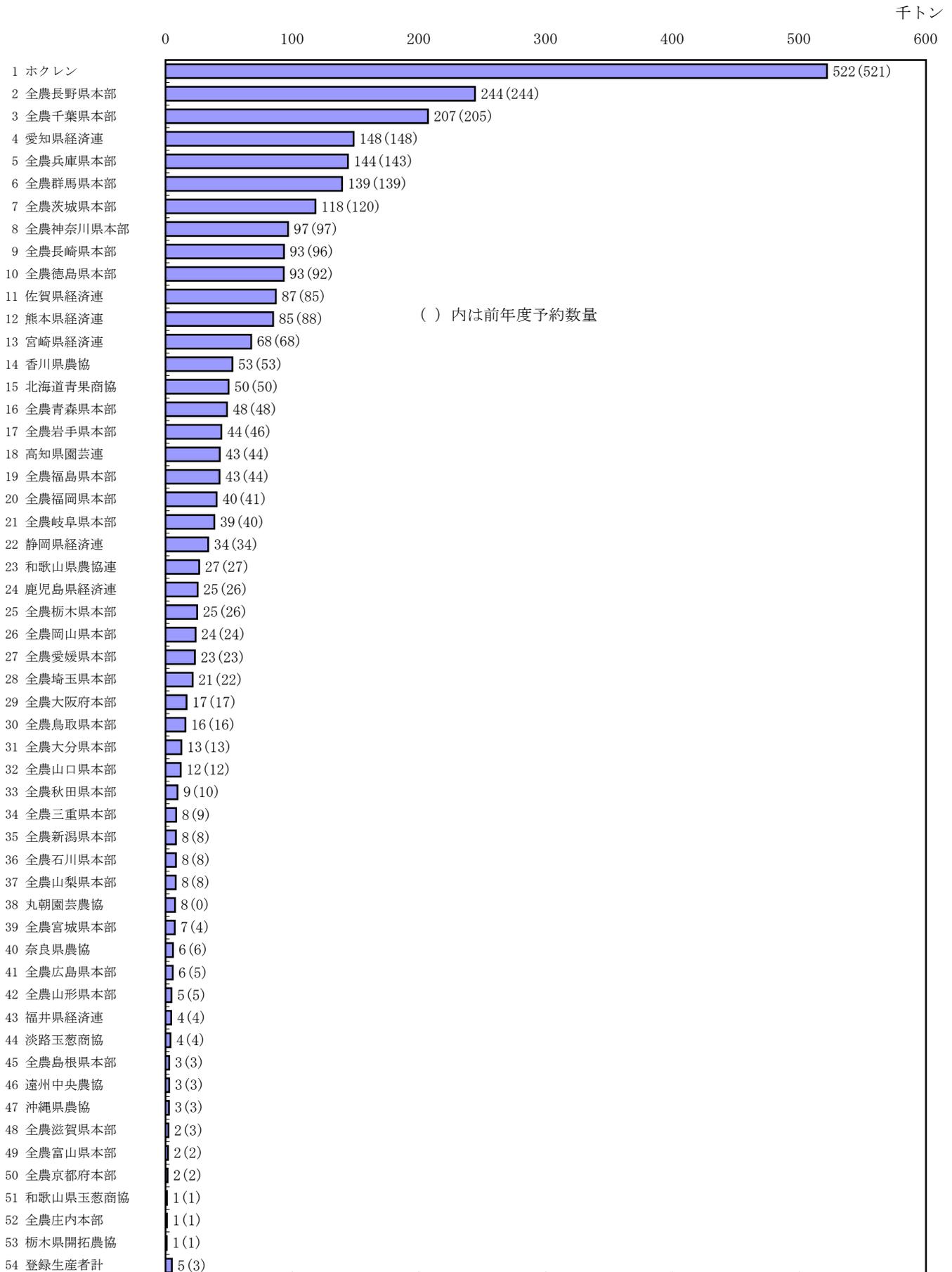


図5 種別（対象出荷期間）別の資金造成額

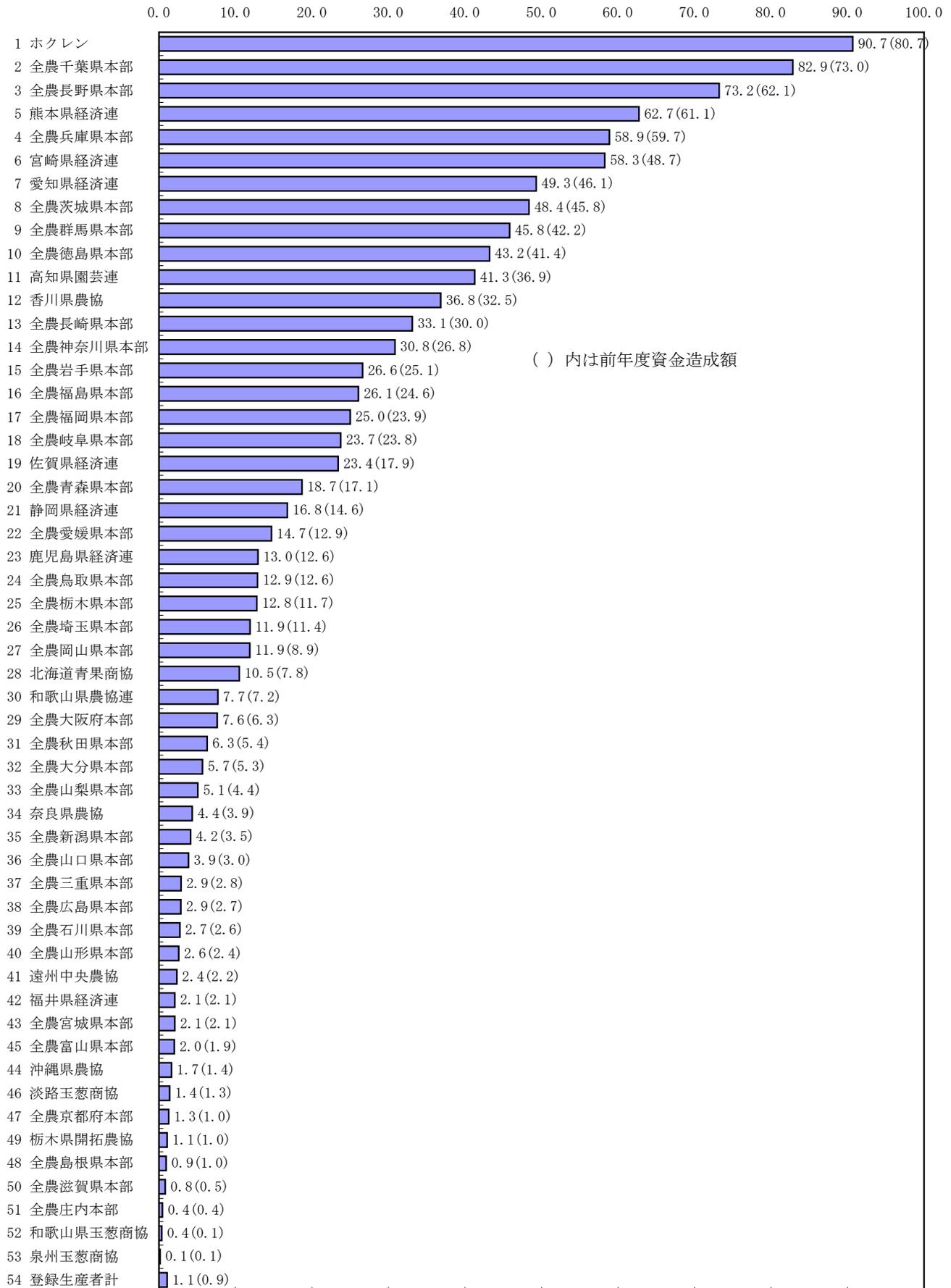
億円
70.0



() 内は前年度資金造成額

図6 登録出荷団体別の資金造成額

億円



() 内は前年度資金造成額

3 価格差補給交付金等の交付

(1) 平均販売価額等の算定

価格差補給交付金等の交付の基礎となる出荷数量、平均販売価額、交付金単価等の算定は、18年度中に対象出荷期間が始まった対象野菜について、業務区分ごと、旬又は月(さといも、たまねぎ及びばれいしょ)ごとに延べ4,785旬・月について行った。これに用いた18年度の仕切データ件数は264万件であり、このうち99.1%がベジフルネット端末を通じた収集となった。

このうち、平均販売価額が保証基準額を下回って価格差補給交付金等の交付が行われたものは延べ1,614旬・月で全体の33.7%(前年度は延べ1,688旬・月で同35.3%)であった。

さらに、平均販売価額が最低基準額をも下回ったものは、延べ222旬・月で全体の4.6%(前年度は延べ163旬・月で同3.5%)であった(表3)。

(2) 価格差補給交付金等の交付額

ア 価格差補給交付金等交付総額

(ア) 18年度事業における価格差補給交付金等の交付総額は、205億8千万円(うち一般補給交付金等204億4千万円、特別補給交付金等1億4千万円)で、資金造成額に対する交付額の比率(交付率)は19.2%であった。

なお、昭和51～平成18年度の平均交付率は19.2%となっている(表4)。

(イ) 指定野菜別に交付額の多いものは、レタスが68億円で最も多く(交付率45.5%)、次いでキャベツ31億9千万円(同25.8%)、だいこん24億3千万円(同37.4%)、はくさい20億7千万円(同45.6%)、にんじん18億9千万円(同24.0%)等となっている(図7・表5)。

また、資金造成額に対する交付率では、はくさいが45.6%で最も高く、次いでレタス45.5%、だいこん37.4%、キャベツ25.8%等が平均交付率を上回る交付率となっている(表5)。

イ 種別(対象出荷期間)別の交付額

種別(対象出荷期間)別の交付額は、冬レタス(12～2月)の27億1千万円が最も多く、次いで冬キャベツ(1～3月)の19億円、夏秋レタス(8～10月)の16億5千万円、秋冬だいこん(1～3月)の14億3千万円、冬にんじん(1～3月)の11億9千万円等となっている。

また、資金造成額に対する交付率では、冬にんじん(1～3月)の75.7%が最も高く、次いで秋冬はくさい(10月)の74.1%、同(1～3月)の71.1%、夏秋なす(10～11月)の63.5%、夏秋レタス(8～10月)の61.8%等となっている(表6)。

ウ 登録出荷団体等別の交付額

登録出荷団体等別に交付額をみると、交付額の多い団体等は、①夏秋レタス、夏はくさいを主体とした全農長野県本部が28億2千万円で最も多く、次いで②冬キャベツ、冬にんじんを主体とした全農千葉県本部が23億7千万円、③冬キャベツ、秋冬はくさいを主体とした愛知県経済連が19億9千万円、④秋冬はくさい、冬レ

タスを主体とした全農茨城県本部が 17 億 6 千万円、⑤冬レタス、秋冬はくさいを主体としたが全農兵庫県本部が 13 億 7 千万円の順となっており、この 5 団体で全体の交付額の 50%を占めている（表 7）。

(3) 計画出荷の認定に係る価格差補給交付金等の交付状況等

ア 特別補給交付金等の交付

重要野菜（キャベツ、たまねぎ、秋冬だいこん及び秋冬はくさい）については、業務区分及び登録出荷団体ごとに農林水産省生産局長の承認を受けた供給計画数量とそれに見合う出荷実績数量との差がおおむね 5%の範囲内であるとして、地方農政局長等の認定が行われた場合には、一般補給交付金等の 9 分の 1 の額を特別補給交付金等として交付することとしている。

18 年度事業において、この供給計画出荷に係る認定の対象（価格差補給交付金等の交付の対象となったもの）となった登録出荷団体等は延べ 142 団体等（前年度は 108 団体等）で、対前年度の約 1.3 倍であった。更に、このうち特別補給交付金等が交付された団体等は延べ 32 団体等（前年度は 30 団体等）で、交付された特別補給交付金等の総額は 139,099 千円（前年度は 162,011 千円）であった（表 8）。

イ 一般補給交付金等の一部交付

重要野菜及び一般認定野菜については、計画出荷の認定にあわせて、地方農政局長等が出荷実績数量と供給計画数量との差の程度に応じた認定が行われ、その乖離の程度（5 段階）に応じて一般補給交付金等の一部を減額して交付することとしている（業務方法書第 115 条）。

18 年度事業においてこの一部交付の認定の対象となった登録出荷団体等は延べ 750 団体等であった。このうち延べ 328 団体等（構成比 44%）が一部減額交付となり、減額された金額は 307,242 千円で交付予定額に対して 1.85%の減額となった（表 9）。

表3 平均販売価額算定旬数

年 度	対象野菜区分	対象出荷期間の延べ旬(月)数	内 訳			
			平均販売価額が保証基準額以上であった旬月数	平均販売価額が保証基準額を下回った旬月数	(参 考) 左のうち平均販売価額が最低基準額をも下回った旬月数	出荷実績が無く、平均販売価額の算定も無かった旬月数
平成 18年度	さといも、たまねぎ及びびばれいしょ以外の指定野菜	4,646 (100.0%)	2,348 (50.5%)	1,604 (34.5%)	222 (4.8%)	694 (14.9%)
	さといも、たまねぎ及びびばれいしょ	139 (100.0%)	94 (67.6%)	10 (7.2%)	0 (0.0%)	35 (25.2%)
	計	4,785 (100.0%)	2,442 (51.0%)	1,614 (33.7%)	222 (4.6%)	729 (15.2%)
平成 17年度	さといも、たまねぎ及びびばれいしょ以外の指定野菜	4,646 (100.0%)	2,284 (49.2%)	1,663 (35.8%)	163 (3.5%)	699 (15.0%)
	さといも、たまねぎ及びびばれいしょ	139 (100.0%)	77 (55.4%)	25 (18.0%)	0 (0.0%)	37 (26.6%)
	計	4,785 (100.0%)	2,361 (49.3%)	1,688 (35.3%)	163 (3.4%)	736 (15.4%)

注：さといも、たまねぎ及びびばれいしょは、月数。その他の品目は旬数。

表4 価格差補給交付金等交付額及び交付率の推移

(単位：千円、%)

年度	区分	価格差補給交付金等交付額	交付率
昭和	51年度	2,231,282	8.7
	52年度	10,746,613	31.4
	53年度	20,479,139	40.4
	54年度	14,128,250	23.4
	55年度	7,255,577	11.0
	56年度	12,913,990	17.5
	57年度	16,081,755	20.5
	58年度	4,391,659	5.4
	59年度	17,293,106	20.2
	60年度	19,386,921	21.6
	61年度	25,897,995	29.3
	62年度	12,669,217	14.3
	63年度	7,995,175	9.5
平成	元年度	5,776,084	6.9
	2年度	2,561,168	3.0
	3年度	3,698,177	4.3
	4年度	14,900,451	17.4
	5年度	5,309,363	6.1
	6年度	5,259,868	6.1
	7年度	6,435,671	7.3
	8年度	14,454,904	15.5
	9年度	11,314,439	12.1
	10年度	10,369,189	10.8
	11年度	14,846,795	15.1
	12年度	16,639,939	16.9
	13年度	26,594,382	27.0
	14年度	14,792,407	14.8
	15年度	19,294,788	18.5
	16年度	13,202,399	12.5
	17年度	20,329,611	18.9
	18年度	20,583,137	19.2
昭和51～平成18年度平均交付率			15.7

図7 価格差補給交付金等の指定野菜別割合

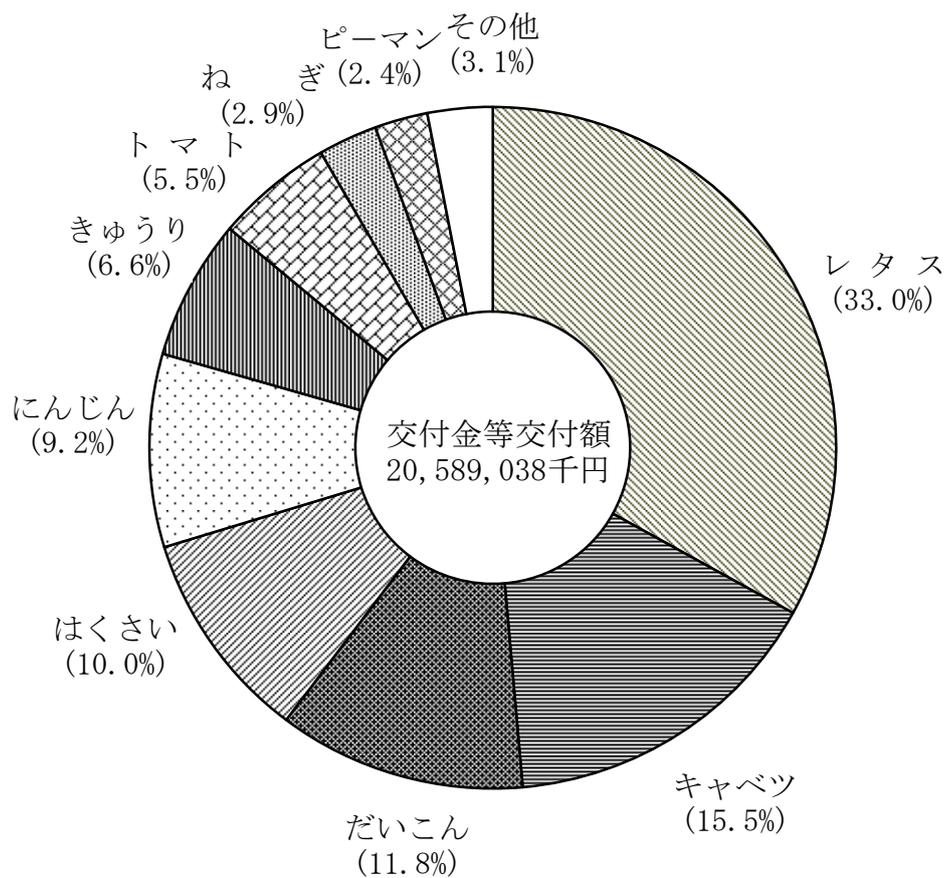


表5 指定野菜別の価格差補給交付金等交付額

(単位：千円、%)

指 定 野 菜	価格差補給交付金等交付額			造成額に対する交付率
	一 般	特 別	計	
キ ャ ベ ツ	3,137,552	51,869	3,189,421	25.8
き ゆ う り	1,363,633	—	1,363,633	10.7
さ と い も	492	—	492	0.1
だ い こ ん	2,382,139	44,340	2,426,479	37.4
た ま ね ぎ	—	—	—	—
ト マ ト	1,123,821	—	1,123,821	8.4
な す	444,657	—	444,657	6.6
に ん じ ん	1,887,479	—	1,887,479	24.0
ね ぎ	595,115	—	595,115	13.4
は く さ い	2,022,756	42,890	2,065,646	45.6
ば れ い し ょ	9,384	—	9,384	0.3
ピ ー マ ン	490,377	—	490,377	9.4
ほうれんそう	185,064	—	185,064	6.4
レ タ ス	6,801,569	—	6,801,569	45.5
合 計	20,444,038	139,099	20,583,137	19.2

表6 種別（対象出荷期間）別の価格差補給交付金等交付額

対象野菜	種別	対象出荷期間	交付金等交付額 (千円)	交付率 (%)	
キャベツ	春	4.1~5.15	7,018	0.4	
		5.16~6.30	173	0.0	
		小計	7,191	0.2	
	夏秋	7.1~10.31	351,599	8.6	
		小計	934,573	61.5	
冬	1.1~3.31	1,896,058	49.3		
	小計	2,830,631	52.8		
計			3,189,421	25.8	
きゅうり	夏秋	7.1~9.30	258,509	6.9	
		10.1~11.30	662,941	59.5	
	小計	921,450	18.9		
	冬春	11.21~2.28	415,867	10.1	
		3.1~4.30	19,042	0.9	
5.1~6.30		7,274	0.4		
小計	442,183	5.6			
計			1,363,633	10.7	
さといも	秋冬	8.1~9.30	0	0.0	
		10.1~12.31	157	0.0	
		1.1~3.31	335	0.3	
	6.1~7.31	0	0.0		
計	492	0.1			
だいこん	春	4.1~6.30	81,167	7.8	
	夏	7.1~9.30	246,776	18.5	
	秋冬	10.1~12.31	667,426	48.3	
		1.1~3.31	1,431,110	52.3	
小計	2,098,536	51.0			
計			2,426,479	37.4	
たまねぎ	即売	8.1~4.30	0	0.0	
		4.1~4.30	0	0.0	
		5.1~6.30	0	0.0	
	小計	0	0.0		
	貯蔵	7.1~10.31	0	0.0	
11.1~3.31		0	0.0		
計			0	0.0	
トマ (ミニ)	夏秋	7.1~9.30	24,067	0.6	
		7.1~9.30	0	0.0	
		小計	24,067	0.6	
	(ミニ)	10.1~11.30	137,617	9.0	
		10.1~11.30	29,553	19.5	
		小計	167,170	10.0	
	(ミニ)	12.1~2.28	470,569	31.9	
		12.1~2.28	285,465	36.0	
		小計	756,034	33.4	
	(ミニ)	3.1~4.30	881	0.1	
3.1~4.30		95,380	12.6		
小計		96,261	4.8		
(ミニ)	5.1~6.30	6,280	0.3		
	5.1~6.30	74,009	12.9		
小計	80,289	3.0			
計			1,123,821	8.4	
なす	夏秋	7.1~9.30	18,702	1.2	
		10.1~11.30	243,018	63.5	
		小計	261,720	13.3	
	冬春	12.1~2.28	75,203	5.7	
		3.1~4.30	79,105	4.8	
5.1~6.30		28,629	1.6		
小計	182,937	3.8			
計			444,657	6.6	
にんじん	春夏	4.1~5.31	972	0.0	
		6.1~7.31	154	0.0	
		小計	1,126	0.0	
	秋	8.1~10.31	145,775	8.5	
		小計	434,380	38.5	
	(金時) (除金時)	11.1~12.31	4,815	6.4	
		11.1~12.31	110,112	46.8	
		小計	549,307	38.2	
	(金時) (除金時)	冬	1.1~3.31	997,458	78.1
			1.1~3.31	8	0.1
1.1~3.31			193,805	68.2	
小計		1,191,271	75.7		
計			1,887,479	24.0	

対象野菜	種別	対象出荷期間	交付金等交付額 (千円)	交付率 (%)	
ねぎ	春	4.1~6.30	7,804	1.3	
		7.1~9.30	23,794	3.2	
		7.1~9.30	12,427	5.4	
	(白) (青)	夏	7.1~9.30	28,564	27.4
			小計	64,785	6.0
		(調製) (白) (青)	秋冬	10.1~12.31	69,300
	10.1~12.31			0	0.0
	10.1~12.31			19,902	5.5
	(調製) (白) (青)	秋冬	10.1~12.31	47,288	38.3
			小計	136,490	8.2
1.1~3.31			124,765	48.3	
1.1~3.31			134,836	27.4	
1.1~3.31			46,110	17.5	
1.1~3.31	80,325	65.6			
小計	386,036	32.7			
計			595,115	13.3	
はくさい	春	4.1~6.30	34,404	5.6	
		7.1~10.15	664,315	38.1	
	秋冬	10.1~10.31	65,940	74.1	
		11.1~12.31	303,936	44.7	
		1.1~3.31	997,051	71.1	
		小計	1,366,927	62.9	
計			2,065,646	45.6	
ばれいしょ	即売	4.1~6.30	0	0.0	
		7.1~9.30	7,680	2.5	
		10.1~3.31	0	0.0	
		1.1~3.31	1,704	6.0	
計			9,384	0.3	
ピーマン	夏秋	6.1~7.31	0	0.0	
		8.1~10.31	96,134	10.6	
	小計	96,134	7.3		
	冬春	11.1~12.31	347,341	44.6	
		1.1~3.31	9,304	0.5	
4.1~5.31		37,598	3.4		
6.1~6.15	0	0.0			
小計	394,243	10.0			
計			490,377	9.4	
ほうれんそう		7.1~9.30	2,284	0.2	
		10.1~12.31	163,439	19.8	
		1.1~3.31	19,341	2.7	
		4.1~6.30	0	0.0	
計			185,064	6.4	
レタス (非結球)	春	4.1~5.31	438,562	22.4	
		4.1~5.31	50,762	16.0	
		小計	489,324	21.5	
	(非結球)	夏秋	6.1~7.31	816,101	53.2
			6.1~7.31	59,819	43.1
			小計	875,920	52.4
	(非結球)	夏秋	8.1~10.31	1,532,551	63.7
			8.1~10.31	114,657	43.8
	計			1,647,208	61.8
	(非結球)	冬	10.16~10.31	54,559	30.7
			10.16~10.31	8,143	44.4
			小計	62,702	32.0
	(非結球)	冬	11.1~11.30	654,473	72.5
			11.1~11.30	95,672	64.7
			小計	750,145	71.4
(非結球)	冬	12.1~2.28	2,327,081	49.2	
		12.1~2.28	383,482	62.1	
		小計	2,710,563	50.7	
(非結球)	冬	3.1~3.31	222,062	14.6	
		3.1~3.31	43,645	20.9	
		小計	265,707	15.3	
計			6,801,569	45.5	
総計			20,583,137	19.2	

表7 登録出荷団体等別の価格差補給交付金等交付額

(単位：千円、%)

登録出荷団体等	交付金等交付額	交付率	登録出荷団体等	交付金等交付額	交付率
ホクレン	264,472	2.9	全農三重県本部	45,532	16.5
北海道青果商協	54,526	5.2	全農滋賀県本部	21,826	30.5
(北海道計)	318,998	3.1	全農京都府本部	15,850	13.9
全農青森県本部	94,276	4.9	全農大阪府本部	159,155	21.3
全農岩手県本部	223,187	8.7	泉州玉葱商協	0	0.0
全農宮城県本部	11,394	3.9	(大阪府計)	159,155	21.2
全農秋田県本部	25,291	4.0	全農兵庫県本部	1,368,805	23.2
全農山形県本部	20,335	7.9	淡路玉葱商協	0	0.0
全農庄内本部	3,062	6.1	(兵庫県計)	1,368,805	22.7
(山形県計)	23,397	7.6	奈良県農協	53,332	12.5
全農福島県本部	202,475	8.0	和歌山県農協連	300,969	40.3
全農茨城県本部	1,763,465	36.8	和歌山県玉葱商協	0	0.0
全農栃木県本部	130,191	10.2	(和歌山県計)	300,969	38.6
栃木県開拓農協	542	0.5	全農鳥取県本部	180,955	14.5
(栃木県計)	130,733	9.5	全農島根県本部	14,346	17.5
全農群馬県本部	673,076	14.7	全農岡山県本部	172,066	14.5
全農埼玉県本部	146,389	12.2	全農広島県本部	7,900	2.7
全農千葉県本部	2,368,249	28.5	全農山口県本部	47,253	12.6
丸朝園芸農協	117,965	51.9	全農徳島県本部	834,925	19.3
(千葉県計)	2,486,214	29.1	香川県農協	1,002,147	27.4
全農神奈川県本部	917,820	29.8	愛媛県農協連	141,764	9.7
全農新潟県本部	40,363	8.7	高知県園芸連	310,227	7.6
全農富山県本部	13,568	7.0	全農福岡県本部	431,695	17.4
全農石川県本部	43,573	16.1	佐賀県経済連	85,784	3.6
福井県経済連	15,158	7.4	全農長崎県本部	581,181	18.1
全農山梨県本部	47,857	10.0	熊本県経済連	969,354	15.8
全農長野県本部	2,824,594	38.6	全農大分県本部	28,905	5.1
全農岐阜県本部	120,349	5.1	宮崎県経済連	685,348	11.8
静岡県経済連	630,360	37.6	鹿児島県経済連	255,820	20.4
遠州中央農協	38,105	16.7	沖縄県農協	48,879	32.7
(静岡県計)	668,465	35.1	登録生産者計	36,078	23.3
愛知県経済連	1,992,399	39.9	総計	20,583,137	19.2

表8 特別補給交付金等の交付状況

対象野菜	対象出荷期間	登録出荷団体等			特別補給 交付金等 (千円)
		計画出荷のAラン ク認定された延べ 団体数 (A)	左のうち特別補給 交付金等が交付さ れたもの (B)	B/A (%)	
春キャベツ	4～5/15月	1	0	0	0
	5/16～6月	1	0	0	0
夏秋キャベツ	7～10月	22	3	14	9,517
冬キャベツ	11～12月	23	3	13	18,362
	1～3月	20	3	15	23,990
秋冬だいこん	10～12月	29	5	17	29,732
	1～3月	15	6	40	14,608
たまねぎ	4月	0	0	0	0
	5～6月	0	0	0	0
	7～10月	0	0	0	0
	11～3月	0	0	0	0
	8～4月	0	0	0	0
秋冬はくさい	10月	3	2	67	5,569
	11～12月	14	6	43	22,004
	1～3月	14	4	29	15,317
計	a	142	32	23	139,099
前年度	b	108	30	28	162,011
対前年度	a/b	1.3	1.1	—	0.9

表9 一般補給交付金等の一部交付の状況

(単位：団体、千円、%)

認定区分	登録出荷団体等		当該登録出荷団体等の一般補給交付金等					b' / a		
	延べ 団体等数	構成比	交付予定額 a	不交付額 b			交付額			
				計画出荷の 認定に係る もの b'	辞退に係る もの b''	計 b				
A	422 (142)	56 (58)	14,063,702 (5,204,624)	— (—)	27,088 (3,794)	27,088 (3,794)	14,036,614 (5,200,830)	— (—)		
B	164 (58)	22 (24)	2,098,553 (1,361,443)	209,926 (136,171)	747 (165)	210,673 (136,336)	1,887,880 (1,225,107)	10.00 (10.00)		
C	90 (22)	12 (9)	283,213 (62,401)	56,680 (12,489)	142 (10)	56,822 (12,499)	226,391 (49,902)	20.01 (20.01)		
D	41 (11)	328 (102)	5 (4)	44 (42)	92,787 (50,812)	27,855 (15,249)	36 (25)	27,891 (15,274)	64,896 (35,538)	30.02 (30.01)
E	21 (7)	3 (3)	15,473 (4,973)	6,197 (1,992)	138 (0)	6,335 (1,992)	9,138 (2,981)	40.05 (40.05)		
F	12 (4)	2 (2)	13,160 (2,857)	6,584 (1,430)	0 (0)	6,584 (1,430)	6,576 (1,427)	50.03 (50.05)		
計(A)	750 (244)	100 (100)	16,566,888 (6,687,110)	307,242 (167,331)	28,151 (3,994)	335,393 (171,325)	16,231,495 (6,515,785)	1.85 (2.50)		
前年度(B)	705 (194)	100 (100)	13,201,653 (2,645,568)	208,102 (26,199)	18,048 (373)	226,150 (26,572)	12,975,503 (2,618,996)	1.58 (1.23)		
対前年度比 (A)/(B)	1.1 (1.3)	1 (1)	1.3 (2.5)	1.5 (6.4)	1.6 (10.7)	1.5 (6.4)	1.3 (2.5)	1.20 (2.03)		

注) () は、重要野菜。
 平成17年度より重要野菜に加え、一般認定野菜が一部交付の対象となった。
 一般認定野菜：春だいこん、夏だいこん、春夏にんじん、秋にんじん、冬にんじん、
 春はくさい、夏はくさい、春レタス、夏秋レタス及び冬レタス

4 野菜生産出荷安定資金の収支

指定野菜価格安定対策事業に係る資金のうち、登録出荷団体等からの負担金を管理している指定業務資金、道府県野菜価格安定法人からの納付金（原資は道府県補助金）を管理している指定助成業務資金及び国からの補助金を管理している指定共通業務資金の収支の状況を年度事業単位でみると（表10）、前年度事業末資金残高 873 億 6 千万円から 18 年度事業の予約数量減に伴う指定特別業務資金への積立 5 億 1 千万円、負担金の返戻 1 億 4 千万円をそれぞれ取り崩し、新たに 18 年度事業を開始するに当たり必要とされる資金として指定特別業務資金からの繰入額 34 億 5 千万円、指定特別資金からの繰入額 95 億 3 千万円、登録出荷団体等からの負担金 40 億 1 千万円、国からの補助金及び道府県野菜価格安定法人からの納付金 38 億 6 千万円をそれぞれ造成し、国庫・道府県債務負担行為 1 億 1 千万円を減額して、資金造成総額は 1,074 億 6 千万円（国庫・道府県債務負担行為 343 億 6 千万円含む。）となったが、本年度事業の価格差補給交付金等の交付額は 205 億 8 千万円となり、差引き 18 年度事業終了時点の資金残高は 868 億 8 千万円となった。

表10 野菜生産出荷安定資金の収支

参考

(単位：円)

区分	資金区分			計	指定特別資金	指定特別業務資金	計
	指定業務資金	指定助成業務資金	指定共通業務資金				
平成17年度事業末資金残高	16,597,639,500	16,596,568,500	54,169,308,000	87,363,516,000	0	18,420,216,331	18,420,216,331
各資金から指定特別業務資金へ 積み立てる額	△184,630,000	△321,313,000	—	△505,943,000	—	505,943,000	505,943,000
負担金等払戻金	△136,215,000	—	—	△136,215,000	—	—	—
平成18年度事業資金造成額	4,278,732,000	4,277,467,000	12,186,274,000	20,742,473,000	—	—	—
内 負担金	4,013,941,500	—	—	4,013,941,500	—	—	—
補助金及び納付金	—	3,861,081,000	0	3,861,081,000	9,526,099,000	—	9,526,099,000
指定特別業務資金から他の資金 へ繰入れる額	264,790,500	416,386,000	2,769,465,000	3,450,641,500	—	△3,450,641,500	△3,450,641,500
訳 指定特別資金から他の資金へ 繰入れる額	—	0	9,526,099,000	9,526,099,000	△9,526,099,000	—	△9,526,099,000
国庫債務負担行為額	—	—	△109,290,000	△109,290,000	—	—	—
平成18年度事業資金造成総額	20,555,526,500	20,552,722,500	66,355,582,000 ※1	107,463,831,000	—	—	—
平成18年度事業に係る交付金	△3,937,356,500	△3,935,470,500	△12,710,310,000	△20,583,137,000	—	—	—
利益相当額から受入	—	—	—	0	—	613,497,842	613,497,842
指定特別業務資金の払戻金	—	—	—	—	—	△19,904,000	△19,904,000
過年度返還金の受入	—	—	—	—	—	1,432,944	1,432,944
指定特別業務資金から契約指定特別業務資金へ繰入れる額	—	—	—	—	—	△669,500	△669,500
契約指定特別業務資金から指定特別業務資金へ繰入れる額	—	—	—	0	—	537,500	537,500
平成18年度事業末資金残高	16,618,170,000	16,617,252,000	53,645,272,000	86,880,694,000	0	16,070,412,617	16,070,412,617

※1資金造成総額計107,463,831,000円には下欄の債務負担行為額34,363,938,000円を含む。

国庫債務負担行為額
債務負担額
33,177,791,000

道府県債務負担行為額	
導入した道府県	債務負担額
北海道	468,222,000
青森県	96,463,000
福島県	121,462,000
長野県	350,000,000
熊本県	150,000,000
計	1,186,147,000

Ⅲ 契約指定野菜安定供給事業に関する業務

1 交付予約数量及び資金造成額

平成 18 年度の交付予約数量は、8 登録出荷団体等、24 業務区分の 8,873.1 トンとなった。

事業タイプ別でみると、価格低落タイプが 726 トン、出荷調整タイプが 3,920 トン、数量確保タイプが 4,227.1 トンであり種別別でみると、夏秋キャベツ、冬キャベツ、冬春きゅうり、夏だいこん、たまねぎ、冬春なす、ばれいしょ、冬春ピーマン、夏秋レタス[結球]及び冬レタス[結球]であった。

道府県別では、北海道、青森県、長野県、愛知県、高知県、熊本県及び宮崎県の 7 県であった。

資金造成額は、116,197 千円となった。内訳は、価格低落タイプが 59,277 千円、出荷調整タイプが 49,942 千円、数量確保タイプが 6,978 千円であった。

2 生産者補給交付金等の実施状況

平成 18 年産の市場価格は、4 月は 3 月から続く低温・天候不良の影響を受け、特に果菜類・葉物類が生育不良となり入荷量が平年を下回ったため、価格は堅調に推移した。

5 月に入り、関東以西で日照時間が短く記録的なものとなり、6 月に入っても曇天の日が多く、特に北日本の日照時間は記録的な短さであった。7 月に入っても 6 月から続く日照不足の影響を受け、生育不良となり野菜全般に市場価格は高めに推移することとなった。8 月以降、全国的に降水量が少なく気温が高い傾向となり天候が回復したが、以前からの品薄感から野菜の市場価格は堅調に推移した。10 月以降は全国的に気温が高く、日照時間は平年並みで推移し、全般的に野菜の生育に適した気候であったことから葉物を中心に野菜の生育が進んだ。特にだいこん・はくさいが好天に恵まれ、豊作だった上に、気温が高かった影響で鍋物需要も伸びず安値で推移したことにより、11 月下旬には緊急需給調整(産地廃棄)が実施された。さらに 12 月上旬にはキャベツにおいても生育が順調であり、玉太りもよく、豊作基調となったことから緊急需給調整(産地廃棄)が実施された。

このような気象動向を反映し、冬春きゅうり、冬春なす、夏だいこん、夏秋レタス[結球]の価格低落タイプで生産者補給交付金等の交付を行うこととなった。

交付金交付額は、3,158 千円であった。

表11 平成18年度契約指定野菜安定供給事業に係る交付予約数量及び資金造成額

①事業タイプ別

(単位：t、千円)

	交付予約数量	資金造成額
価格低落タイプ	726.0	59,277
出荷調整タイプ	3,920.0	49,942
数量確保タイプ	4,227.1	6,978
合計	8,873.1	116,197

②種別別

(単位：t、千円)

	交付予約数量	資金造成額
夏秋キャベツ (7～10月)	120.0	1,862
冬キャベツ (11～3月)	61.0	1,152
冬春きゅうり (11/21～6月)	443.0	38,352
夏だいこん (7～9月)	30.0	909
たまねぎ (8～6月)	7,849.0	49,657
冬春なす (12～6月)	107.0	11,045
ばれいしょ (10～3月)	70.0	1,070
冬春ピーマン (1～5月)	32.0	3,540
夏秋レタス(結球) (6～10月)	114.0	5,431
冬レタス (12～3月)	47.1	3,179
合計	8,873.1	116,197

③都道府県別

(単位：t、千円)

	交付予約数量	資金造成額
北海道	7,790.0	49,150
青森県	30.0	909
長野県	234.0	7,293
愛知県	163.0	2,000
高知県	582.0	52,937
熊本県	27.0	729
宮崎県	47.1	3,179
合計	8,873.1	116,197

表12 平成18年度交付金交付額

①事業タイプ別 (単位：千円)

	交付金交付額	備考
価格低落タイプ	3,158	
出荷調整タイプ	0	
数量確保タイプ	0	
合計	3,158	

②種別別 (単位：千円)

		交付金交付額	備考
冬春きゅうり	(11/21～2月)	694	
夏だいこん	(7～9月)	101	
冬春なす	(5～6月)	54	
冬春なす	(12～2月)	113	
冬春なす	(3～4月)	217	
夏秋レタス(結球)	(6～7月)	860	
夏秋レタス(結球)	(8～10月)	1,119	
合計		3,158	

③都道府県別 (単位：千円)

	交付金交付額	備考
青森県	101	
長野県	1,979	
高知県	1,078	
合計	3,158	

IV 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業に関する業務

1 特定野菜事業

(1) 事業内容の変更

新たに「オクラ」が特認野菜として追加され、対象出荷期間「6月1日から9月30日まで」を設けた。

(2) 交付予約数量及び準備金総額

平成18年度の交付予約数量は、品目間で増減はあるものの全体では前年度より約4千トン減少して31万5千トン（対前年度比98.7%）となった。

準備金総額は、前年度に比べ6千7百万円増加して192億円（同100.4%）となった。

このうち国庫負担限度額は、64億円（同100.4%）となった（表Ⅲ-1）。

交付予約数量が前年度と比べ増加した品目は、ブロッコリー（1,458トン増）、こまつな（939トン増）、れんこん（828トン増）等で、減少した品目はすいか（6,226トン減）、かぼちゃ（796トン減）、スイートコーン（747トン減）等であった。

野菜価格安定法人別には、高知県（1,246トン増）、兵庫県（1,161トン増）、青森県（1,109トン増）等で増加し、熊本県（4,283トン減）、秋田県（960トン減）、福井県（653トン減）等で減少した。

(3) 価格差補給交付金及び助成金の交付

平成18年度の価格差補給交付金は、対象野菜のうち、わけぎを除く種別について交付があり、その交付額は、前年度より8億9千万円減の25億3千万円（交付率13.2%）となった。このうち、機構から野菜価格安定法人に対して交付した価格差補給助成金は、8億4千万円（対前年度比74.0%）であった（表13）。

価格差補給交付金の交付が多かった品目は、やまのいも（交付額1,270,071千円）が最も多く次いでブロッコリー（同248,759千円）、みつば（同248,321千円）の順であった（表15）。また、野菜価格安定法人別には、青森県（交付額1,044,719千円）が最も多く、次いで愛知県（同149,487千円）、埼玉県（同133,737千円）の順であった（表16）。

表 13 特定野菜事業総括表

(単位：トン、千円、%)

区 分	17 年度事業 (A)	18 年度事業 (B)	前年度事業との比較	
			対差(B) - (A)	対比(B) / (A)
野菜価格安定法人数	47	47	0	100.0
業務区分数	1,297	1,322	25	101.9
交付予約数量	318,909	314,886.7	△4,022.3	98.7
準備金総額 (交付予約数量×資金 造成単価)	19,151,983	19,219,157	67,174	100.4
国庫負担限度額	6,383,994	6,406,385	22,391	100.4
価格差補給交付金	3,420,022	2,530,538	△889,484	74.0
価格差補給助成金	1,140,007	843,512	△296,495	74.0

2 指定野菜事業

(1) 交付予約数量及び準備金総額

平成 18 年度の交付予約数量は、種別間で増減はあるものの全体では前年度より約 1 千トン減少して 10 万 3 千トン（対前年度比 98.6%）となった。

準備金総額は、前年度に比べ 1 億 3 千 5 百万円増加して 48 億 9 千万円（同 102.8%）となった。このうち国庫負担限度額は、24 億 5 千万円（同 102.7%）となった（表 14）。

交付予約数量が前年度に比べ増加した種別は、冬春きゅうり（1,813 トン増）、夏秋きゅうり（738 トン増）、夏だいこん（429 トン増）等で、減少した種別は、夏秋キャベツ（1,358 トン減）、秋冬だいこん（1,200 トン減）、冬キャベツ（964 トン減）等であった。

野菜価格安定法人別には、滋賀県（1,344 トン増）、鹿児島県（625 トン増）、愛知県（585 トン増）等で増加し、東京都（1,473 トン減）、三重県（935 トン減）、岐阜県（699 トン減）等で減少した。

(2) 価格差補給交付金及び助成金の交付

平成 18 年度の価格差補給交付金は、事業実施品目のうち、秋冬さといもを除く 29 品目に対し交付が行われ、その交付額は、前年度より 2 億 4 千万円減の 9 億円（交付率 18.5%）であった。このうち、機構から野菜価格安定法人に対して交付した価格差補給助成金は 4 億 5 千万円（対前年度比 79.1%）であった（表 14）。

価格差補給交付金の交付額が多かった種別は、冬キャベツ（交付額 105,250 千円）が最も多く、次いで秋冬ねぎ（同 78,134 千円）、冬春ピーマン（同 67,457

千円)の順となった(表17)。野菜価格安定法人別にみると、茨城県(交付額123,059千円)が最も多く、次いで長崎県(同109,686千円)、東京都(同64,562千円)の順となった(表18)。

表14 指定野菜事業総括表

(単位:トン、千円、%)

区 分	17年度事業 (A)	18年度事業 (B)	前年度事業との比較	
			対差(B)－(A)	対比(B)／(A)
野菜価格安定法人数	39	39	0	100.0
業 務 区 分 数	693	719	26	103.8
交 付 予 約 数 量	104,168.4	102,748.7	△1,419.7	98.6
準 備 金 総 額 (交付予約数量×資金 造成単価)	4,753,383	4,888,215	134,832	102.8
国 庫 負 担 限 度 額	2,388,199	2,453,332	65,133	102.7
価 格 差 補 給 交 付 金	1,139,166	902,632	△236,534	79.2
価 格 差 補 給 助 成 金	571,265	451,898	△119,367	79.1

表 15 平成18年度対象特定野菜等別事業実施状況（特定野菜事業）

(単位：トン、円、%)

対象特定 野菜等	業 務 区分数	交付予約数量	準 備 金 総 額	国庫負担限度額	価格差補給 交付金等 交 付 額	うち 価格差補給 助成金交付額	交付金 交付率
アスパラガス	101	9,942.0	1,942,903,280	647,634,364	223,453,250	74,484,379	11.5
いちご	54	7,623.0	1,315,977,170	438,659,038	27,265,711	9,088,564	2.1
えだまめ	17	2,811.0	294,779,450	98,259,808	3,347,092	1,115,695	1.1
オクラ	17	1,670.0	171,703,980	57,234,658	197,613	65,870	0.1
かぶ	17	2,176.0	49,847,690	16,615,894	16,752,603	5,584,198	33.6
かぼちゃ	63	12,115.0	314,425,440	104,808,453	21,520	7,172	0.0
カリフラワー	19	2,863.6	113,931,724	37,977,232	6,891,734	2,297,238	6.0
かんしょ	64	24,631.0	929,460,380	309,820,102	25,607,541	8,535,834	2.8
グリーンピース	14	495.0	71,499,420	23,833,137	2,001,539	667,178	2.8
ごぼう	49	13,198.0	551,667,120	183,889,021	61,246,934	20,415,632	11.1
こまつな	11	1,419.0	94,374,940	31,458,311	7,726,375	2,575,456	8.2
さやいんげん	13	3,054.0	252,043,770	84,014,586	1,421,889	473,960	0.6
さやえんどう	25	992.0	113,748,470	37,916,150	1,288,412	429,470	1.1
しゅんぎく	55	4,657.0	376,624,040	125,541,333	57,975,484	19,325,142	15.4
しょうが	61	5,230.0	378,159,920	126,053,293	55,458	18,486	0.0
すいか	54	67,740.0	2,006,408,227	668,802,705	70,700,045	23,566,668	3.5
スイートコーン	38	8,743.0	312,424,540	104,141,499	1,758,471	586,154	0.6
セルリー	29	18,766.0	729,066,780	243,022,251	31,673,280	10,557,756	4.3
そらまめ	17	3,075.0	202,154,540	67,384,842	1,165,104	388,365	0.6
ちんげんさい	16	1,825.0	100,751,430	33,583,806	41,751,354	13,917,112	41.4
生しいたけ	50	991.5	228,739,739	76,246,563	10,579,080	3,526,347	4.6
にら	105	23,574.0	1,675,100,150	558,366,677	107,972,253	35,990,726	6.4
んにく	45	5,224.0	507,917,230	169,305,721	223,459	74,484	0.0
ふき	8	2,860.0	186,416,200	62,138,731	9,612,087	3,204,028	5.2
ブロッコリー	126	21,820.9	1,496,219,050	498,739,623	248,759,390	82,919,750	16.6
みつば	56	5,301.0	595,186,860	198,395,594	248,321,206	82,773,707	41.7
メロン	35	3,363.0	246,933,100	82,311,010	1,384,074	461,356	0.6
やまのいも	90	38,289.7	2,084,291,966	694,763,903	1,270,070,794	423,356,859	60.9
れんこん	20	10,396.0	784,043,420	261,347,802	5,194,230	1,731,408	0.7
ししとうがらし	15	2,490.0	532,174,300	177,391,432	42,459,526	14,153,174	8.0
にがうり	16	3,081.0	183,807,420	61,269,135	3,506,501	1,168,830	1.9
わけぎ	8	1,760.0	159,571,820	53,190,604	0	0	0.0
らっきょう	14	2,710.0	216,803,250	72,267,746	153,623	51,207	0.1
計	1,322	314,886.7	19,219,156,816	6,406,385,024	2,530,537,632	843,512,205	13.2

表16 平成18年度都道府県別事業実施状況(特定野菜事業)

(単位: トン、円、%)

法人名	業務 区分数	交付予約数量	準備金総額	国庫負担限度額	価格差補給	うち	交付金
					交付金等 交付額	価格差補給 助成金交付額	交付率
北海道	25	9,965.0	259,330,500	86,443,494	57,748,556	19,249,514	22.3
青森	80	41,090.0	2,117,321,640	705,773,778	1,044,719,317	348,239,708	49.3
岩手	37	3,265.0	234,263,270	78,087,743	29,696,953	9,898,976	12.7
宮城	2	230.0	22,555,800	7,518,600	4,726,827	1,575,608	21.0
秋田	20	13,937.0	624,927,530	208,309,164	46,784,888	15,594,958	7.5
山形	4	604.0	31,471,750	10,490,582	0	0	0.0
福島	53	10,661.0	988,745,710	329,581,890	47,597,344	15,865,774	4.8
茨城	43	17,245.5	1,018,399,045	339,466,331	66,533,995	22,177,981	6.5
栃木	15	7,769.0	468,959,340	156,319,772	65,580,564	21,860,178	14.0
群馬	45	9,501.0	658,431,520	219,477,155	59,437,622	19,812,529	9.0
埼玉	19	3,511.0	252,175,010	84,058,330	133,737,283	44,579,086	53.0
千葉	11	2,247.0	258,707,670	86,235,887	65,058,948	21,686,313	25.1
東京都	3	191.5	9,710,314	3,236,770	3,305,307	1,101,766	34.0
神奈川県	2	300.0	21,136,600	7,045,532	11,145,500	3,715,166	52.7
山梨	4	82.0	6,582,510	2,194,168	3,496,709	1,165,568	53.1
長野	21	16,850.0	917,106,500	305,702,162	111,259,860	37,086,617	12.1
静岡	22	9,227.0	381,328,760	127,109,580	27,162,040	9,054,009	7.1
新潟	3	6,142.0	148,843,037	49,614,343	2,852,962	950,987	1.9
富山	2	300.0	6,474,000	2,158,000	5,818,211	1,939,403	89.9
石川	17	15,901.0	459,740,680	153,246,875	49,301,899	16,433,957	10.7
福井	9	4,017.0	119,511,170	39,837,054	9,963,975	3,321,324	8.3
岐阜	3	633.0	20,797,960	6,932,653	1,010,705	336,901	4.9
愛知	46	12,539.0	937,352,500	312,450,810	149,487,176	49,829,038	15.9
三重	14	2,101.0	178,327,070	59,442,354	10,440,928	3,480,307	5.9
滋賀	3	676.0	53,231,560	17,743,852	6,952,993	2,317,664	13.1
京都	10	295.7	22,724,806	7,574,934	581,448	193,815	2.6
大阪	13	1,631.0	90,520,810	30,173,601	6,948,710	2,316,233	7.7
兵庫県	16	2,127.0	164,460,390	54,820,126	13,307,807	4,435,933	8.1
奈良	8	503.0	89,077,614	29,692,535	23,086,384	7,695,457	25.9
和歌山	11	1,810.0	102,777,900	34,259,297	8,256,998	2,752,331	8.0
鳥取	28	4,596.0	376,321,650	125,440,532	29,832,569	9,944,182	7.9
島根	8	499.0	39,631,860	13,210,618	514,851	171,616	1.3
岡山	36	3,270.0	172,134,900	57,378,286	7,140,822	2,380,267	4.1
広島	24	2,525.0	323,195,940	107,731,968	4,405,110	1,468,366	1.4
山口	26	1,525.0	83,626,270	27,875,412	1,722,920	574,304	2.1
徳島	33	5,042.0	327,158,520	109,052,824	22,494,175	7,498,050	6.9
香川	66	5,989.0	708,205,610	236,068,523	12,896,657	4,298,878	1.8
愛媛	27	2,351.0	229,719,890	76,573,279	4,272,548	1,424,178	1.9
高知	79	13,706.0	1,346,060,410	448,686,791	50,441,649	16,813,879	3.7
福岡	38	3,000.0	217,728,200	72,576,052	29,780,948	9,926,975	13.7
佐賀	35	3,413.0	433,806,650	144,602,201	63,205,356	21,068,442	14.6
長崎	68	4,767.0	765,644,170	255,214,682	93,982,092	31,327,342	12.3
熊本	90	34,034.0	1,742,313,060	580,770,969	41,383,592	13,794,516	2.4
大分	50	4,585.0	307,925,820	102,641,919	68,155,672	22,718,539	22.1
宮崎	77	19,342.0	833,755,470	277,918,468	27,151,757	9,050,577	3.3
鹿児島	68	9,618.0	555,344,920	185,114,961	5,679,198	1,893,059	1.0
沖縄	8	1,273.0	91,590,510	30,530,167	1,475,807	491,934	1.6
計	1,322	314,886.7	19,219,156,816	6,406,385,024	2,530,537,632	843,512,205	13.2

表 17 平成 18 年度対象特定野菜等別事業実施状況 (指定野菜事業)

(単位: トン、円、%)

対象特定 野菜等	業 務 区分数	交付予約数量	準 備 金 総 額	国庫負担限度額	価格差補給		交付金 交付率
					交付金等 交 付 額	うち 価格差補給 助成金交付額	
春 キ ャ ベ ツ	45	11,153.2	231,040,846	115,567,212	17,042,638	8,524,174	7.4
夏 秋 キ ャ ベ ツ	6	4,380.7	86,387,292	43,195,027	33,454,165	16,727,678	38.7
冬 キ ャ ベ ツ	34	8,380.6	157,797,412	78,908,597	105,249,702	52,630,041	66.7
夏 秋 き ゆ う り	43	5,034.0	283,665,550	142,150,338	63,264,500	31,639,793	22.3
冬 春 き ゆ う り	46	5,473.0	277,731,290	139,489,134	10,963,792	5,489,381	3.9
秋 冬 さ と い も	5	50.0	2,452,310	1,226,155	0	0	0.0
春 だ い こ ん	7	4,438.0	116,862,580	60,758,811	4,386,201	2,264,589	3.8
夏 だ い こ ん	4	3,685.0	85,795,900	42,898,420	32,055,692	16,028,115	37.4
秋 冬 だ い こ ん	17	4,237.5	76,597,510	38,572,322	38,495,130	19,360,772	50.3
夏 秋 ト マ ト	38	4,080.0	298,316,380	149,968,620	37,066,932	18,534,196	12.4
冬 春 ト マ ト	51	5,077.0	305,561,720	152,812,112	34,070,769	17,035,829	11.2
夏 秋 ミ ニ ト マ ト	19	1,307.0	182,258,240	91,129,120	17,235,948	8,617,970	9.5
冬 春 ミ ニ ト マ ト	35	2,122.0	280,146,040	140,073,020	38,584,831	19,292,403	13.8
夏 秋 な す	29	5,785.0	325,414,300	164,567,069	20,043,208	10,035,154	6.2
冬 春 な す	22	1,415.0	109,475,030	54,737,515	3,027,872	1,513,933	2.8
春 夏 に ん じ ん	15	1,412.0	53,119,700	26,560,334	346,586	173,292	0.7
秋 に ん じ ん	0	0.0	0	0	0	0	—
冬 に ん じ ん	11	1,184.8	27,538,571	13,769,317	24,559,917	12,279,984	89.2
春 ね ぎ	10	1,427.0	128,582,880	64,291,440	25,603,578	12,801,787	19.9
夏 ね ぎ	19	2,301.0	224,522,350	112,280,129	31,910,675	15,958,108	14.2
秋 冬 ね ぎ	46	3,666.0	311,554,070	155,866,967	78,134,147	39,101,333	25.1
春 は く さ い	5	1,895.0	41,130,000	20,565,000	327,500	163,750	0.8
夏 は く さ い	5	805.0	14,743,550	7,371,775	2,386,605	1,193,302	16.2
秋 冬 は く さ い	33	5,175.0	84,282,200	42,229,958	48,441,475	24,266,707	57.5
夏 秋 ピ ー マ ン	48	7,396.0	465,064,830	233,401,342	53,628,282	26,909,206	11.5
冬 春 ピ ー マ ン	26	3,234.0	257,027,100	128,531,364	67,456,531	33,728,262	26.2
ほ う れ ん そ う	36	2,705.9	273,934,522	138,804,979	20,924,728	10,643,197	7.6
春 レ タ ス	11	1,783.0	69,910,290	34,955,145	43,112,515	21,556,254	61.7
夏 秋 レ タ ス	0	0.0	0	0	0	0	—
冬 レ タ ス	40	1,188.0	76,347,620	38,173,810	46,390,299	23,195,143	60.8
ば れ い し ょ	1	30.0	810,600	405,300	351,144	175,572	43.3
た ま ね ぎ	12	1,928.0	40,144,180	20,072,090	4,116,914	2,058,456	10.3
計	719	102,748.7	4,888,214,863	2,453,332,422	902,632,276	451,898,381	18.5

表18 平成18年度都道府県別事業実施状況（指定野菜事業）

(単位：トン、円、%)

法人名	業務	交付予約数量	準備金総額	国庫負担限度額	価格差補給	うち	交付金
	区分数				交付金等	価格差補給	
					交付額	助成金交付額	
北海道	9	1,815.0	27,531,400	13,774,230	1,440,142	720,071	5.2
青森	21	6,045.0	216,865,200	108,432,600	60,076,490	30,038,239	27.7
岩手	11	1,911.0	124,535,540	62,267,770	10,325,599	5,162,798	8.3
宮城	2	62.0	5,441,650	2,762,559	600,978	301,495	11.0
茨城	35	11,553.0	619,515,750	310,449,133	123,058,981	61,625,139	19.9
栃木	4	676.0	35,860,090	17,955,222	5,416,519	2,709,264	15.1
群馬	20	1,672.0	104,168,780	52,087,196	9,869,622	4,936,993	9.5
埼玉	9	783.0	51,665,860	25,833,386	2,756,153	1,378,077	5.3
千葉	13	5,740.0	162,469,670	81,234,839	59,414,153	29,707,075	36.6
東京	10	6,491.7	126,697,413	63,390,532	64,561,847	32,287,687	51.0
神奈川	4	1,520.0	50,625,600	25,508,263	16,222,072	8,213,742	32.0
富山	12	1,831.0	73,466,800	36,733,870	15,160,891	7,580,712	20.6
石川	15	1,395.0	100,928,020	50,464,010	9,928,005	4,963,998	9.8
福井	11	1,971.0	65,704,460	33,051,241	3,149,228	1,584,539	4.8
岐阜	10	3,697.0	171,793,950	89,931,012	13,665,845	7,088,260	8.0
愛知	41	5,914.0	234,350,000	118,135,985	57,785,233	28,942,532	24.7
三重	22	2,290.0	94,472,600	47,236,300	17,667,746	8,833,869	18.7
滋賀	10	1,649.0	114,995,640	57,497,820	11,631,715	5,815,853	10.1
京都	7	2,923.0	122,766,170	63,111,439	11,728,086	5,912,436	9.6
大阪	7	276.0	17,508,060	8,945,032	2,628,745	1,314,371	15.0
兵庫	2	60.0	3,990,250	1,995,125	552,243	276,121	13.8
奈良	5	668.0	32,211,960	16,105,980	16,764,036	8,382,018	52.0
和歌山	17	2,265.0	87,089,990	43,872,960	4,014,010	2,007,009	4.6
鳥取	16	2,107.0	132,226,290	66,113,145	10,424,119	5,212,055	7.9
島根	16	2,001.0	122,423,350	61,211,675	29,946,267	14,973,127	24.5
岡山	28	3,260.0	190,391,000	95,365,247	19,668,715	9,835,089	10.3
広島	15	3,495.0	201,664,250	101,328,692	31,321,147	15,668,564	15.5
山口	26	2,506.0	104,248,620	52,124,310	8,141,127	4,070,559	7.8
徳島	28	3,911.0	201,585,140	100,812,211	37,506,958	18,753,919	18.6
香川	14	1,032.0	122,958,010	61,479,005	17,800,145	8,900,071	14.5
愛媛	28	1,104.0	66,072,150	33,036,075	20,353,167	10,176,578	30.8
高知	20	604.0	52,550,200	26,275,100	6,829,208	3,414,603	13.0
福岡	29	3,985.0	155,695,720	77,912,108	31,207,028	15,603,509	20.0
佐賀	38	2,010.0	78,155,810	39,077,905	13,757,051	6,878,520	17.6
長崎	66	6,310.0	423,339,910	211,695,665	109,685,870	54,842,936	25.9
熊本	34	2,426.0	151,199,140	75,599,570	22,855,737	11,427,863	15.1
大分	22	2,921.0	102,799,990	51,399,995	11,786,458	5,893,224	11.5
宮崎	14	351.0	25,121,560	12,560,780	1,141,534	570,766	4.5
鹿児島	28	1,518.0	113,128,870	56,564,435	11,789,406	5,894,700	10.4
計	719	102,748.7	4,888,214,863	2,453,332,422	902,632,276	451,898,381	18.5

V その他の業務

1 重要野菜等緊急需給調整事業

(1) 事業の概要

ア 生産出荷団体緊急需給調整事業

重要野菜について生産者団体により緊急需給調整（市場隔離等）が実施され、社団法人全国野菜需給調整機構（以下「需給機構」）が当該生産者団体に対し、交付準備財産から緊急需給調整費用交付金を交付した場合、その2分の1に相当する額等を、需給機構からの申請に基づき、農畜産業振興機構が補助する。

イ 指定野菜緊急出荷調整事業

指定野菜（春だいこん、夏だいこん、春夏にんじん、秋にんじん、冬にんじん、春はくさい、夏はくさい、春レタス、夏秋レタス及び冬レタス）について生産者団体により緊急出荷調整（市場隔離）が実施され、需給機構が当該生産者団体に対し、交付準備財産から緊急需給調整費用交付金を交付した場合、その2分の1に相当する額を、需給機構からの申請に基づき、農畜産業振興機構が補助する。

ウ 価格回復緊急出荷調整事業

特定野菜等について緊急出荷調整（市場隔離）を行った生産者団体に対し野菜価格安定法人が交付金を交付する場合に、その2分の1に相当する額等を当該野菜価格安定法人に対して農畜産業振興機構が補助する。

エ 野菜供給確保需給調整事業

寒害防止対策等における出荷促進を図るため、農林水産省生産局長が定める野菜について、緊急的に出荷促進を行った農業協同組合等に対し県生産者団体が出荷奨励金を交付する場合に、これに対して補助する。

(2) 平成18年度の事業実績

平成18年度は、重要野菜等緊急需給調整事業について平成17年度に春キャベツ、夏秋キャベツ及び秋冬だいこんの産地廃棄が実施され、需給機構から重要野菜緊急需給調整費用交付金が交付された。これを受け、農畜産業振興機構から、需給機構に対して3億3,398万円の助成を行った。

指定野菜緊急出荷調整事業については、平成17年度に夏はくさい及び夏秋レタスの産地廃棄が実施され、需給機構から緊急需給調整費用交付金が交付された。これを受け、農畜産業振興機構から需給機構に対して、1億1,592万円の助成を行った。

価格回復緊急出荷調整事業及び野菜供給確保需給調整事業については、事業の実施がなかった。

なお、平成18年度は、上記の補助等に充てるための経費である国庫補助金の受け入れはなかった。

(参考) 補助金受入額及び助成金等

(単位：千円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
国の補助金	212,449	106,085	20,850	70,850	230,850	0
助成金等	14,528	340,655	612,300	423,612	202,944	449,901
①需給調整機構への助成金	14,528	340,655	612,300	325,431	202,944	449,901
②生産出荷団体への奨励金	0	0	0	9,819	0	0

2 野菜構造改革促進特別対策事業

(1) 野菜構造改革促進特別対策事業の創設

近年の輸入野菜の増加等により、国内野菜産地が激しいもとにおかれている状況を早期に改善し、国際競争力を強化できるよう構造改革を実施する野菜産地に、その構造改革に必要な経費2分の1相当額以内の助成金を交付する事業として、平成14年に創設され、そのための事業費として46億円を受け入れた。

(2) 野菜構造改革促進交付助成金の交付

機構が県法人の申請に基づき交付した助成金の額は、平成14年度3億2千万円、平成15年度26億1千万円、平成16年度12億3千万円、平成17年度9千万円、平成18年度8千万円で、合計43億3千万円となった。

表19 野菜構造改革促進特別対策事業助成金の交付額（支払ベース）

（平成14年4月～平成19年3月）

（単位：円）

県法人名	交 付 額					合 計
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	
北海道	18,364,000	280,444,000	75,165,000	0	2,415,000	376,388,000
青森県	0	12,159,000	0	0	3,616,000	15,775,000
岩手県	500,000	69,233,000	8,320,000	0	0	78,053,000
宮城県	0	4,528,000	0	0	5,458,089	9,986,089
秋田県	1,819,000	325,000	0	0	137,000	2,281,000
山形県	0	11,700,000	0	0	93,000	11,793,000
福島県	0	26,349,000	0	0	6,623,000	32,972,000
茨城県	0	49,002,000	55,605,000	7,234,000	0	111,841,000
栃木県	0	79,739,000	133,359,000	30,562,000	0	243,660,000
群馬県	0	67,269,000	0	13,414,445	4,954,000	85,637,445
埼玉県	0	6,046,000	0	520,000	2,066,000	8,632,000
千葉県	0	0	0	0	10,130,578	10,130,578
神奈川県	5,581,000	3,222,000	0	2,503,000	7,255,000	18,561,000
山梨県	0	12,178,000	5,929,000	0	364,000	18,471,000
長野県	0	157,823,000	10,398,000	0	131,000	168,352,000
静岡県	5,709,000	48,700,000	23,827,000	3,001,000	0	81,237,000
新潟県	13,750,000	5,553,000	0	0	0	19,303,000
富山県	5,792,000	9,535,000	0	0	0	15,327,000
石川県	5,950,000	10,563,000	0	0	0	16,513,000
福井県	0	945,000	0	0	0	945,000
岐阜県	7,253,000	87,949,000	3,311,000	0	0	98,513,000
愛知県	13,470,000	37,432,000	63,653,000	432,000	1,182,000	116,169,000
三重県	7,400,000	9,805,000	15,999,000	3,189,000	0	36,393,000
滋賀県	0	7,302,000	15,428,000	1,065,000	1,834,000	25,629,000
京都府	303,000	1,726,000	150,000	0	0	2,179,000
大阪府	0	2,222,500	0	0	0	2,222,500
兵庫県	8,372,000	96,146,000	1,019,000	168,420	789,521	106,494,941
奈良県	0	3,957,713	4,492,415	0	0	8,450,128
和歌山県	2,099,650	20,581,150	10,803,620	0	1,892,000	35,376,420
鳥取県	1,879,000	3,991,000	1,571,000	0	622,000	8,063,000
島根県	0	2,280,645	0	187,000	0	2,467,645
岡山県	1,302,000	28,527,000	0	0	0	29,829,000
広島県	2,831,000	30,949,000	2,379,000	4,417,000	4,985,000	45,561,000
徳島県	2,970,000	93,223,000	38,134,000	362,000	0	134,689,000
香川県	119,440,000	98,337,000	19,091,000	2,322,000	0	239,190,000
愛媛県	3,430,000	26,135,000	6,543,000	0	1,410,000	37,518,000
高知県	15,471,000	90,163,000	3,857,000	0	0	109,491,000
福岡県	0	218,685,000	103,964,000	0	0	322,649,000
佐賀県	0	19,431,000	2,668,000	0	0	22,099,000
長崎県	0	85,956,000	87,380,000	0	0	173,336,000
熊本県	78,646,000	466,595,000	268,684,000	18,068,000	25,996,000	857,989,000
大分県	0	60,208,000	3,516,000	0	0	63,724,000
宮崎県	0	86,536,000	52,591,000	1,948,000	0	141,075,000
鹿児島県	0	84,502,000	72,493,000	1,407,000	419,000	158,821,000
沖縄県	0	91,464,632	134,796,000	0	0	226,260,632
計	322,331,650	2,609,417,640	1,225,126,035	90,799,865	82,372,188	4,330,047,378

VI 野菜業務関係年表

関係法規等

区 分	年月日	件 名
交付要綱	18. 3. 30	野菜価格安定対策費補助金等交付要綱の一部改正
実施要領	18. 3. 24	野菜構造改革促進特別対策事業実施要領の一部改正
〃	18. 3. 30	野菜需給均衡総合推進対策事業実施要領の一部改正
〃	〃	指定野菜価格安定対策事業実施要領の一部改正
〃	〃	契約指定野菜安定供給事業実施要領の一部改正
〃	〃	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領の一部改正
〃	〃	契約特定野菜等安定供給促進事業実施要領の一部改正
運 用	18. 3. 31	「野菜需給均衡総合推進対策事業の運用について」の一部改正
〃	〃	「指定野菜価格安定対策事業の推進について」の一部改正
〃	〃	「契約指定野菜安定供給事業の推進について」の一部改正
〃	〃	「特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について」の一部改正
〃	〃	「契約特定野菜等安定供給促進事業の推進について」の一部改正

砂 糖 編

I 糖業の概況

1 海外の動向

(1) 砂糖類概況

F．オリヒトが平成 19 年 7 月に発表した世界の砂糖需給によると、06/07 年度の全世界の生産量は 1 億 6730 万トンの予想で、05/06 年の 1 億 5260 万トンより 1470 万トン（10%）増加。EU が生産量を削減し、南アメリカ諸国の生産量もほとんど増加していない一方、アジアの生産量、特にインドの生産量の増加が著しいためである。

一方消費量については、前年度より 2.9% 上回る 1 億 5040 万トンが見込まれている。これは最近のトレンドの年間 2% 程度の増加に比べ、大きな増加幅である。その要因としては、砂糖が低価格で潤沢な供給が行われている一方、代替甘味料の原料となるトウモロコシの高価格で推移しているためことが考えられる。

消費量は増加しているが、今年度の生産量、特にインドをはじめとするアジア諸国の生産量の増加が著しいことから、期末在庫は 7640 万トンとなり、在庫-需要比率（stock-to-use ratio）は昨年度の 44.2% から 50.8% と近年に例を見ないほど増加する見込みである。

(2) 砂糖の国際価格の推移

2006 年 4 月～2007 年 3 月のニューヨーク現物相場の月平均価格をみると、一貫して下落傾向で推移した。2006 年 4 月には同年 2 月に粗糖相場が記録的な高値を更新した流れに引き続き、18 セントを超える水準であったが、国際相場の高騰を受けて主要生産国が大幅な増産に転じたこと、投機筋が売りに転じたことから下落を続け 8 月には 13 セント台、年が明けて 1 月には 11 セント台まで下落し、その後も 11 セントの水準で推移した。

2 国内の動向

(1) 砂糖類概況

平成 17 年産の甘味資源作物の国内生産は、てん菜については、作付面積はやや減少したが、全体的に生育に適した天候に恵まれたことから単収が高く、総収量は昨年に次ぐ 420 万 1 千トンとなり、産糖量も史上最高であった昨年に次ぐ 70 万 8 千トンとなった。

一方、さとうきびは、収穫面積が昨年より減少したことに加え、台風や干ばつなどの被害を受けたが、昨年を上回る 121 万 3 千トン、産糖量 13 万 8 千トンとなった。

砂糖の消費は、消費者の低甘味嗜好や砂糖に対する誤解、加糖調製品の輸入増加などを背景として減少が続いているが、砂糖需要の維持・増大に向けたシンポジウムの開催や各種広報媒体を活用した普及啓発活動のための取り組みによって、平成 14 砂糖年度においては、229 万 6 千トンと、12 年振りに前年を 0.8% 上回ったものの、平成 15 砂糖年度は対前年 2.6% 減の 223 万 7 千トン、平成 16 砂糖年度は対前年 0.4% 減の 222 万 9 千トン、平成 17 砂糖年度は対前年 1.9% 減の 218 万 7 千トン（見込み）と減少傾向が続いている。

加糖調製品の輸入状況（18 年 4 月～18 年 3 月）は、「コーヒー調製品」が対前年 34.7%、「調製した豆」が同 3.3% 減少したものの、「ココア調製品」が同 4.1%、「その他の調製品（ソルビトール調製品を含まない）」同 16.2%、「粉乳調製品」同 2.0% 増加し、「ソルビトール調製品」は横ばい（同 0.0%）であった。この結果、これら

の品目全体では、対前年 2.4%増の 44 万 1 千トンとなった。

異性化糖の移出動向は、第 1・四半期の移出数量（標準異性化糖換算）は、5 月、6 月が前年を下回り、前年同期を 4.7%下回った。第 2・四半期は、9 月が前年を下回ったものの、7 月・8 月が前年を上回り、前年同期を 0.5%上回った。第 3・四半期は、9 月が前年を下回ったが、10 月、11 月が前年を上回り、前年同期と比較して増減は見られなかった。第 4・四半期は、1 月・2 月が前年を上回り、前年同期を 1.5%上回った。この結果、18 年度の移出数量は、前年より 1.0%減の 79 万トンとなった。

(2) 砂糖類の国内価格の推移

砂糖の日経相場（東京）上白大袋の価格は、前年度の原油高による燃料コストや資材等の上昇を背景とする国際粗糖価格高騰を反映して、18 年 3 月 30 日に 156～157 円/kg となって以来、高水準で推移していたが、国際粗糖相場の下落により原料糖の調達コストが下がったことから、11 月 10 日に 2 円下落し 154～155 円/kg となった。

異性化糖の日経相場大口需要家向け（東京・タンクローリーもの）価格は、原料とうもろこしの国際価格の上昇や海上運賃の高騰によるコスト上昇を背景とする異性化糖企業各社のユーザーへの値上げ要請の浸透により上昇傾向にあり、7 月 21 日付けの日経相場でキログラム当たり 5 円値上がりし、96～100 円/kg（果糖分 55%もの、中心値）となり、その後は原料とうもろこし価格の高騰も相まって、1 月 26 日にはキログラム当たり 5～3 円値上がりし、101～103 円/kg（果糖分 55%もの、中心値）、3 月 23 日に 5～7 円値上がりし、同相場は 106～110 円/kg（果糖分 55%もの、中心値）となった。

3 国内産糖の生産動向

(1) てん菜糖

ア てん菜の生産

平成 18 年産てん菜の作付面積は前年産比 137ha 減の 67,364ha、栽培農家戸数は前年産比 270 戸減の 9,850 戸、一戸当たりの作付面積は前年産比 0.17ha 増の 6.84ha となった。

北海道平均の ha 当たりの収量は 58.2 トン（前年産 62.2 トン）、総収量も 3,923 千トン（前年産 4,201 千トン）と平年並みの収穫となった。また、根中糖分は 16.4%（前年産 17.1%）と平年よりも低い糖分となった。

イ てん菜の生育概況

てん菜の植付け開始は、天候の影響により、平年より 8 日遅く、最盛期も平年より 6 日遅かった。また、各地で作業が長引いた。

生育初期においては、5 月の気温が高めで日照時間も多く定植後の苗の活着は比較的良好であったが、6 月に入り低温・寡照となり、生育は停滞気味となった。

その後、7 月には良好な天候となり、回復に向かった。

生育中期以降は、8 月には暑い日が続いたが、適度な降雨があり、更に秋も高温に経過したことにより、根部の肥大は特に順調に推移した。しかし、根中糖分については、高い気温及び褐斑病の影響により低糖となった。

病害虫については、褐斑病が多発し、低糖の要因となった。また、収量にも、少なからぬ影響があったものと思われる。その他の病害虫については、根腐病はやや少なく、そう根病は平年並で、葉腐病、黒根病の発生も一部では見られた。ヨトウ

ガの発生は少なかった。

ウ てん菜糖の生産

18年産の産糖量は、産糖歩留が16.21%（前年産16.86%）とほぼ前年並で、ha当たりの収量が前年に次ぐ高収量となったため635,702トン（前年産708,488トン）となった。このうち、てん菜原料糖は205,796トン（前年産256,389トン）で総産糖量に対する割合は32.4%（前年産36.2%）となった。

(2) 甘しゅ糖～鹿児島県産～

ア さとうきびの生産

18年産のさとうきびの収穫面積は、前年実績より306ha(3.5%)増加して9,055haとなった。

作型別割合では、夏植え25.3%（前年産23.7%）、春植え19.7%（同20.2%）、株出55.0%（同56.1%）となっている。

10a当たりの収量は、前年実績より167kg(2.7%)増加して6,266kgとなった。地域別では、沖永良部地域が918kg(18.0%)増加して6,014kg、奄美地域が515kg(10.3%)増加し5,504kgとなった。そのため、さとうきびの生産量は前年より33,780トン(6.3%)増加して、567,374トンの実績となった。

また、さとうきびの栽培農家戸数は、前年より348戸(3.3%)減少して10,060戸となった。

イ さとうきびの生育概況

○生育初期（3月～5月）

3～4月の低温と、4～5月の日照不足の影響で、平年より生育はやや遅れた。

○生育旺盛期（6月～9月）

7月は気温・日照とも良好であり、8月上旬は干ばつ被害を心配したが、徳之島で大きな被害を受けたものの、全体的には大きな被害とはならず、8月下旬から9月中旬にかけて各地区でまとまった降雨があり、育成は、平年並みまで回復した。

○生育後期（10月～収穫期）

10月以降は、平年より暖かく、降雨量・日照時間も平年並みとなったことから、育成状況も平年並みとなった。

ウ 甘しゅ糖の生産

分みつ糖の歩留は前年実績より0.80ポイント上回り12.61%、含みつ糖の歩留は前年実績より0.31ポイント下回り11.98%であった。

産糖量は、分みつ糖が前年実績より8,530トン(13.7%)増加して70,583トン、含みつ糖は、前年実績より104トン(10.2%)減少して919トンとなった。

(3) 甘しゅ糖～沖縄県産～

ア さとうきびの生産

18年産のさとうきびの収穫面積は、前年実績より190ha(1.5%)増加して12,675haとなった。地域別では、沖縄地域が245ha(3.7%)増加、八重山地域が19ha(1.1%)増加したが、宮古地域では75ha(1.8%)減少した。

作型別割合では、夏植え50.1%（前年産48.5%）、春植え12.2%（同11.9%）、株出37.7%（同39.6%）となっている。

10a当たりの収量は、前年実績より406kg(7.5%)増加して5,848kgとなった。地域別では、沖縄地域が547kg(11.6%)増加し5,276kg、宮古地域が371kg(5.6%)

増加し 6,963kg、八重山地域も 79kg (1.4%) 増加し 5,545kg となった。そのため、さとうきびの生産量は前年より 61,865 トン (9.1%) 増加して、741,284 トンの実績となった。

また、さとうきびの栽培農家戸数は、前年より 102 戸 (0.6%) 増加して 17,748 戸となった。

イ さとうきびの生育概況

○生育初期 (3月～5月)

各地域の月平均気温は、3月は平年並みで、4月は概ね平年より高く、5月は平年よりかなり高めで推移した。降水量はほぼ全域で概ね平年並みだった。

○生育旺盛期 (6月～9月)

各地域の月平均気温は、平年並みか、やや高めで推移した。降水量は、8月は平年より少なかったが、その他の月は平年より多かった。大東地域では少雨傾向が続き降水量が平年の 32% しかなかったことから、生育旺盛期の水不足により、生育が阻害された。

また、期間中は、6個の台風が接近し、第13号については、倒伏、根離れ、葉の損傷など大きな被害が生じた。特に八重山地域の被害が大きかった。

○生育後期 (10月～収穫期)

各地域の平均気温は、全体的に平年よりも高い状態が続いた。1月から2月にかけては、平年との差が 1.0℃～1.8℃あり暖冬で、寒気による影響が少なかった。

降水量は、10月は各地域とも高気圧に覆われ晴れの日が続き、平年より少なかったが、11月以降は、平年よりも多くから平年並みへと推移した。大東地域も11月には大雨があり、干ばつの解消に向かった。

ウ 甘しゃ糖の生産

分みつ糖の歩留は前年実績より 0.22 ポイント上回り 12.35%、含みつ糖の歩留は前年実績より 0.79 ポイント上回り 14.68%であった。

産糖量は、分みつ糖が前年実績より 8,975 トン (11.8%) 増加して 84,898 トン、含みつ糖は前年実績より 490 トン (6.6%) 増加して 7,916 トンとなった。

II 価格の決定

1 指標価格

機構業務の基礎となる 18 砂糖年度に適用される国内産糖合理化目標価格については、糖価調整法第 3 条の規定に基づき、砂糖の製造、販売、輸入又は消費に関する学識経験者の意見聴取が平成 18 年 9 月 5 日に行われ、同月 15 日に次のように告示された。

- 国内産糖合理化目標価格 1,000 キログラムにつき 149,500 円
(149,600 円)

(注) () 内は 17 砂糖年度の適用価格である。

2 輸入糖関係決定価格等

(1) 調整率及び 2 次調整金

18 砂糖年度に適用される糖価調整法第 9 条第 1 項第 1 号の農林水産大臣の定める率（指定糖調整率）及び同法第 23 条第 1 項の農林水産大臣が定める額（指定糖市価参酌用調整金）は、平成 18 年 9 月 15 日に次のように告示された。

- 指定糖調整率 100 分の 33.98 (100 分の 33.93)
○ 指定糖 2 次調整金 1,000 キログラムにつき 24,258 円 (24,483 円)

(注) () 内は 17 砂糖年度の適用価格である。

(2) 機構買入価格（平均輸入価格）

輸入に係る指定糖の機構買入価格は、糖価調整法第 7 条によりその輸入申告のときに適用される平均輸入価格とされており、同法第 6 条及び同法施行令の規定に基づき、農林水産大臣により定められ、3 カ月ごとに次のように告示された。

平均輸入価格

適用期間の初日前 10 日から過去 90 日間の NY 粗糖現物価格の平均	+	産地→日本 運賃、保険料、糖度調整、輸入諸掛り等	=	平均輸入価格
---------------------------------------	---	-----------------------------	---	--------

- ・適用期間 平成 18 年 4 月 1 日～6 月 30 日まで
1,000 キログラムにつき 53,570 円（平成 18 年 3 月 29 日告示）
- ・適用期間 平成 18 年 7 月 1 日～9 月 30 日まで
1,000 キログラムにつき 52,010 円（平成 18 年 6 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 18 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで
1,000 キログラムにつき 45,600 円（平成 18 年 9 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで
1,000 キログラムにつき 39,810 円（平成 18 年 12 月 28 日告示）

(3) 機構売戻価格

機構売戻価格は、糖価調整法第9条第1項第1号により、その輸入申告のときに適用される平均輸入価格と国内産糖合理化目標価格との差額について、指定糖調整率及び指定糖調整金軽減額を用いて3カ月ごとに算定された。

(4) 指定糖調整金軽減額

糖価調整法第9条第1項第1号の規定に基づき、同号ハの農林水産大臣の定める額（指定糖調整金軽減額）は、砂糖年度の3ヶ月ごとに次のように定められ告示された。

- ・適用期間 平成18年4月1日～6月30日まで
1,000キログラムにつき 2,609円（平成18年3月29日告示）
- ・適用期間 平成18年7月1日～9月30日まで
1,000キログラムにつき 2,602円（平成18年6月28日告示）
- ・適用期間 平成18年10月1日～12月31日まで
1,000キログラムにつき 2,648円（平成18年9月28日告示）
- ・適用期間 平成19年1月1日～3月31日まで
1,000キログラムにつき 2,336円（平成18年12月28日告示）

3 異性化糖関係決定価格等

(1) 異性化糖調整基準価格、調整率及び市価参酌用調整金

18砂糖年度に適用される糖価調整法第11条第1項の規定による異性化糖調整基準価格、同法第15条第1項第1号の規定による農林水産大臣の定める率（異性化糖調整率）及び同法第24条第1項第1号の農林水産大臣が定める額（異性化糖市価参酌用調整金）は、平成18年9月15日に次のように告示された。

- ・異性化糖調整基準価格 1,000キログラムにつき 170,310円（170,415円）
- ・異性化糖調整率 100分の11.83（100分の11.63）
- ・異性化糖市価参酌用調整金 1,000キログラムにつき 545円（560円）

（注）（ ）内の数字は17砂糖年度の適用価格である。

(2) 機構買入価格（平均供給価格）

糖価調整法第13条第1項の規定による国内産異性化糖及び同法第2項の規定による輸入異性化糖及び輸入混合異性化糖（以下「輸入異性化糖等」という。）の機構買入価格は、国内産異性化糖にあっては、異性化糖をその製造場から移出する時に、また、輸入異性化糖等にあっては、輸入申告の時に適用される異性化糖平均供給価格とされ、同法第12条第1項及び同法施行令の規定により、国内産異性化糖の原料でんぷんの価格並びに異性化糖の製造・販売に要する標準的な費用の額に消費税相当額を加えて得た額と輸入に係る異性化糖の主要生産地域における市価の平均額、関税相当額、販売経費及び消費税相当額を加えた額を基準として供給数量に占める国内産異性化糖と輸入異性化糖等の供給見込比率を勘案して農林水産大臣が定めることになっており、次のように告示された。（第2表）

- ・適用期間 平成18年4月1日～6月30日まで
1,000キログラムにつき 97,220円（平成18年3月29日告示）
- ・適用期間 平成18年7月1日～9月30日まで
1,000キログラムにつき 97,419円（平成18年6月28日告示）

- ・適用期間 平成 18 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで
1,000 キログラムにつき 98,648 円（平成 18 年 9 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで
1,000 キログラムにつき 107,079 円（平成 18 年 12 月 28 日告示）

（3）異性化糖標準価格

異性化糖標準価格は、糖価調整法第 11 条第 1 項の規定に基づき輸入に係る粗糖についての機構売戻価格を政令で定める算式によって、標準異性化糖の価格に換算して農林水産大臣により定められ、3 ヶ月ごとに告示された。

- ・適用期間 平成 18 年 4 月 1 日～6 月 30 日まで
1,000 キログラムにつき 115,217 円（平成 18 年 3 月 29 日告示）
- ・適用期間 平成 18 年 7 月 1 日～9 月 30 日まで
1,000 キログラムにつき 114,356 円（平成 18 年 6 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 18 年 10 月 1 日～12 月 31 日まで
1,000 キログラムにつき 110,744 円（平成 18 年 9 月 28 日告示）
- ・適用期間 平成 19 年 1 月 1 日～3 月 31 日まで
1,000 キログラムにつき 107,814 円（平成 18 年 12 月 28 日告示）

（4）機構売戻価格

国内産異性化糖及び輸入異性化糖等の機構の売戻価格は、糖価調整法第 15 条第 1 項の規定により、異性化糖調整基準価格と異性化糖平均供給価格をもとに、異性化糖調整率を用いて砂糖年度の四半期ごとに算定された。

なお、この算定価格が異性化糖標準価格を超える場合は、異性化糖標準価格をもって機構売戻価格となるが、平成 18 事業年度においてはこれに該当はなかった。

4 国内産糖関係決定価格

（1）最低生産者価格

最低生産者価格は、糖価調整法第 20 条に基づき、甘味資源作物の生産費その他の生産条件、砂糖の需給事情及び物価その他の経済事情を参酌し、甘味資源作物の再生産を確保することを旨として決定されることとなっている。

平成 18 年産については、てん菜及びさとうきびともに平成 17 年 10 月 20 日に次のように告示された。

ア てん菜

糖 度 16.8 度以上 17.1 度以下のもの
1,000 キログラムにつき 16,560 円

イ さとうきび

糖 度 13.1 度以上 14.3 度以下のもの
1,000 キログラムにつき 20,110 円

（2）国内産糖交付金単価

国内産糖交付金の単価は、糖価調整法第 21 条に基づき、国内産糖の原料たる甘味資源作物の最低生産者価格に当該甘味資源作物の買入れ及びこれを原料とする国内産糖の製造に要する標準的な費用の額を加えて得た額を基準とし、国内産糖

の製造事情その他経済事情を参酌して算出される額から、平均輸入価格等を基礎として算出される額を基準とし、砂糖の市価を参酌して算出される額を控除し決定されることとなっている。

平成 18 年産については、てん菜糖及び甘しゅ糖の国内産糖交付金単価は、ともに平成 18 年 9 月 15 日に次のように告示された。(第 3 表)

ア てん菜糖

(ア) てん菜原料糖以外のもの

1,000 キログラムにつき 62,514 円

(イ) てん菜原料糖

1,000 キログラムにつき 64,251 円

イ 甘しゅ糖

(ア) 鹿児島県産

種子島	1,000 キログラムにつき	186,466 円
奄美大島	1,000 キログラムにつき	194,097 円
喜界島	1,000 キログラムにつき	186,929 円
徳之島	1,000 キログラムにつき	184,189 円
沖永良部島	1,000 キログラムにつき	189,939 円
与論島	1,000 キログラムにつき	194,166 円

(イ) 沖縄県産

沖縄県本島	1,000 キログラムにつき	183,272 円
沖縄本島内	1,000 キログラムにつき	182,022 円
沖縄本島以外 (除く南北大東)	1,000 キログラムにつき	187,522 円
南・北大東島	1,000 キログラムにつき	191,222 円

第1表 指定糖の平均輸入価格、売戻価格及び売買差額等の推移

(単位：円／トン)

年度	区分 四半期	NY11の平均値		平均 輸入価格 (買入価格)	法律第9条 に基づく 調整金	農林水産大 臣の定める 軽減額	売買差額 (調整金)	決 定 売戻価格
		90日間の 平均 (セント/ポンド)	円 換 算 (円/MT)					
18年	4～6月	17.84	46,412	53,570	32,583	2,609	29,974	83,544
	7～9月	17.61	44,851	52,010	33,112	2,602	30,510	82,520
	10～12月	14.64	37,812	45,600	35,305	2,648	32,657	78,257
19年	1～3月	12.23	32,016	39,810	37,273	2,336	34,937	74,747

(注) 糖価調整法第23条第1項の規定に該当する場合は、表中の売戻価格に、4～9月(17砂糖年度)においては24,483円が、10～3月(18砂糖年度)においては24,258円が加算される。

第2表 異性化糖の平均供給価格、売戻価格及び異性化糖標準価格等の推移

(単位：円/トン)

年度 年月日		区 分	平均供給価格 (買入価格)	売 戻 価 格	売買差額単価	標 準 価 格
18 事 業	17 砂 糖 年 度	18年 4～6月	97,220	105,733	8,513	115,217
		7～9月	97,419	105,908	8,489	114,356
年 度	18 砂 糖 年 度	10～12月	98,648	107,126	8,478	110,744
		19年 1～3月	107,079	107,814	735	107,814

- (注) 1. 価格は、標準異性化糖についての価格であり、すべて消費税込の価格である。
 2. 法第24条第1項の規定に該当する場合の売戻価格は、表中の売戻価格に次の額が加算される。
 18年4月～9月……560円 18年10月～19年3月……545円

Ⅲ 業務の概要

1 輸入指定糖に関する業務

(1) 概要

平成 18 事業年度における輸入指定糖に関する業務は、糖価調整法に基づく価格調整業務が行われた。

平均輸入価格が全適用期間を通じて国内産糖合理化目標価格を下回っていたので、糖価調整法第 5 条に基づく義務売買が行われた。(第 1 表)

ア 売買数量

平成 18 事業年度における機構売買契約数量のうち、条件付きでない粗糖の売買契約数量は 1,346,760 トン (1,080 件) で、前事業年度に比べ 26,718 トン (2%) 増加した。

また、条件付きでないもので粗糖以外の売買契約数量は 4,443 トン (603 件) であった。

条件付きのものについては、粗糖の売買契約数量 9,622 トン (198 件)、粗糖以外の売買契約数量 1,620 トン (8 件) であった。

イ 売買差額

平成 18 事業年度に売買契約した輸入糖の売買差額は、粗糖 44,049,384 千円、粗糖以外のもの 156,624 千円、合計 44,206,007 千円となっており、平成 17 事業年度に比べ 6,179,570 千円 (12%) 減少した。

(2) 売買契約実績

ア 粗糖

(単位：kg・円)

年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの			備 考
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	売買差額 (調整金)	
18年 4月	121	125,741,433	23	1,077,881	98	124,663,552	3,736,665,303	
5月	101	105,596,901	16	826,567	85	104,770,334	3,143,829,262	
6月	128	128,536,676	18	882,462	110	127,654,214	4,335,339,046	
7月	118	133,214,101	18	1,016,937	100	132,197,164	4,033,335,476	
8月	96	102,072,955	18	960,560	78	101,112,395	3,084,939,171	
9月	128	153,162,077	10	566,236	118	152,595,841	5,168,410,702	
10月	97	89,351,585	21	1,155,722	76	88,195,863	2,880,212,293	
11月	107	137,726,201	14	662,115	93	137,064,086	4,476,101,853	
12月	132	167,913,320	16	758,369	116	167,154,951	5,701,570,919	
19年 1月	77	62,607,960	18	697,462	59	61,910,498	2,162,967,067	
2月	79	75,934,988	14	527,345	65	75,407,643	2,645,495,966	
3月	94	74,523,372	12	490,313	82	74,033,059	2,680,516,620	
合 計	1,278	1,356,381,569	198	9,621,969	1,080	1,346,759,600	44,049,383,678	

イ 粗糖以外

(単位：kg・円)

区分 年月	総 数		うち条件付きのもの		うち条件付きでないもの			備 考
	件 数	数 量	件 数	数 量	件 数	数 量	売買差額 (調整金)	
18年 4月	56	368,360	0	0	56	368,360	12,981,016	
5月	49	281,984	0	0	49	281,984	9,073,067	
6月	56	822,421	2	431,757	54	390,664	14,334,835	
7月	47	592,460	1	215,784	46	376,676	13,375,743	
8月	64	721,153	1	215,991	63	505,162	17,147,830	
9月	41	563,729	1	216,117	40	347,612	12,735,834	
10月	52	490,483	0	0	52	490,483	15,484,574	
11月	41	386,499	0	0	41	386,499	14,043,002	
12月	51	350,638	0	0	51	350,638	12,543,035	
19年 1月	55	570,677	1	216,324	54	354,353	13,506,191	
2月	54	616,385	2	324,469	52	291,916	10,572,725	
3月	45	299,096	0	0	45	299,096	10,825,786	
合 計	611	6,063,885	8	1,620,442	603	4,443,443	156,623,638	

2 異性化糖に関する業務

(1) 概要

平成 18 事業年度における異性化糖平均供給価格は全適用期間を通じて異性化糖調整基準価格を下回り、かつ異性化糖標準価格をも下回って推移したため、国内産異性化糖、輸出用異性化糖及び輸入異性化糖等については、全適用期間を通じて機構売買の対象となった。

ア 国内産異性化糖

18 事業年度における国内産異性化糖の売買契約数量は、792,752 トン（標準異性化糖換算数量）となり、売買差額として 5,428,482 千円の調整金を徴収した。これは前年度と比較すると、売買契約数量で 7,802 トン（1.0%）の減少、調整金で 866,980 千円（13.8%）の減少となった。

また、規格別にみると果糖含有率 40%未満のもの 4,139 トン、40%以上 50%未満のもの 163,186 トン、50%以上 60%未満のもの 558,256 トン及び 60%以上のもので 67,171 トンとなっており、50%以上 60%未満のものが全体の約 68.1%を占めている。

イ 輸出用異性化糖

18 事業年度における輸出用異性化糖の売買契約は 524 トン（標準異性化糖換算数量）、契約解除数量（輸出されたもの）352 トン（次年度繰越分 80 トンを含む）、契約未解除数量は 48 トンとなった。なお、全量が果糖含有率 60%以上のものであった。

ウ 輸入異性化糖及び混合異性化糖

18 事業年度における輸入異性化糖の売買契約数量は 10.122 トン（標準異性化糖換算数量）となり、売買差額として 147,599 円の調整金を徴収した。

また、混合異性化糖の売買は行われなかった。

(2) 売買契約実績

ア 国内産異性化糖

(単位：k g・円)

規格 年月	果糖含有率 40%未満	果糖含有率 40%以上50%未満	果糖含有率 50%以上60%未満	果糖含有率 60%以上	合 計	標準異性化糖 換算数量	売 買 差 額
18.4	645,572	20,533,406	55,955,311	4,863,270	81,997,559	80,009,723	681,122,727
5	540,250	19,903,382	52,956,445	3,740,127	77,140,204	74,625,075	635,283,475
6	(7,151) 517,492	(2,558,843) 21,190,971	(8,373,426) 54,677,503	(803,460) 4,762,694	(11,742,880) 81,148,660	(11,647,389) 78,988,309	(105,677,010) 678,950,207
7	565,964	21,368,912	59,920,626	5,629,644	87,485,146	85,816,528	728,510,722
8	564,698	18,774,680	51,715,322	4,944,128	75,998,828	74,506,916	632,501,739
9	(56,278) 508,341	(2,307,440) 16,208,440	(9,565,471) 44,170,100	(690,119) 3,264,181	(12,619,308) 64,151,062	(12,493,182) 62,216,838	(113,052,676) 535,165,096
10	559,268	16,108,420	38,990,575	1,756,344	57,414,607	54,526,494	462,270,639
11	477,067	15,745,047	40,848,462	2,210,198	59,280,774	56,796,972	481,519,512
12	(319) 571,751	(2,703,266) 15,790,450	(10,508,414) 37,227,841	(611,295) 2,333,165	(13,823,294) 55,923,207	(13,573,990) 53,472,438	(122,476,185) 460,730,946
19.1	483,234	13,918,738	34,023,272	2,299,017	50,724,261	48,725,728	35,821,306
2	483,658	15,255,204	36,698,674	2,153,162	54,590,698	52,183,825	38,363,553
3	(37,473) 590,526	(2,188,691) 18,797,231	(8,241,368) 51,072,113	(803,886) 3,101,618	(11,271,418) 73,561,488	(11,252,514) 70,883,015	(14,404,171) 58,241,777
合 計	(101,221) 6,507,821	(9,758,240) 213,594,881	(36,688,679) 558,256,244	(2,908,760) 41,057,548	(49,456,900) 819,416,494	(48,967,075) 792,751,861	(355,610,042) 5,428,481,699

イ 輸出用異性化糖

(単位：k g, 円)

区分 年月	売 買 契 約			契 約 解 除			輸 出 取 止			残 高		
	数 量	標準異性化 糖換算数量	売買差額	数 量	標準異性化 糖換算数量	売買差額	数 量	標準異性化 糖換算数量	売買差額	数 量	標準異性化 糖換算数量	売買差額
前年度繰越	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80,000	130,880	1,134,080
18.4	80,000	130,880	1,114,160	80,000	130,880	1,134,080	0	0	0	80,000	130,880	1,114,160
5	0	0	0	48,000	78,528	668,496	0	0	0	32,000	52,352	445,664
6	0	0	0	32,000	52,352	445,664	0	0	0	0	0	0
7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	32,000	52,352	444,448	0	0	0	0	0	0	32,000	52,352	444,448
9	48,000	78,528	666,672	0	0	0	0	0	0	80,000	130,880	1,111,120
10	0	0	0	80,000	130,880	1,111,120	0	0	0	0	0	0
11	48,000	78,528	665,712	0	0	0	0	0	0	48,000	78,528	665,712
12	32,000	52,352	443,808	0	0	0	0	0	0	80,000	130,880	1,109,520
19.1	0	0	0	80,000	130,880	1,109,520	0	0	0	0	0	0
2	32,000	52,352	38,496	0	0	0	0	0	0	32,000	52,352	38,496
3	48,000	78,528	57,744	32,000	52,352	38,496	0	0	0	48,000	78,528	57,744
合 計	320,000	523,520	3,431,040	352,000	575,872	4,507,376	0	0	0	48,000	78,528	57,744

(注) 売買契約等は果糖含有率60%以上の異性化糖である。

3 国内産糖に関する業務

(1) 概要

平成 18 事業年度におけるてん菜糖及び甘ししゃ糖の国内産糖交付金交付業務については、平成 18 年 4 月から 9 月までは 17 年産糖、18 年 10 月から 19 年 3 月までは 18 年産糖に対して行った。

国内産糖交付金交付申請に係る蔵置場所については、国内産糖交付金交付要領第 5 及び国内産糖倉庫指定要領を一部改正して 15～17 砂糖年度の指定期間を 1 年延長して、平成 18 砂糖年度末までとした。(第 4 表)

(2) 価格の動向

平成 18 事業年度における価格の動向は、概ね次のとおりである。

平均輸入価格の第 1・四半期は、トン当たり 5 万 3 千円台と最も高く、その後下降傾向で推移し、第 2・四半期は、5 万 2 千円台、第 3・四半期は 4 万 5 千円台、第 4・四半期には 3 万 9 千円台まで下降した。

一方、平均市価も上白、ビートグラともに年度当初から 11 月までは、トン当たり 15 万 6 千円台であったが、12 月から 3 月までは 15 万 4 千円台で推移した。

(3) 平成 18 事業年度における国内産糖交付金交付業務

ア てん菜糖

17 年産のてん菜糖生産量は 708,488 トン（うち、てん菜原料糖は 256,389 トン）で、このうち 505,958 トン（うち、てん菜原料糖は 166,879 トン）は、既に 18 年 3 月までに交付金交付決定されており、18 年 4 月から 9 月までの交付金交付決定数量は 168,551 トン（うち、てん菜原料糖は 55,622 トン）であった。

18 年産のてん菜糖生産量は 635,702 トン（うち、てん菜原料糖は 205,796 トン）で、このうち 19 年 3 月までの交付金交付決定数量は 485,300 トン（うち、てん菜原料糖は 146,700 トン）であった。

この交付金交付によって 18 事業年度に製造事業者を支払われた交付金額は、43,414,451 千円（うち、てん菜原料糖は 13,725,089 千円）であった。(第 5 表)

イ 甘ししゃ糖

17 年産の甘ししゃ糖生産量は、鹿児島県産 62,053 トン、沖縄県産 75,923 トンで、このうち鹿児島県産 49,858 トン、沖縄県産 73,143 トンは既に 18 年 3 月までに交付金交付決定されており、18 年 4 月から製糖終了までの交付金交付決定数量は、鹿児島県産 12,128 トン、沖縄県産 2,701 トンであった。

18 年産の甘ししゃ糖生産量は、鹿児島県産 70,583 トン、沖縄県産 84,898 トンで、このうち 19 年 3 月までの交付金交付数量は、鹿児島県産 55,651 トン、沖縄県産 79,878 トンであった。

この交付金交付によって製造事業者を支払われた交付金額は、鹿児島県産 12,768,425 千円、沖縄県産 15,403,448 千円であった。(第 5 表)

(4) 国内産原料糖入札取引業務

国内産原料糖の入札取引に係る業務規程及び業務細則に基づき、18 砂糖年度における売り手（7 者）及び買い手（22 者）の登録を行うとともに、国内産原料糖価格形成施設において取引監視委員立会いのもと入札取引を 4 回行った。結果については、全量が落札されており、再入札は行われなかった。(第 6 表)

第3表 国内産糖交付金単価

(単位：円／トン)

砂糖 年度	てん菜糖		甘しや糖			
	白糖	原料糖	沖縄県産			
			本島	島内	離島（南北大 東島除く）	南北大東島
17	75,464	77,299	192,709	191,459	196,959	200,609
18	62,514	64,251	183,272	182,022	187,522	191,222

(単位：円／トン)

砂糖 年度	甘しや糖					
	鹿児島県産					
	種子島	奄美大島	喜界島	徳之島	沖永良部島	与論島
17	195,991	198,650	196,257	195,459	198,118	198,650
18	186,466	194,097	186,929	184,189	189,939	194,166

第4表 国内産糖の機構指定倉庫（指定期間：平成15～18砂糖年度）

（北海道）

地区名	北広島	石狩	恵庭	札幌	函館	小樽	士別	旭川	美幌	網走
倉所数	1	2	1	6	2	4	4	6	3	2
地区名	斜里	北見	室蘭	苫小牧	伊達	釧路	芽室	帯広	幕別	清水
倉所数	1	4	2	10	1	14	3	3	1	2
地区名	本別	広尾								計
倉所数	1	1								74

（本州、四国、九州、沖縄）

地区名	仙台	東京	戸田	千葉	横浜	清水	名古屋	碧南	大阪	泉佐野
倉所数	1	9	2	5	1	2	5	1	4	2
地区名	神戸	岡山	広島	福岡	北九州	下関	日向	鹿児島	今帰仁	計
倉所数	1	1	1	4	2	1	1	3	1	47
地区名										合計
倉所数										121

第5表 国内産糖交付金交付決定数量

(単位：トン、千円)

項 目		てん菜糖	甘しや糖	
			鹿児島県産	沖縄県産
産 糖 量	17年産	(256,389) 708,488	62,053	75,923
	18年産	(205,796) 635,702	70,583	84,898
交付決定数量	17年産 (18年4～9月)	(55,622) 168,551	12,128	2,701
	18年産 (18年10月～19年3月)	(146,700) 485,300	55,651	79,878
	計	(202,323) 653,851	67,778	82,579
国内産糖交付金交付決定金額		(13,725,089) 43,414,451	12,768,425	15,403,448

(注) てん菜糖の上段()は、てん菜原料糖に係るもので内数である。

第6表 平成18事業年度における国内産原料糖の入札結果

1 てん菜原料糖

区分 回	上場数量 (売り手数) トン (者)	申込者数 者	申込数量 トン	申込倍率 倍	落札者数 者	落札数量 トン	不落札数量 トン	落札率 %	落札価格		
									最高 円/トン	最低 円/トン	平均 円/トン
17砂糖年度 第3回 18年 4月13日 17年産	13,770.000 (1)	20	38,005.200	2.8	20	13,770.000	0.000	100.0	87,720	87,720	87,720
第4回 18年 7月13日 17年産	13,980.000 (1)	20	38,584.800	2.8	20	13,980.000	0.000	100.0	86,640	86,640	86,640
18砂糖年度 第1回 18年10月12日 18年産	12,480.000 (1)	20	34,444.800	2.8	20	12,480.000	0.000	100.0	82,160	82,160	82,160
第2回 19年 1月11日 18年産	10,770.000 (1)	20	29,725.200	2.8	20	10,770.000	0.000	100.0	78,480	78,480	78,480

(注) 1 不落札数量は、(上場数量-落札数量)である。
2 落札価格は、消費税及び地方消費税を含まない。

2 甘しや分みつ糖

区分 回	上場数量 (売り手数) トン (者)	申込者数 者	申込数量 トン	申込倍率 倍	落札者数 者	落札数量 トン	不落札数量 トン	落札率 %	落札価格
									平均 円/トン
18砂糖年度 第1回 18年10月12日	1,200.000 (1)	4	4,800.000	4.0	1	1,200.000	0.000	100.0	90,280
第2回 19年 1月11日	2,600.000 (2)	6	9,000.000	3.5	2	2,600.000	0.000	100.0	92,813

(注) 1 不落札数量は、(上場数量-落札数量)である。
2 落札価格は、消費税及び地方消費税を含まない。

4 砂糖の補助に関する業務

砂糖生産振興事業

18事業年度に実施した補助事業は、7事業 4,926,057千円であり、事業内容は次のとおりである。

(1) てん菜生産構造改革特別対策基金

てん菜における直播栽培の普及促進、需要に応じた計画的生産の推進等、地域の実情に応じて、地域自らが作成する計画の下で構造改革を進めるため取組む事業に対し補助することとした。

(2) さとうきび増産プロジェクト基金

「さとうきび増産プロジェクト基本方針」に基づき、経営基盤の強化、生産基盤の強化、生産技術対策等を通じ、地域ごとに策定されるさとうきび増産のための計画の達成に向けて取組む事業に対し補助することとした。

(3) 農業経営基盤強化特別対策事業

てん菜、さとうきびの生産の実態、地域の実情等を踏まえ、てん菜・さとうきびにおける生産農家の生産性向上、品質向上など農業経営基盤強化に向けて取組む事業に対し補助することとした。

(4) 原料糖需給安定化特別対策事業

てん菜原料糖に関し、市場シグナルを生産者に的確に伝える取組み及び生産・流通コストの低減に資する取組みに対して補助することとした。

(5) 甘しや糖製造合理化対策事業

さとうきびの糖度別買入価格体系の見直しにおいて、低糖度帯の見直しが3年間据え置かれることに伴う、原料代の負担増加分を甘しや糖製造事業者に対し補助することとした。

(6) 甘しや糖合理化促進臨時助成事業

標準的な集荷製造経費を基準として算定される国内産糖交付金によっては実際の集荷製造経費を賄えない甘しや糖製造事業者に対し、合理化の取組状況も勘案しつつ、その差額を補填する事業に対し補助することとした。

(7) 砂糖消費拡大推進事業

消費者に対して砂糖に関するパンフレット、シンポジウム等の各種媒体を活用した情報提供、作品コンクール等のイベント開催、菓子業界と連携した需要拡大キャンペーン等を行うなど砂糖に対する誤解を解いて砂糖の効用を広めることを通じて砂糖需要の維持・増大に資する事業に対し補助することとした。

IV 砂糖類業務関係年表

年 月 日	事 項
18.4.13	平成17砂糖年度 第3回国内産原料糖入札取引
18.4.20	平成17砂糖年度第3回指定糖入札取引
18.4.23～	地域情報交換会を全国4ヶ所で開催(那覇事務所18.4.23、8.1～3、10.5～6、19.3.21～23、札幌事務所18.5.24、10.24、19.2.16、福岡事務所18.10.2、11.29、大阪事務所19.1.24)
18.6.26	平成17砂糖年度指定糖第4・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知
18.6.27	平成17砂糖年度異性化糖第4・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知
18.6.27	平成17年産てん菜糖第4・四半期交付申請計画数量を農林水産省生産局長に届け出
18.7.13	平成17砂糖年度 第4回国内産原料糖入札取引
18.7.20	平成17砂糖年度第4回指定糖入札取引
18.9.15	平成18砂糖年度指標価格等告示
18.9.25	米国の現地調査及びブラジル・中国の最新情勢についての報告会
18.9.26	平成18砂糖年度指定糖第1・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知
18.9.28	平成18砂糖年度異性化糖第1・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知
18.10.12	平成18砂糖年度 第1回国内産原料糖入札取引
18.10.24	第6回さとうきび・甘蔗関係検討会を沖縄県那覇市で開催
18.10.26	平成18砂糖年度第1回指定糖入札取引

年 月 日	事 項
18.10.6	平成18年産てん菜糖第1・四半期交付申請計画数量を農林水産省生産局長に届け出
18.12.21	平成18砂糖年度指定糖第2・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知
18.12.22	平成18年産甘しや糖第2・四半期交付申請計画数量を農林水産省生産局長に届け出
18.12.22	平成18年産てん菜糖第2・四半期交付申請計画数量を農林水産省生産局長に届け出
18.12.26	平成18砂糖年度異性化糖第2・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知
18.12.8	平成18年産甘しや糖第1・四半期交付申請計画数量を農林水産省生産局長に届け出
19.1.11	平成18砂糖年度 第2回国内産原料糖入札取引
19.1.18	平成18砂糖年度第2回指定糖入札取引
19.2.21	平成18年度砂糖類情報検討委員会を開催
19.3.19	平成18年産てん菜糖第3・四半期交付申請計画数量を農林水産省生産局長に届け出
19.3.2	英国の海外出張報告会
19.3.27	平成18年産甘しや糖第3・四半期交付申請計画数量を農林水産省生産局長に届け出
19.3.28	平成18砂糖年度指定糖第3・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知
19.3.29	平成18砂糖年度異性化糖第3・四半期売渡し申込みに係る農林水産大臣が定める数量の通知

蚕糸編

I 蚕糸業の概況

1 養蚕業の動向

平成 18 年度における養蚕業は、養蚕従事者の高齢化及び後継者不足による労働力事情等により、飼育中止や掃き立て規模を縮小する農家が増加したことから、養蚕農家数、掃立卵量及び収繭量とも前年に比べて大幅に減少した。

- (1) 養蚕農家数は 1,345 戸で、前年に比べて 246 戸（15%）減少した。
- (2) 桑栽培面積は 2,665ha、桑使用面積は 1,401ha で、前年に比べてそれぞれ 323ha（11%）、181ha（11%）減少した。
- (3) 飼育箱数は 14,912 箱で、前年に比べて 3,523 箱（19%）減少した。
- (4) 箱当たり収繭量は 33.9 kg で、前年に比べてやや減少した。
- (5) 収繭量は 626t で、前年に比べて 121 トン（19%）減少した。
- (6) 1 戸当たり飼育箱数は 11.1 箱、1 戸当たり収繭量は 375 kg で、ともに前年よりやや減少した。

（資料「平成 18 年度蚕業に関する参考統計」生産局特産振興課調べ）

2 製糸業の動向

平成 18 年度における製糸業の動向は、原料繭の減少、生糸価格の低迷により製糸設備の運転率及び生糸生産量は前年に引き続き減少した。

- (1) 器械製糸工場数（18 年 12 月末の運転工場数）は、2 工場で前年同。
- (2) 製糸設備台（釜）数（18 年 12 月末）は 112 台、1 日平均運転台（釜）数は 92 台で、運転率は 82.1% となっており、前年に比べて製糸設備台（釜）数は 12 台（9.7%）減少、1 日平均運転台（釜）数は前年同であった。
- (3) 生糸生産量（18 生糸年度）は 1,805 俵で、前年に比べて 219 俵（10.8%）減少した。また、生糸の織度別割合は 18d 以下が 0.1%、21d が 14.5%、27d が 26.6%、31d が 31.0%、その他が 27.8% となった。
- (4) 製糸工場の原料繭需給（18 生糸年度）は、受入数量が 562 トンと前年比 33.0% 減少し、消費数量も 599 トンと前年比 11.0% 減少し、期末在庫数量は 349 トンと前年比 11% の減少となった。

3 生糸の国内需給及び価格の動向

18 生糸年度の生糸需給についてみると、生産は 1,805 俵と前年比 10.8% 減少し、機構における外国産生糸の買入れ及び売戻しは、国内の絹製品の需要減少などによって、13,394 俵（実需者輸入分 13,394 俵、一般者輸入分なし）と前年に比べて 49.2% の減少となった。

国産生糸の市場価格は、かつては輸入生糸価格を上回って推移してきたが、そのシェアの激減による価格形成力の喪失、品質格差の縮小等により、近年、主産国での生産状況・海外市況、仕手筋の介入等の要因により変動している。18 生糸年度は、4,000 円弱でスタートしたが、その後は、概ね 3,000 円前半で推移した。

II 取引指導繭価の設定等

1 平成18生糸年度における取引指導繭価の設定等と蚕糸政策

(1) 取引指導繭価等

繭糸価格安定法の一部を改正する法律（平成9年法律第62号）の施行により、10年4月1日以降、従来の安定価格帯制度は廃止され、繭代の算定の上で、基準となる指標がなくなったことから、農林水産省は、取引指導繭価での農家手取りを確保し、蚕糸業の経営の安定を図ることが引き続き蚕糸行政の基本であるとの観点から、従来の経緯を踏まえつつ、取引指導繭価の仕組みの運用のルール等を明確化した蚕糸業経営安定対策要綱（平成10年1月20日付け10農産第349号農林水産事務次官依命通知）を制定して関係者に通知し、その趣旨を徹底させることとなった。

この蚕糸業経営安定対策要綱に基づき、平成18年3月3日付けで農林水産大臣により平成18生糸年度における取引指導繭価等（取引指導繭価1,518円/生繭kg、基準繭価100円/生繭kg、実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み40,000俵、輸入糸調整金単価の水準190円/生糸kg、下位指標価格3,100円/生糸kg、上位指標価格4,900円/生糸kg）が設定された。

（別掲資料1：蚕糸業経営安定対策要綱の設定について、平成18生糸年度における取引指導繭価の設定等について）

第1表 取引指導繭価等の推移

（単位：円）

生糸年度 価格	12	13	14	15	16	17	18
上位指標価格	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900	4,900
下位指標価格	3,600	3,600	3,600	3,100	3,100	3,100	3,100
基準繭価	190	190	100	100	100	100	100
取引指導繭価	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518

(参考) 安定帯価格等の推移

(単位：円)

生糸年度 価格	3	4	5		6		7		8		9
			当初	期中 改定	当初	期中 改定	当初	期中 改定	当初	期中 改定	
安定上位価格	14,800	14,800	13,800	12,400	12,400	10,600	10,600	9,200	9,200	8,700	8,700
安定基準価格	10,400	10,400	10,400	8,400	8,400	7,200	7,200	6,000	6,000	5,500	5,500
基準繭価	1,518	1,518	1,518	1,226	1,226	1,051	1,051	592	592	500	500
取引指導繭価	—	—	—	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518
事業団買入価格	10,300	10,300	10,300	8,300	8,300	7,100	7,100	5,900	5,900	5,400	5,400

(注) 第1表及び(参考)においては

1. 生糸の価格は標準生糸(27中3A格)についてのものである。
2. 基準繭価は、4生糸年度まで繭格2等で生糸量歩合18.5%、5生糸年度より繭格がA格であって生糸量歩合18.5%の繭についてのものである。

(2) 蚕糸政策

蚕糸業は、我が国固有の和装文化を支える産業として、また中山間地域における重要な作目として位置付けられているものの、絹需要の減少や養蚕従事者の高齢化、後継者難など極めて厳しい現状にあり、養蚕業の規模が縮小を続けている状況にある。このため、今後とも持続的な養蚕業を実現するためには、川上・川下一体となったモノ作り、新分野の開発などの推進体制を構築することとし、平成17年から3年間の構造改革を実施し、平成20年には国産繭の全量を需要に応じた契約生産の形態に誘導することとなった。また、構造改革の一層の促進を図る観点から、養蚕・製糸側と需要者側との定期的な協議の場の創設への協力、関連事業との連携強化などを行うこととしている。

ア 繭生産対策

近年、繭生産は養蚕農家の高齢化等の要因もあり、減少傾向に歯止めが掛からない状況が続いている。しかし、養蚕業は、重要な地域特産品として、また、伝統的産業として技術の継承・育成を含めその振興を図ることが重要である。

この現況を踏まえて次の諸対策を積極的に講じることとした。

(ア) 高品質繭の誘導

高品質な繭生産への一層の誘導を図るため、これまでどおり一定の加算措置を講じるものの、品質の低い繭の補てん水準については大幅に引き下げることとし、養蚕農家の手取りと生産意欲の向上を図る。

(イ) 養蚕文化継承地域の育成

養蚕文化継承地域(養蚕業の維持・継承を図るため、明確な目標をもって養蚕産地の育成に取り組む地域として、農林水産省生産局長が別に定めるところにより都府県知事が指定する地域をいう。)において、3令まで共同飼育

した稚蚕を当該地域の養蚕農家に配蚕することにより養蚕作業の省力化・効率化を推進する。

イ 輸入対策

18 生糸年度の実需者生糸輸入については、生糸の需給バランスを図りつつ、絹業の経営の安定に配慮して年間割当数量の見込みを 40,000 俵とし、これを基礎として、四半期ごとに需給・価格動向に応じて弾力的に調整（生糸価格が下位指標価格を下回る場合は一定率（20%）を削減し、上位指標価格を上回る場合は一定率（20%）を増加する。）することとした。

なお、輸入糸調整金の単価は、生糸から絹糸への輸入のシフト、織物業者の経営状況等を考慮し、190 円/kg（前年同）とされた。

ウ 繭の輸入

繰糸に適する繭（乾繭）の輸入については、7 年 4 月以降の WTO 協定の発効に伴い、従来の事前確認制から関税割当制に移行している。仕組みとしては、需給上必要な量（＝関税割当数量）は、無税（8 年 4 月 1 日より適用）として製糸の操業確保を図る一方、これ以上の量は二次税率（高税率）を適用し、国内生産者を保護することとなった。平成 18 年度（この場合は 4 月～3 月の事業年度）の輸入乾繭関税割当数量は、1,995 トン（国産繭の引取りに対応して配分）に設定・公表されることになった。

エ 18 生糸年度の繭価算定方式

17 生糸年度に引き続き「取引指導繭価 1,518 円/生繭 kg」が設けられた。この取引指導繭価の確保を図るため、輸入糸調整金及び蚕糸業経営安定対策交付金を活用した蚕糸業経営安定対策事業の実施を通じて、養蚕農家及び製糸業者の経営の安定を図ることとした。

2 平成 19 生糸年度における取引指導繭価の設定等について

平成 10 年 1 月 20 日付けで制定された「蚕糸業経営安定対策要綱」の規定に基づき、農林水産大臣により 19 年 3 月 9 日付けで平成 19 生糸年度における取引指導繭価等（取引指導繭価 1,518 円/生繭 kg、基準繭価 100 円/生繭 kg、実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み 40,000 俵、輸入糸調整金単価の水準 190 円/生糸 kg、下位指標価格 3,100 円/生糸 kg、上位指標価格 4,900 円/生糸 kg）が設定された。

Ⅲ 業務の概要

1 生糸の輸入調整に関する業務

生糸の価格安定業務は、「繭糸価格安定法の一部を改正する法律」（平成 9 年法律第 62 号）の施行により、平成 10 年 4 月 1 日以降、安定価格帯制度は廃止され、生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和 26 年 12 月 17 日法律第 310 号）及び「蚕糸業経営安定対策要綱」（平成 10 年 1 月 20 日付け 10 農産第 349 号農林水産事務次官依命通知）に基づく生糸の輸入調整業務へと移行した。

(1) 生糸の輸入に係る調整等事業

ア機構による生糸の輸入及び売渡し

機構は、農林水産大臣の承認を受けて生糸を輸入することができ、また、保有した生糸は、生糸の価格が著しく騰貴し又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、一般競争入札等の方法により、売り渡すことができることとなっている。

18 事業年度は 17 事業年度に引き続き、生糸価格が年間を通じて低迷傾向であったため、機構による生糸の輸入及び一般売渡しは実施しなかった。

イ輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻し

生糸の輸入は、平成 7 年 4 月に生糸の国境措置が従来の一円輸入から関税化に移行されたことに伴い、機構が農林水産大臣の承認を受けて輸入するほか、関税相当額を支払えば誰でも輸入できることとなり、保税加工輸出用の輸入などの特別な場合を除き、関税法第 67 条の規定による輸入申告をする者は、その輸入申告に係る生糸を機構に売り渡して買い戻さなければならないこととなった。このため、機構は生糸を輸入する者から当該生糸の売渡しと買戻しの申込を受け、売買差額相当額の担保の提供を受けた時は、買入れ・売戻しの承諾を行い、承諾書を交付する。輸入申告者は、その承諾書を添付して輸入申告を行い、輸入許可後、機構に売買差額を納付して担保の返還を受けることとなる。

売買差額は、一般者輸入の場合、生糸 1 kg につき 3,910 円であるが、その輸入が絹業の健全な発展を通じて生糸の需要増進に資する見地から特に必要なものである旨、農林水産大臣の認定を受けた者が行う実需者輸入の場合は、農林水産大臣が毎月を適用期間として 3,910 円を超えない範囲内で定めた額に減額され、平成 18 生糸年度（平成 18 年 6 月～平成 19 年 5 月）は、190 円/kg であった。

なお、農林水産大臣の認定する実需者輸入の数量は、国内需要見込数量から国内生産見込数量を差し引いて得た数量を、農林水産省が経済産業省と協議の上、実需者の中央団体に内示することとなっている。18 生糸年度の実需者輸入の認定は、需給価格動向に対応した弾力的な運用を図るため、農林水産大臣が四半期に分けて行い、四半期別の「生糸の実需者輸入割当枠」は、「年間の生糸の実需者輸入割当枠（40,000 俵）」を各四半期ごとに

分けた4分の1の数量(10,000俵)を基本とする。しかし、各四半期の算定期間の平均生糸価格が「上位指標価格(4,900円)」を超えた場合、基本数量に20%プラス、「下位指標価格(3,100円)」を下回った場合、基本数量を20%マイナスし、認定数量を決定する。

また、予期せざる需給変動等の事態が生じた場合において特に必要がある時は、調整量等において所要の調整を行うことができることとなっている。

事業年度ベースの実需者輸入の買入・売戻数量は、18年度は、15,582俵であった。

一方、18生糸年度における実需者輸入の買入・売戻数量は、第1～3四半期は基本数量で、第4四半期については基本数量から20%マイナスの認定数量であった。織物消費の売れ行き不振で機屋の糸手当ては慎重で先約定が進展しなかったことなどから、18生糸年度第1四半期の認定数量10,000俵に対して承諾数量は4,698俵(残数量は5,302俵、承諾/認定数量比(以下、数量比)47.0%)、第2四半期分は認定数量10,000俵に対して承諾数量は3,629俵(残数量6,371俵、数量比36.3%)、第3四半期分は認定数量10,000俵に対して承諾数量は2,619俵(残数量7,381俵、数量比26.2%)、第4四半期分は認定数量8,000俵に対して承諾数量は2,448俵(残数量5,552俵、数量比30.6%)で生糸年度承諾合計数量は13,394俵(残数量24,606俵、数量比35.2%)であった。各期の承諾数量等の内訳は、第3表及び第4表のとおり。

なお、本生糸年度は、一般者輸入の買入れ、売戻の実績はなかった。

(2) 生糸特別売渡し及び新規用途等生糸売渡し

機構は、生糸の保有期間が180日を超えるに至った場合に、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によって、輸入によって保有する生糸を一般競争入札又は随意契約により売り渡すことができる。

また、機構は、生糸需要の増進に資するために新規の用途若しくは販路に向ける場合、生糸若しくは生糸の加工品の需要増進のために営利を目的としない団体が行う展示会その他の事業の用に供する場合又は試験研究用に供する場合に、生糸の時価に悪影響を及ぼさない方法によって、輸入によって保有する生糸を売り渡すことができる(昭和57年8月創設)。

18事業年度においては、16事業年度において、機構の在庫生糸は全て売り渡しによりなくなったことから、生糸特別売渡し及び新規用途等生糸売渡しは、行っていない。

2 生糸業振興事業に対する補助業務

18事業年度に実施した補助事業は、4事業855,883千円であり、主な事業内容等は次のとおりである。

(1) 生糸業経営安定対策事業に対する補助

「生糸業経営安定対策要綱」(平成10年1月20日付10農産第349号農

林水産事務次官依命通達)に基づき、国からの蚕糸業経営安定対策交付金と輸入糸調整金を財源として、良質繭・良質生糸の生産を通じて、経営改善に取り組む養蚕農家の手取り向上と製糸の経営安定を図るため、全国農業協同組合連合会を通じて、蚕期毎に繭の品質に応じた補給金 784,428 千円及び推進費 7,889 千円を交付した。(第 2 表参照)

第 2 表 蚕糸業経営安定対策事業に対する補助実績

	春蚕繭	初秋蚕繭	晩秋蚕繭	計
交付対象数量	207,484.8 k g	121,580.8 k g	172,687.1 k g	501,752.7 k g
蚕糸業経営安定対策補給金	334,718 千円	168,202 千円	281,507 千円	784,428 千円
推進費	3,384 千円	2,078 千円	2,428 千円	7,889 千円
計	338,102 千円	170,280 千円	283,935 千円	792,317 千円

注：金額は千円未満四捨五入

(2) 養蚕文化継承対策事業に対する補助

養蚕文化継承対策事業

養蚕文化継承地域(養蚕業の維持・継承を図るため、明確な目標をもって養蚕産地の育成に取り組む地域として、農林水産省生産局長が別に定めるところにより都府県知事が指定する地域)において、養蚕作業の省力化・効率化を図るため、3 令まで共同飼育した稚蚕を当該地域の養蚕農家に配蚕する事業に対し補助することとし、群馬県養蚕産地育成協議会他 7 協議会等に対し、38,021 千円の補助金を交付した。

(3) 蚕糸業構造改革対策事業

① 蚕糸絹業再生プランコンサルティング事業

全量契約生産体制に対応した効率的で無駄のない総合的な取組を実施する必要があるため、公募によって選定された外部コンサルタント業者により、新たな蚕糸絹業再生プランの作成及び現在の生産・流通に対する経営診断等のコンサルティングを実施する事業に対し補助することとし、野村総合研究所に対し、15,000 千円の補助金を交付した。

② 養蚕・製糸構造改革対策事業
契約生産に誘導するため、稚蚕人工飼育機等の共同利用機械を整備し、また、小ロット多品目の生糸生産や特殊加工生糸の生産できる工程管理体制を確立し、需要に応じた生糸を安定的に供給できるようにするため、ハイテクコントロールシステム等の共同機械・施設を整備する事業に対し補助することとし、松澤製糸所 2 製糸所等に対し、10,546 千円の補助金を交付した。

15	-	-	-	2	1000	-	3,253	0	0	0	0	0	-	-	813	4,260	0	(7,190)	0	0	(7,190)	0	0	0	13,946	31,454	0
16	-	-	-	253	3000	-	0	0	270	0	0	0	-	-	503	6,875	10,693	0	0	0	0	0	0	0	0	22,620	0
17	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,552	0
18年	4月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,446	0
	5月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,465	0
	6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,377	0
	7月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,902	0
	8月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,419	0
	9月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,910	0
	10月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	986	0
	11月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	733	0
	12月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	787	0
	1月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	748	0
2月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1084	0	
3月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	725	0	
18年度計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	15,582	0
19年	4月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	851	0
	5月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	872	0
	6月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,241	0
	7月	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	861	0
(4~8月)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0
19年度計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,825	0

(注) 1.「0」は買入れ又は売渡しの実績がなかったことを示す。
2.「-」は当該事項が設けられていないことを示す。
3. ()内は「買換国産系」で内数である。
4. 法改正により、10年4月以降、「国産生糸」とあるのは「輸入生糸」とみなすこととなった。

第4表 輸入申告に係る生糸の買入れ売戻し状況(承諾ベース)

(単位: 俵)

区分	平成18年	5月	17生糸	6月	7月	8月	18生糸	9月	10月	11月	18生糸	12月	平成19年	2月	18生糸	3月	4月	5月	18生糸	事業年度合計			生糸年度合計			
	4月		年				年				年		1月		年				年	横浜	大阪	計	横浜	大阪	計	
実需者	中国	1,847	1,073	第4四半期 (3~5月)	1,009	1,404	1,072	3,485	777	605	485	1,867	619	408	735	1,762	330	624	693	1,647	98	10,266	10,364	92	8,562	8,654
	ブラジル	541	392	1,567	318	498	347	1,163	1,108	363	230	1,701	150	322	321	793	395	227	175	797	95	4,890	4,985	85	4,324	4,409
	ベトナム								5			5										5	5		5	5
	タイ	58		78	50			50	20	18	18	56	18	18	28	64			4	4		228	228		174	174
	ウズベク																									
	トルクメニスタン																									
	ネパール																									
計	2,446	1,465	5,790	1,377	1,902	1,419	4,698	1,910	986	733	3,629	787	748	1,084	2,619	725	851	872	2,448	193	15,389	15,582	177	13,065	13,242	
一般者	計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	2,446	1,465	5,790	1,377	1,902	1,419	4,698	1,910	986	733	3,629	787	748	1,084	2,619	725	851	872	2,448	193	15,389	15,582	177	13,065	13,242	

第5表 輸入申告に係る生糸の買入れ及び売戻しの国別・検驗局（工場）別実需者輸入数量

平成18生糸年度 合計

(単位：俵)

織 度	中 国									中国計	ブラジル		ブラジル計	タイ	ベトナム	合 計	
	浙江(A)	江蘇(A)	四川(B)	重慶(B)	陝西(B)	上海(B)	安徽(B)	山東(B)	上海(B)		広東(B)	アラカ					フジマ
14d								114			114				10	124	
20d	921	176						603			1,700	465		465		2,165	
21d	365	10	20					60			455	175	256	431	104	990	
24d	50										50					50	
26d	2,516	300						1,734			4,550		10	10		4,560	
27d												2,243	465	2,708	20	2,728	
28d	115	20						25			160					160	
30d	860	40						360			1,260	10		10	30	1,300	
31d												521	30	551		551	
42d	90	30						225			345	137	90	227	10	582	
60d												10		10		10	
110d				2							2					2	
100d未満玉糸				20				10			30	34		34		64	
100d以上玉糸		47	48								95	8		8	5	108	
合 計	4,917	623	90					3,131			8,761	3,603	851	4,454	174	5	13,394
産地シェア	36.7%	4.7%	0.7%					23.4%			65.4%	26.9%	6.4%	33.3%	1.3%	0.0%	

IV 蚕糸業務関係年表

年月日	事 項
18. 4. 4	平成18生糸年度第1四半期実需者輸入に係る農林水産大臣への認定申請限度数量 (10,000俵 6月～8月)
18. 5. 24	平成18生糸年度第1四半期実需者輸入に係る農林水産大臣の認定書交付
18. 7. 13	平成18生糸年度第2四半期実需者輸入に係る農林水産大臣への認定申請限度数量 (10,000俵 9月～11月)
18. 8. 25	平成18生糸年度第2四半期実需者輸入に係る農林水産大臣の認定書交付
18. 9. 29	平成18生糸年度第3四半期実需者輸入に係る農林水産大臣への認定申請限度数量 (10,000俵 12月～2月)
18. 11. 27	平成18生糸年度第3四半期実需者輸入に係る農林水産大臣の認定書交付
18. 12. 22	平成18生糸年度第3四半期実需者輸入に係る農林水産大臣への認定申請限度数量 (8,000俵 3月～5月)
19. 3. 2	平成18生糸年度第4四半期実需者輸入に係る農林水産大臣の認定書交付
19. 3. 9	平成19生糸年度取引指導繭価の設定

蚕糸業経営安定対策要綱の制定について

10農産第349号
平成10年1月20日
農林水産事務次官通達

改正 平成12年5月31日12農産第3740号
平成13年5月25日13生産第903号
平成15年10月1日15生産第4177号

蚕糸業の経営安定対策については、取引指導繭価の仕組みが、養蚕、製糸、絹業、流通の関係者の合意により、平成6年度に導入されて以来今日まで、関係者の間において長く定着してきている。養蚕農家は取引指導繭価の基礎の上で生産に取り組み、更には、品質の向上努力により、これを上回る水準での繭代を取得し、経営の維持・安定を図ってきているところである。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律(平成9年法律第62号。以下「改正法」という。)の施行により、平成10年4月1日以降、安定価格帯制度は廃止されることとなるが、取引指導繭価での農家手取りを確保し、蚕糸業の経営の安定を図ることは引き続き蚕糸行政の基本であり、改正法の施行後においても、生糸の輸入に係る調整等に関する法律(昭和26年法律第310号)及び農畜産業振興事業団法(平成8年法律第53号)の運用などを通じて、取引指導繭価の実現を図る必要がある。

このため、従来の経緯を踏まえつつ、取引指導繭価の仕組みの運用のルール等を明確化することとし、別紙のとおり、蚕糸業経営安定対策要綱が定められたので、御了知の上、今後の蚕糸業経営安定対策の推進に当たり遺憾のないようにされたい。

以上、命により通達する。

蚕糸業経営安定対策要綱

第一 趣旨

この要綱は、取引指導繭価の実現に関し必要な事項を定めることにより、蚕糸業の経営の安定に資することを目的とする。

第二 定義

- 一 この要綱において「実需者輸入割当枠」とは、生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和26年法律第310号）第11条第1項の認定についての農林水産大臣への認定申請限度数量をいう。
- 二 この要綱において「輸入糸調整金単価」とは、生糸の輸入に係る調整等に関する法律第10条第2項の農林水産大臣が定める額をいう。

第三 取引指導繭価の設定等

- 一 農林水産大臣は、毎生糸年度（毎年6月1日から翌年の5月31日までの期間をいう。）、当該年度の開始前の3月31日までに、実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み及び輸入糸調整金単価の水準を定めるとともに、これと併せて、次の価格（以下「取引指導繭価等」という。）を定めるものとする。
 - ア 取引指導繭価
 - イ 下位指標価格及び上位指標価格
 - ウ 基準繭価
- 二 取引指導繭価は、養蚕農家の手取り繭価について、繭の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮して、定めるものとする。
- 三 下位指標価格及び上位指標価格は、実需者輸入割当枠を調整するための指標として、生糸価格について、定めるものとする。
- 四 基準繭価は、製糸業者の支払い繭価について、下位指標価格並びに製糸業者の製造及び販売に要する経費を勘案して、定めるものとする。
- 五 農林水産大臣は、取引指導繭価等を定めたときは、遅滞なく、これを関係者に通知するものとする。

第四 生糸の輸入調整措置

生糸の実需者輸入割当枠については、年間割当数量の見込みをもとに四半期ごとに枠を設定するものとし、四半期ごとの枠の設定に当たっては、その時点における需給・価格の動向に応じ、その安定を図ることを旨として調整を行うものとする。

この場合には、下位指標価格及び上位指標価格をその増減調整の指標とするものとする。

なお、予期せざる需給変動等の事態が生じた場合において特に必要があるときは、増減の調整量等について所要の調整を行うことができるものとする。

第五 蚕糸業経営安定対策事業の実施

国は、第四の生糸の輸入調整措置を講ずることにより、基準繭価以上での繭代支払いを図るとともに、独立行政法人農畜産業振興機構と連携して、取引指導繭価の実現を図るものとする。

附 則

この通知による本要綱の改正は、平成15年10月1日から施行する。

資料2

17生産第7741号
平成18年3月3日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 山本 徹 殿

農林水産事務次官

平成18生糸年度における取引指導繭価等の設定について

蚕糸業務経営安定対策要綱(平成10年1月20日付け10農産第349号農林水産事務次官依命通知)第3に基づき、別紙のとおり平成18生糸年度における取引指導繭価等が設定されたので、御了知願いたい。

以上、命により通知する。

別 紙

平成18生糸年度における取引指導繭価等の設定について

- 1 取引指導繭価
1,518/生繭 kg
- 2 基準繭価
100円/生繭 kg
- 3 下位指標価格及び上位指標価格
下位指標価格 3,100円/生糸 kg
上位指標価格 4,900円/生糸 kg
- 4 実需者輸入割当枠の年間割当数量の見込み
40,000俵
- 5 輸入糸調整金単価の水準
190円/生糸 kg

共通事項編

I 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供に関する業務

畜産物に関する情報収集提供業務は、畜産物の価格安定業務に関して、国内はもとより、海外を含め、主要な畜産物の生産条件、需給動向、流通事情等の情報を収集、整理し、これを関係者へ提供することにより、我が国畜産の一層の体質強化に資することを目的として実施している。

具体的な業務は、畜産をめぐる国際化の進展等に対応して、

- (1) 畜産物に関する必要な情報を関係者に的確に提供し、畜産物の適切な価格形成に資するほか
- (2) 我が国の畜産関係者が畜産物の輸入に係る事情の変化に対処するための必要な内外の先進的事例や政策動向等の情報を提供するなど昨年度までの実績を踏まえて、その充実強化に努め、18年度には次の業務を実施した。また併せて、年度計画等を踏まえてWTOやFTA交渉、BSE、鳥インフルエンザ等の食品安全等の内外の重要情報の提供を行った。

1 国内の情報収集

国内情報の収集は、政府統計等に加えて、畜産物の生産、流通について機構独自に、

- (1) 需給検討会議や現地調査等の定性的情報収集（「牛乳乳製品の需給等検討委員会」等）
- (2) 食肉の市況、在庫状況、専門機関（(社)食品需給研究センター等）に委託して行う調査（輸入食肉の品目別輸入動向、食肉卸売段階での価格、在庫量、食肉の小売販売動向（POS）、牛乳乳製品消費実態調査（POS）等）により収集に努めた。

2 海外の情報収集

海外情報の収集は、大洋州、北米、欧州、東南アジア及び南米について海外駐在員が収集する情報に加えて、

- (1) 海外駐在員のカバーできない地域または海外駐在員が収集することが困難な情報については、
 - (ア) 機構職員による現地調査
 - (イ) 海外の調査会社等による委託調査
- (2) 各種の国際会議への出席等により収集に努めた。

3 情報の提供

1及び2により収集整理した情報及びその他の諸情報を取りまとめて、

月報 「畜産の情報」（国内編、海外編、Monthly Statistics）

を定期的に配布・提供した。

さらに年報「畜産」（国内編、海外編）を刊行し、関係者に提供した。

4 インターネット及び衛星放送を通じた情報提供の推進

各分野から収集した情報の整理、分析を効果的に実施するために、収集した情報をデータベース化するとともに、インターネットを利用した情報提供の拡充整備に取り組んだ。

- (1) 3の月報「畜産の情報」に加えて、週報「海外駐在員情報」、週報「畜産物市況週報」、「国際情報ウォッチ（ALIC／駐在員トピックス）」と「畜産物の需要関係の諸統計データ」をホームページに掲載した。
- (2) 畜産関係の情報収集提供業務の一環として、国、畜産関係法人が所有する畜産関係情報を総合的に提供するポータルサイト「畜産情報ネットワーク」（通称「L I N」）の推進を図るため、畜産情報ネットワーク推進協議会の事務局として、その効率的な推進を図ったほか、統計データ等についてL I Nを通じて提供した。
なお、18年度末現在のL I Nの参加団体は、90 法人となっている。
- (3) 畜産物市況情報の一部、内外の月間の需給動向を、グリーンチャンネル（農林水産情報及び中央競馬情報を放映するC S（通信衛星））を通じて定期的に提供した。

5 海外駐在員の業務

シドニー、ワシントン、ブラッセル、シンガポール及びブエノスアイレス駐在員は、各担当地域（シドニーは大洋州、ワシントンは北米、ブラッセルは欧州、シンガポールは東南アジア、ブエノスアイレスは南米）における主要な畜産物の生産及び流通に関する情報を収集・整理し、各地域における最新の動向等を取りまとめた週報「海外駐在員情報」や月報「畜産の情報（海外編）」の特別レポートによる報告などにより、国内の畜産関係者への情報提供業務の一翼を担った。

さらに、各担当地域内の畜産関係者と日本の畜産関係者との相互理解の推進及び良好な関係の維持発展に努めた。

II 野菜流通消費合理化推進事業に関する業務及びその他の業務

1 野菜消費者情報提供事業

小中学生の望ましい食習慣形成のため、栄養に関する専門家として食に関する指導を行なう「栄養教諭制度」が平成17年度からスタートすることを踏まえ、平成16年度に学校栄養教諭（学校栄養職員）等を対象とした、野菜の現状、栄養、機能性、種類、生産状況、流通・消費状況を解説した野菜の食育テキスト「野菜ブック～食育のために～」を作成し、学校栄養教諭及び行政機関等に配布した。平成17年度には、同冊子を増刷し、栄養学の面から人材を育成する機関（栄養関係大学、栄養系短期大学及び調理師専門学校）に配布したところである。

平成18年度は、同冊子を食育関係者の集まるイベント会場の来場者や一般希望者等に配布したところ、非常に好評であったため一時在庫が過少となった。このため、掲載されている統計データ等を更新した上で増刷し、引き続き一般希望者等に配布した。

2 野菜情報利用高度化促進事業

「野菜情報総合把握システム」と一体的に野菜に関する情報の一元的な収集・提供を行うため、データベースの更新に必要な生産・流通・消費等の情報収集を行うとともに、中国及びアジア諸国における、主要野菜の生産流通実態、主要産地の生産・出荷動向、対日輸出動向等について、情報収集・提供を行った。

3 野菜情報総合把握システム

野菜の需給及び供給の見通しに即した合理的な生産・出荷を行うため、野菜の生産・流通・消費等に関する情報を一元的に収集・分析し、データベース化するとともに、インターネットを通じて提供を行った。

Ⅲ 砂糖類の情報関係業務及び砂糖に関する調査

1 砂糖類の情報関係業務

砂糖類に関する情報を幅広く収集、整理し、これらを関係業界、消費者等に「砂糖類情報」、ホームページ等を通じて提供した。

(1) 定期情報収集整理

情報業務を実施していく上での基礎資料として、国内外の文献、業界関連資料、各種研究会報告書、貿易関係統計資料等の各種情報を収集・整理し、関係者等に提供した。関係図書、データ類を購入した他、砂糖及び加糖調製品の通関統計を分かりやすく集計し、「砂糖類情報」等を通じて関係者、消費者に提供した。

(2) 砂糖の流通調査

砂糖の月別・地域別販売量、需要動向、小売価格の実態を把握するため、四半期ごとの①砂糖の販売量調査（35店）、②砂糖の需要動向調査（85店）のほか、毎月、③砂糖の販売価格調査（91店）を実施し、調査結果を「砂糖類情報」に掲載した。

(3) 国内地域動向調査

国内各地域における砂糖類、代替甘味料等の需給動向、砂糖の原料作物の生産動向等を明らかにするため、機構事務所において砂糖類及びその原料作物等の生産、流通、消費、価格の動向等についての情報を収集・整理し、「砂糖類情報」やホームページを通じて関係者、消費者に提供した。

(4) 加糖調製品等実態調査

砂糖の需要を奪っている加糖調製品及び新甘味料の流通動向、砂糖への影響等を定性的・定量的に調査分析し、その実態を明らかにし、今後の砂糖の需要回復に向けた方策の検討・実施に資するため、ソルビトール調製品をはじめとする加糖調製品の日本への輸入動向、国内の流通及び需要の実態等について調査し、調査結果は「砂糖類情報」、ホームページを通じて関係者、消費者に提供した。

(5) 海外研究調査

世界の砂糖需給動向、各国の砂糖需給動向、貿易統計、各国主要都市の卸売価格及び小売価格等について、LMC社（英国オックスフォード）へ調査を委託し、月別、四半期別、年度別に取りまとめ、「砂糖類情報」やホームページを通じて関係者、消費者に提供した。

また、主要国（ブラジル、タイ、インド、米国、南ア、豪州）における砂糖の産業及び政策に係る調査を委託し、その一部について砂糖類情報等を通じて提供した。

(6) 海外各国糖業事情調査

海外の主要な砂糖類の生産国及び消費国に関する概況を調査しており、18年度は米国、EU、タイにおける砂糖産業の現状、砂糖関連政策等について調査し、砂糖類情報等を通じて提供した。

(7) 「砂糖類情報」の発行

国内及び海外の砂糖類に関する情報及び機構が行った調査の結果等について、関係業界、消費者等に広く提供するため、「砂糖類情報」として毎月1,300部を発行した。

(8) 広報ビデオ、パンフレット等の提供

過去に制作したパンフレット等を各種イベントにおいて配布し、また、希望者にはビデオの貸出を行い、砂糖の正しい知識の普及啓発活動に活用した。

その他「砂糖の種類」や「砂糖の製造工程等」等、砂糖の基礎的知識を解説したパネル及びてん菜・さとうきびの実物大模型を地方農政局「消費者の部屋」等、各種イベントにおいて展示し、広報活動に活用した。

(9) インターネット・ホームページによる砂糖類情報の提供

情報収集事業等において収集・整理した砂糖類に関する国内外の情報や各種調査結果等を広く提供するとともに、消費者コーナーを活用し、消費者の砂糖類への理解を促進した。

(10) 砂糖類情報検討委員会

独立行政法人化にともない、これまで砂糖類及びその原料作物の生産及び流通等に関する情報の収集、提供業務を適切に実施するため実施していた「砂糖類情報検討会議」に換え、「砂糖類情報検討委員会」を設置・開催し、専門家、情報利用者、消費者等から幅広く意見を聴取した。

(11) 地域情報交換会

各地方事務所主催により、地域における糖業、流通、行政、消費者団体並びに地域情報モニター等の幅広い分野の関係者を参集し、「消費者が持つ砂糖類に関する認識等について」を共通テーマとして討議を行い、同関係者の分野間の情報交換会を実施した。

(12) 地域情報モニター

地域に潜在する砂糖関連情報や消費者の砂糖購入状況を常時的確に把握し、効率的な情報収集・提供活動に資するため、各事務所に地域情報モニターを計82名設置した。

(13) さとうきび・甘蔗糖関係検討会

鹿児島県、沖縄県における、さとうきび生産及び甘しゃ糖産業の体質強化等を実現するため、国、両県関係者、大学関係者等、産官学を通じた幅広い関係者による検討会を実施し、食料・農業・農村基本計画に掲げられた目標値に対する進捗状況を検証するとともに、さとうきび栽培及び甘しゃ糖製造の諸問題について共通認識の醸成等を図った。

(14) 専門調査員調査

砂糖及び甘味資源作物の生産及び流通について、専門的かつ客観的に分析を加えて関係者に提供するため、外部の学識経験者による専門調査員を設置し、専門調査員による現地調査を実施し、調査結果は砂糖類情報等を通じて提供した。

(15) 砂糖に関する学術調査

砂糖についての正しい知識に関する情報提供のため、砂糖およびその原料作物の国内需給等に影響を及ぼす生産、流通、消費、環境などについて、経済学・経営学など社会科学系の分野で学術調査を実施し、これらの結果を砂糖類情報及びホームページに掲載し幅広く情報提供した。

(16) 甘味資源作物生産・経営構造調査

てん菜の生産・経営の実態及び問題点を把握するため、1990・1995・2000年農業センサスを組替え集計するとともに、併せて生産者へのアンケート調査を

実施し、この結果を比較・分析し、行政、糖業関係者に提供した。

(17)消費動向調査

今後の的確な情報提供ならびに砂糖需要の維持拡大に向けた取り組みに資するため、消費者の砂糖及びその原料作物に対する意識や砂糖に関する様々な関連情報の認知度等について調査し、この結果を分析し、行政、糖業関係者に提供した。

2 輸入粗糖に関する調査

機構業務の適正な運営及び製糖業界の健全な発展に資するための基礎資料を得ることを目的として、以下の調査を行った。

(1) 輸入粗糖在庫（I S）状況調査

精製糖業者及び商社等の協力を得て、月毎に倉庫承認（I S）を得た数量、直輸入申告数量（I C）及び溶糖するため売買契約した数量から総合的に粗糖の在庫状況の調査を行った。

(2) 輸入粗糖価格（C I F）調査

所轄管内におけるすべての申込者の協力を得て、月毎の引取済（輸入許可等済）輸入粗糖についての原産地別数量及び輸入価格（C I F）並びに単価の調査を行った。

(3) 溶糖量調査

精製糖業者等の協力を得て、月毎に粗糖の売買契約したものの中から引き取られた数量及び引き取られた数量の中から溶糖に回された数量の調査を行った。

3 砂糖の流通調査

砂糖の月別・地域別販売量の動向及び事務所所在都市における砂糖の小売価格等の動向並びに当該年度において必要とする事項の実態を把握することを目的として以下の調査を行った。

(1) 販売量調査

地域別の砂糖の販売量を砂糖の全国代理店会の協力を得て調査した。

- ① 調査対象店舗は、砂糖の販売に関する代理店契約をしている者（以下「代理店」）とし、全数調査とした。
- ② 調査事項は、月別ごとの精糖、ビート糖及び液糖（実量）の地域別販売量とし、当月限の現物で特約店・実需等流通下部段階に販売された数量とした。
- ③ 地区区分は、北海道・東北・関東・甲信越（山梨、長野、新潟県）・北陸（石川、富山、福井県）・東海（静岡、岐阜、愛知、三重県）・近畿・中国（山

口県を除く)・四国・九州(山口県を含む)及び沖縄県である。

(2) 需要動向調査

地域別の砂糖の需要動向を全国砂糖特約店協同組合連合会の協力を得て調査した。

- ① 調査対象店舗は、砂糖の特約店とした。
- ② 調査事項は、月別ごとの精糖、ビート糖、液糖、異性化糖、ソルビトール調製品及びその他の加糖調製品の地域別販売数量及び販売先別需要動向等とした。
- ③ 砂糖特約店の販売状況等、必要事項を調査する。

(3) 販売価格調査

小売段階の業態別・糖種別・地域別の販売価格を調査した。

- ① 調査対象は、小売店(スーパー、コンビニエンスストア等)である。
- ② 調査方法は、当機構の事務所所在都市に所在する各店舗のうちから事務所の所在する都市の状況に応じ取扱量、地域性、調査対象店舗系列等を勘案して選定し、毎月の5日を基準日とし、その前後5日以内に調査担当者が調査対象店舗へ出向いて調査した。

IV 蚕糸に関する情報業務

1 国内蚕糸絹業調査

(1) 全国絹織物生産高調査

絹織物製造業者の生糸消費及び絹織物の生産動向を把握するため、全国の絹織物産地における①生糸類（生糸、玉糸、野蚕糸、手紡絹糸、絹紡糸、柞紡糸）の用途別消費高、②品種別絹織物生産高等について調査した。

(2) 絹糸、絹織物輸入動向調査

17年1月以降の輸入自由化に伴う絹糸、絹織物について、その輸入量や輸入業者の動向、国内絹織物産地への影響などを明らかにするため、(株)繊維市場研究社に委託し、輸入商社を対象にその実態について調査した。

2 海外蚕糸絹業調査

海外の絹需給を的確に把握するため、海外各国の蚕糸絹業について可能な限りの資料、情報等の入手に努めた。

また、18年度は、中国の蚕糸絹業事情について現地調査を実施した。

3 情報の提供

国内及び海外の蚕糸絹業に関する情報及び機構が行った調査の結果等について、関係業界に広く提供するため、「シルク情報」として毎月650部を発行し、18年度については「シルク豆辞典」を新たに掲載し、内容の充実を図った。

また、これらの情報を広く提供するため、シルク情報ホームページを運用し、関係機関34箇所のホームページへのリンクを設定することにより、利用者が幅広い情報を選択できるよう努めた。

V その他の情報収集提供業務

1 食に関するフォーラム等

農畜産業振興機構は、中期計画に「食料・農業・農村基本計画に定める食料消費の姿、食品の健康に果たす役割等についての理解を深めるとともに、基本計画に掲げる農業生産に関する課題の解決、食品安全に係るリスクコミュニケーションの充実に資するよう実施する」と掲げている。このことから機構は、農林水産省の地方農政局及び関係する都道府県等と連携し、積極的な情報提供業務の一環として、以下のとおりフォーラム等を実施した。

○フォーラム（3回）

開催日	開催場所	テーマ
18年12月10日（日）	山形県山形市	東北地域食育フォーラム
19年1月30日（火）	愛知県名古屋市	食のフォーラム in 東海
18年2月7日（水）～8日（木）	熊本県熊本市	九州発「食」のフォーラム

○セミナー（5回）

開催日	開催場所	テーマ
18年10月27日（金）	広島県広島市	食の安全・安心セミナー （トレーサビリティ、GAP(適正農業規範)）
18年12月2日（土）	石川県七尾市	食育セミナー （健康な食生活について）
18年12月6日（水）	兵庫県神戸市	食事バランスガイド実践のすすめ （野菜の摂取等、健康な食生活について）
19年1月17日（水）	北海道札幌市	食と地域文化を考えるセミナー
19年1月21日（日）	鹿児島県鹿児島市	食育セミナー （地域ごとの食育の取り組み）

○農産物フェアへの参加

開催日	開催場所	テーマ
18年6月24日（土）	大阪府大阪市	第1回食育推進全国大会へ出展 機構テーマ：農畜産物の正しい知識を広げよう！ －食肉、牛乳・乳製品、野菜、砂糖－

2 消費者代表との意見交換会

農畜産業振興機構は、中期計画に「消費者への情報の提供について、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、企画段階からの消費者、有識者等の参加を促進し、食の安全・安心関連情報等消費者の関心の高い情報を積極的に提供する」ことを掲げている。このことから、双方向、同時的な情報や意見の交換により、消費者等の理解の促進を図るため、以下のとおり消費者代表との意見交換会を実施した。

開催日	分野	議 題
18年 7月 7日 (金) (現地意見交換会)	畜産	東京の銘柄豚「TOKYO X」について 視察先：青梅畜産センター（東京都青梅市）
18年 9月 13日 (水) (現地意見交換会)	蚕糸	養蚕・製糸・絹業の製造現場 視察先：碓氷製糸農業協同組合（群馬県安中市） 養蚕農家（群馬県富岡市） 絹小沢株式会社（群馬県高崎市）
18年 9月 29日 (金) (現地意見交換会)	砂糖	砂糖の製造現場 視察先：株式会社徳倉東金工場（千葉県東金市） 米屋株式会社（千葉県成田市）
18年 12月 5日 (火) (現地意見交換会)	野菜	野菜の生産・流通の現場 視察先：JA全農青果センター株式会社（埼玉県戸田市） JA花園農産物直売所（埼玉県深谷市） ブロッコリー生産圃場（ 〃 ）

3 メディアとの意見交換会

農畜産業振興機構は、中期計画に「消費者への情報の提供について、消費者の視点に立ってその要望に応えた分かりやすい情報とするため、企画段階からの消費者、有識者等の参加を促進し、食の安全・安心関連情報等消費者の関心の高い情報を積極的に提供する」ことを掲げている。このことから、常に消費者に目が向いているメディアから消費者ニーズを把握するため、以下のとおりメディアとの意見交換会を実施した。

開催日	分野	議 題
18年 4月 18日 (火)	畜産	牛乳・乳製品について (最近の情勢、国産チーズの販売・消費状況)
18年 6月 29日 (木)	全般	地産地消について (地産地消が目指すところ、ネットワークですすめる地産地消活動の紹介)
18年 10月 6日 (金)	畜産	畜産物の今後の生産、供給のあり方 (畜産物と競合する水産物の需給状況、企業の取組み)
19年 3月 14日 (水)	全般	エコフィード（食品残さ飼料）について (食品残さの飼料化の必要性・課題、実践的活動の紹介)

4 学校給食における地産地消の推進に向けての優良事例調査結果について

近年、地域で生産されたものをその地域で消費することを基本とする「地産地消」の推進と、健全な食生活を実践することができる人間を育てることを目的とする「食育」の推進が全国的な運動として展開されている。

また、このような情勢を反映する形で、平成 17 年 3 月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」において、地産地消の推進が重要政策課題の 1 つとして位置付けられるとともに、平成 17 年 6 月に制定された「食育基本法」においては、食育の推進方策の 1 つとして学校給食における地

産地消の促進が掲げられているところである。

農畜産業振興機構では、従来から、学校栄養職員の方々等を対象とした食育テキスト「野菜ブック」の作成と配布、食育をテーマとしたフォーラム等の開催、ホームページを通じた食育関連情報の提供、学校給食における産地消に関するアンケート調査の実施等に取り組んできたところである。

平成 18 年度においては、社団法人全国学校栄養士協議会の協力の下、特に地場農産物を供給する生産者サイドと地場農産物を受け入れる学校給食関係者との連携の実態に着目しつつ、学校給食への地場農産物の供給が円滑に行われている優良事例の現地調査を以下のとおり実施した。

調 査 場 所	調 査 先
群馬県高崎市	高崎市教育委員会、J A たかさき
千葉県千葉市	千葉市教育委員会、千葉県学校給食会、J A 千葉みらい
愛知県常滑市	常滑市北学校給食共同調理場、J A あいち知多
愛知県豊田市	豊田市教育委員会、J A あいち豊田